



学ぶ



稼ぐ



支える



結ぶ



守る



食に感謝し
平和を願うまち

ちくぜん食の都づくり
マスコットキャラクター
ちくちゃん

第2次 筑前町総合計画 後期基本計画 及び 第3期 筑前町総合戦略

と
か
い
な
か

／ 緑あふれる豊かで便利な



筑前町 令和7年9月



ごあいさつ

「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」を目指して

～「食」に感謝し「平和」を願うまちづくり～

筑前町は、令和2年3月に第2次筑前町総合計画を策定し、「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」を目指すべき将来像に、「人口30,000人」を10年後の目標人口に掲げ、「前期基本計画（令和2年度～令和6年度）」を基に、その実現に向けてさまざまな施策に取り組んでまいりました。



全国の自治体の約9割が人口減少となる中、本町は令和7年3月に合併20周年を迎え、4月末現在の人口30,880人と合併時から1,500人以上の増加、令和6年10月時点の人口増加率は1.20%で県内1位となっています。これは、先人たちが築き上げられてきた本町の魅力とその魅力を活かして町民の皆様と進めてきたまちづくりを評価いただいた結果であろうと考えます。

今、10年間の計画である基本構想の中間年を迎えるにあたり、今後5年間のまちづくりの指針となる「後期基本計画（令和7年度～令和11年度）」を策定いたしました。策定にあたっては、町民アンケートやパブリックコメントの実施、総合計画審議会委員の公募、中学生ワークショップの開催など、町民参画の契機として捉え、皆様の意見を反映させることに努めてまいりました。また、前期計画期間の成果と課題について評価を行い、町民ニーズのほか、時代の潮流、国や県が示す方針や計画を踏まえた内容となっております。

これからの時代、さらなる少子高齢化や物価高騰などが進み、私たちの生活を取り巻く環境が一層厳しくなっていくことが予想されます。今回策定した後期基本計画をこれからのまちづくりの指針として、皆様と力を合わせて取り組み、この困難な状況を乗り越えてまいりたいと思います。

最後になりますが、この筑前町総合計画後期基本計画の策定にあたりご審議いただいた総合計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップにご協力いただいた町民の皆様など、多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和7年9月 筑前町長 田頭 喜久己

第2次筑前町総合計画 後期基本計画



目次

INDEX

- 1. 計画策定の概要 002
 - 1.1 総合計画の策定趣旨 002
 - 1.2 総合計画の構成 002
 - 1.2.1 基本構想 002
 - 1.2.2 基本計画 002
 - 1.2.3 実施計画 002
 - 1.3 後期基本計画の策定方針 003
 - 1.4 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み 004
- 2. 本町のおかれる状況 005
 - 2.1 町の人口 005
 - 2.2 財政状況 006
 - 2.2.1 歳入・歳出 006
 - 2.2.2 財政力指数 007
 - 2.2.3 経常収支比率 007
 - 2.2.4 実質公債費比率 008
 - 2.2.5 将来負担率 008
 - 2.3 町民アンケート 009
- 3. 本町の将来像 013
 - 3.1 目標人口 013
 - 3.2 第2次筑前町総合計画策定の意義 014
- 4. 後期基本計画 015
 - 4.1 後期基本計画における政策別の取り組み方針 015
 - 4.2 政策別の施策体系 017
 - 4.3 政策を推進するための施策・成果指標 019
 - 4.3.1 学ぶ 019
 - 4.3.2 守る 035
 - 4.3.3 稼ぐ 051
 - 4.3.4 支える 061
 - 4.3.5 結ぶ 073
 - 4.4 政策推進のための事業基盤 085
 - 4.4.1 DXの推進 086
 - 4.4.2 持続可能な財政運営 087
 - 4.4.3 行政運営の効率化 088

1 計画策定の概要

1.1 総合計画の策定趣旨

総合計画は、将来どのような町にしていきたいか、その実現のためにどう取り組んでいくかを総合的にまとめたもので、町の全ての計画の基本となります。

本町は、2007年3月に第1次筑前町総合計画「ちくぜん未来物語」を策定し「みんなで創る みどり輝く快適空間筑前町」を将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。

しかし今後、人口減少や少子高齢化の進行により、労働人口の減少に伴う税収減が懸念される一方で、社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予測されます。

また、自然災害に対する備えといった安心安全対策や、持続可能な社会の形成に向けた地域環境への対応など、積極的な取り組みが求められています。

こうした社会や環境の変化に的確に対応しつつ、町民と行政が中長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を共有し、本町の特色を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、2020年に「第2次筑前町総合計画」を策定しました。

1.2 総合計画の構成

1.2.1 基本構想

期間：おおむね10年間（2020年～2029年）

本町の目指す「将来像」を明らかにしたもので、町を取り巻く環境に大きな変化がない限りは、方向性及び理念を継承します。

1.2.2 基本計画

期間：5年間（前期2020年～2024年 後期2025年～2029年）

将来像を実現するために必要な施策やその方針を示したもので、社会変化に対応し実効性の高い計画とするため、前期基本計画5年間、後期基本計画5年間とします。

計画期間に達する前であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

1.2.3 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を効果的に推進するための個別事業の内容を明らかにしたもので、社会経済情勢の動向などを踏まえ、毎年見直しを行います。

1.3 後期基本計画の策定方針

前期基本計画では、10年後の将来像として「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」の実現やまちづくりの理念として「食に感謝し 平和を願うまち」を掲げ、5つの政策をもとにまちづくりを進めてきました。

後期基本計画においても、将来像やまちづくりの理念は現在の計画を引き継ぎ、これからのまちづくりを進めていきます。また、前期基本計画の進捗状況を踏まえた見直しのほか、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする社会・経済情勢の変化や物価高騰対策、ワンヘルスの推進など国県の動向を念頭に置いた更新を行います。

第2次筑前町総合計画 2020（令和2）年度～2029（令和11）年度

目指す将来像 5つの政策

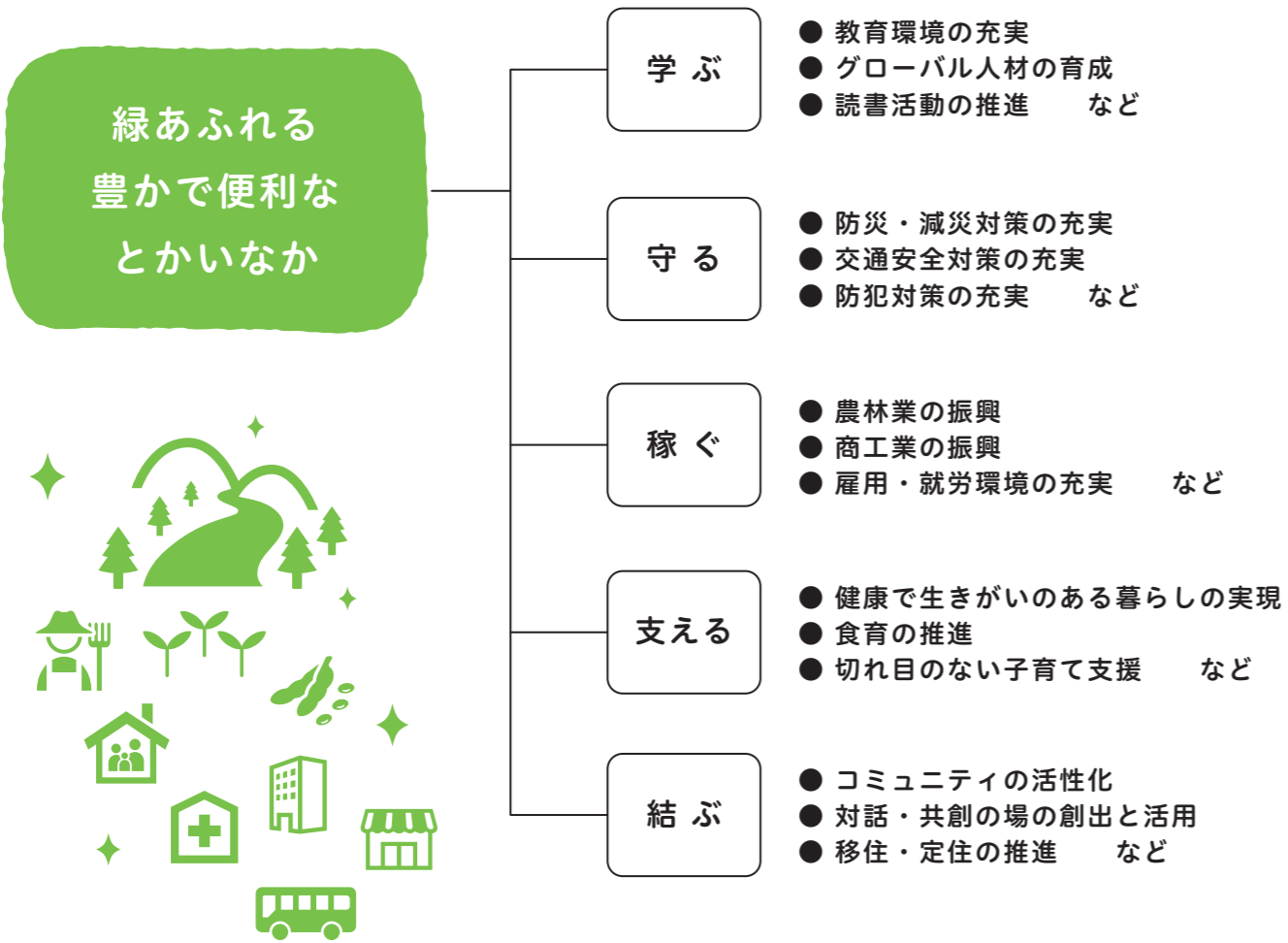


図1-1 総合計画の目指す将来像と5つの政策

1.4 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み

本町では、SDGsの理念を踏まえ、総合計画の各施策にSDGsの17のゴール（目標）を関連付けます。

施策や実施計画に定めた事業を実施し、目標達成のための取り組みを進めることで、SDGsが目指す「未来にわたって持続可能なまちづくり」を推進していきます。



出典 国際連合広報センター

1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国間での不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図1-2 SDGsの17のゴール（目標）

2 本町のおかれる状況

2.1 町の人口

(1) 人口

二町合併後の2005年から緩やかに減少し、2011年には29,202人となりましたが、その後増加に転じ、2022年には30,000人を超過しました。

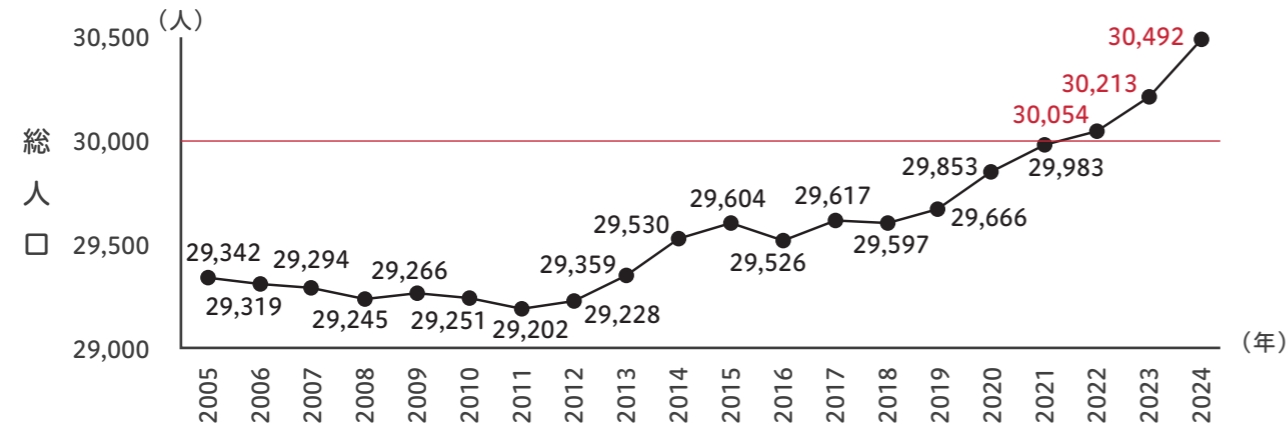


図 2-1 筑前町総人口推移

出典 筑前町住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 産業別人口

産業別の就業人口の割合をみると、6割以上が第三次産業に従事しています。

一方で第一次産業や第二次産業については福岡県全体の割合よりも大きくなっていることが特徴です。

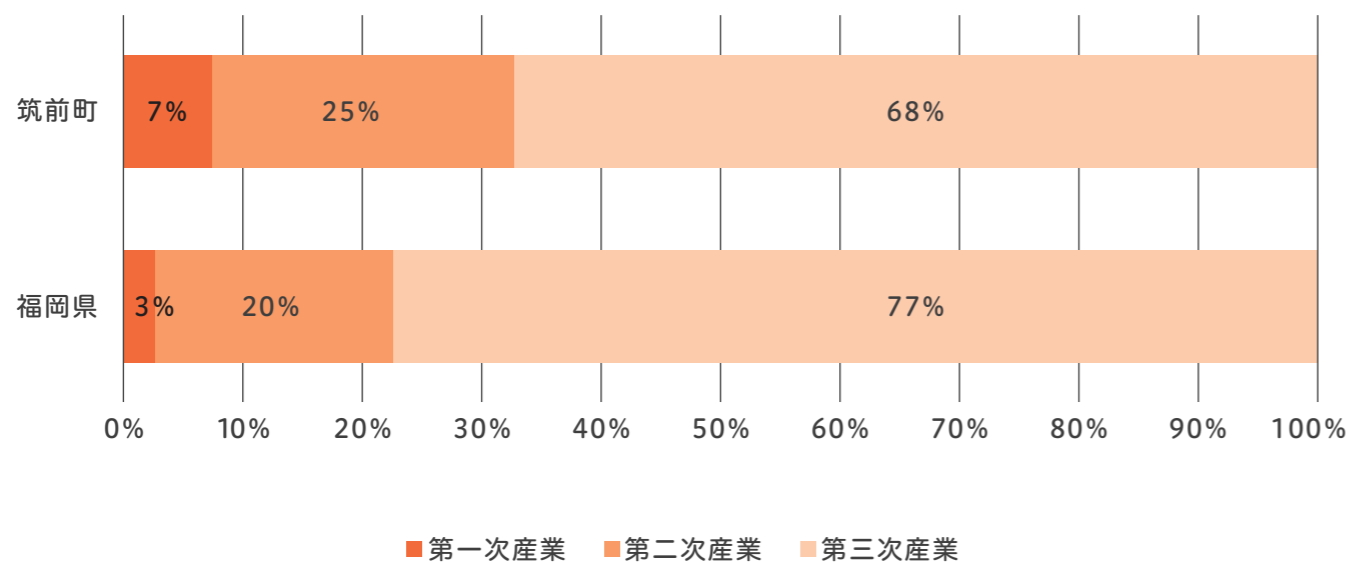


図 2-2 産業別就業人口割合

出典 2020年 国勢調査

2.2 財政状況

2.2.1 歳入・歳出

歳入は自主財源よりも依存財源の割合が大きい状態が続いています。

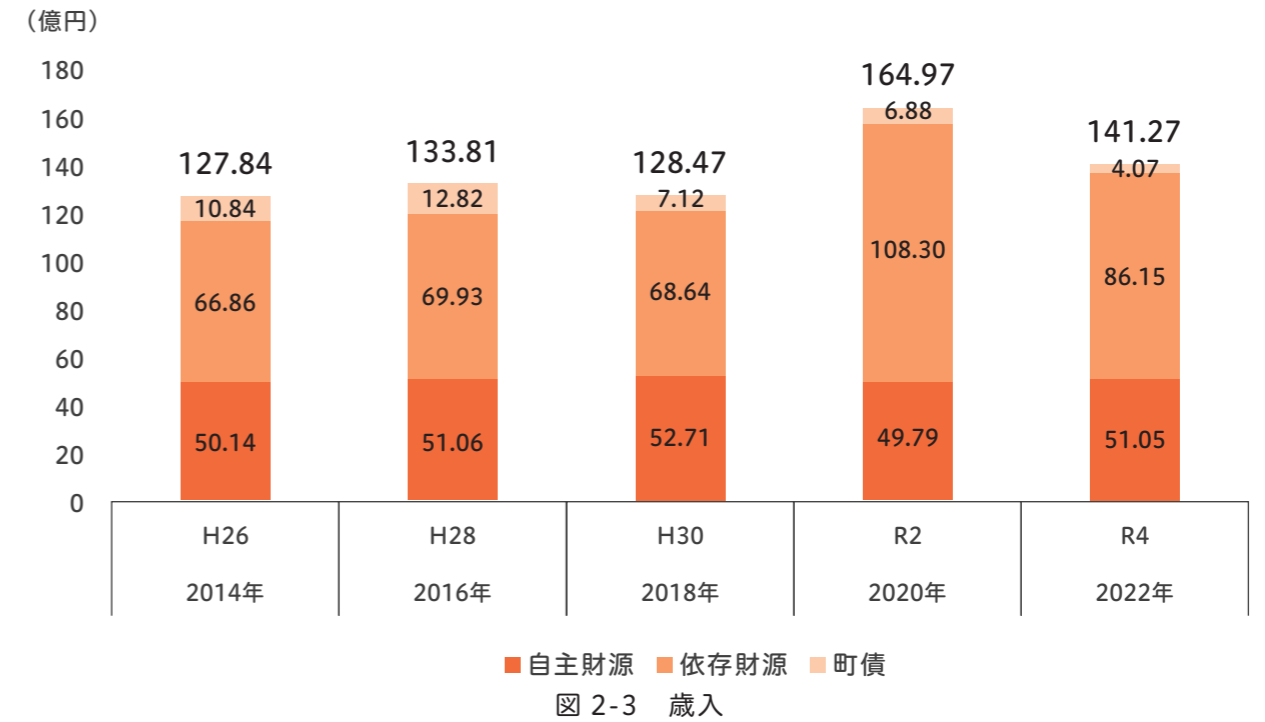


図 2-3 歳入

出典 財政状況資料集

歳出は、義務的経費である扶助費が増加傾向にあります。高齢化による社会保障費の増加が主な要因です。

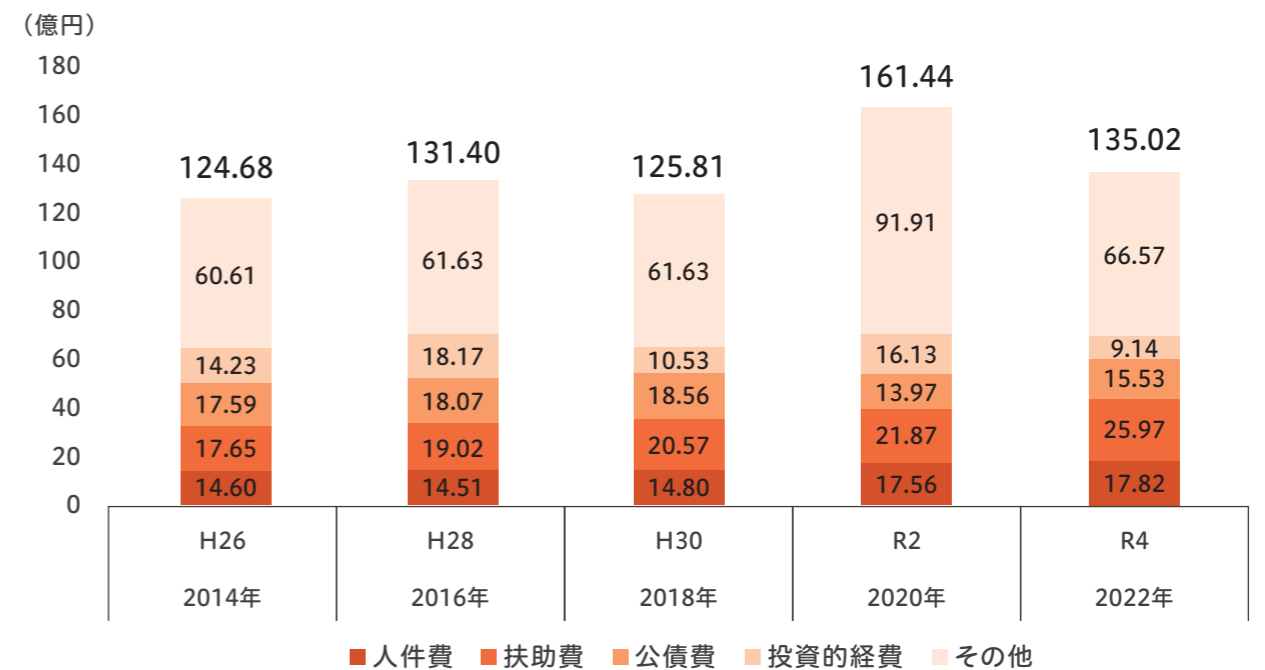


図 2-4 歳出

出典 財政状況資料集

2.2.2 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

県平均値よりも低い値で推移している本町では、自主財源の確保が重要な課題です。

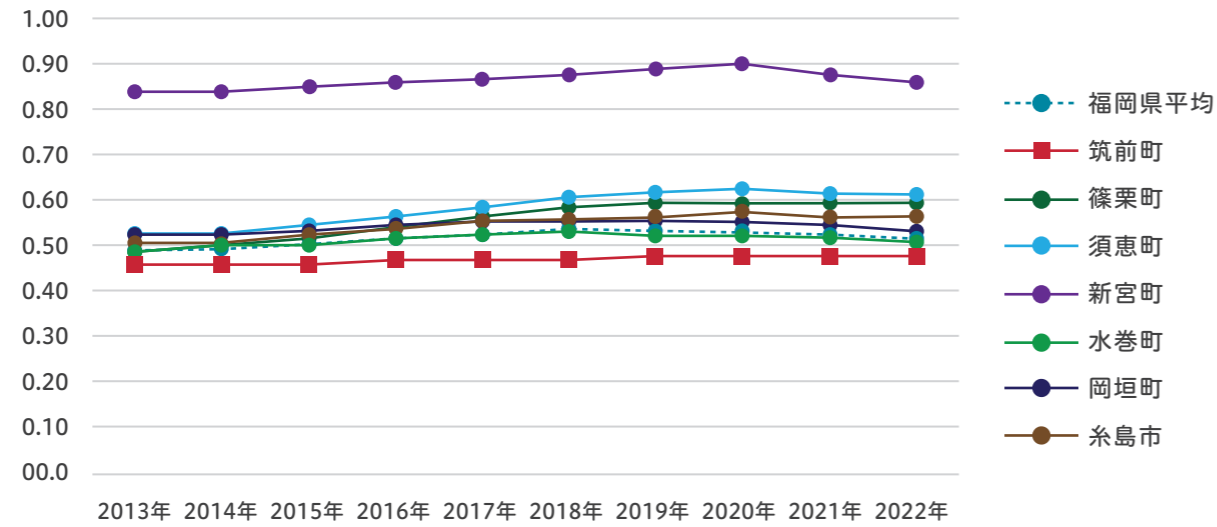


図 2-5 財政力指数

出典 財政状況資料集

2.2.3 経常収支比率

地方税や普通交付税のように使途が特定されておらず、一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合のことで、数値が低いほど自由に使うことができるお金が多いことを示しています。

本町は2018年に県平均値を下回っており、このまま低い水準を保つことが大切です。

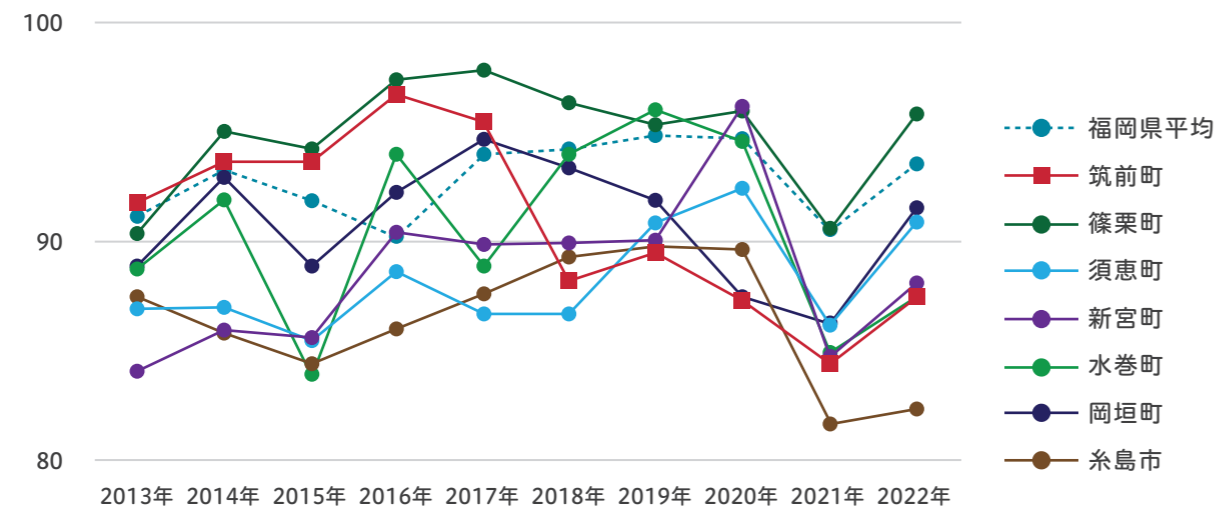


図 2-6 経常収支比率

出典 財政状況資料集

2.2.4 実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさ、資金繰りの程度を、その地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものです。

本町は県平均を上回っています。要因としては、合併に伴うインフラ整備の事業による借金返済があります。

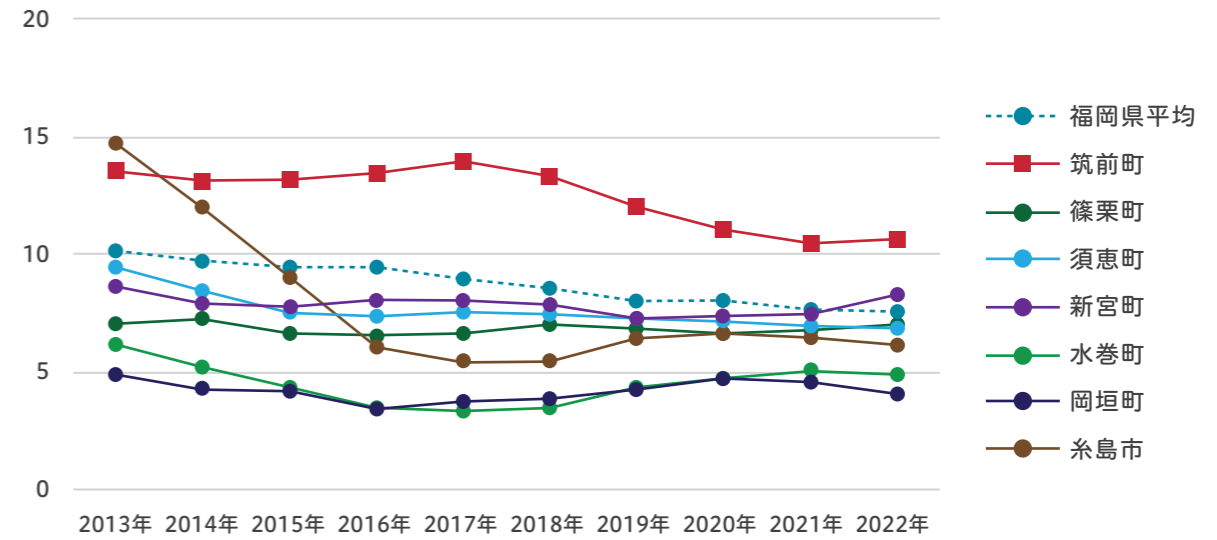


図 2-7 実質公債費比率

出典 財政状況資料集

2.2.5 将来負担率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示した指標です。

合併に伴う建設事業費や、下水道整備事業の借金の計画的な返済から、県平均を2022年に下回りました。

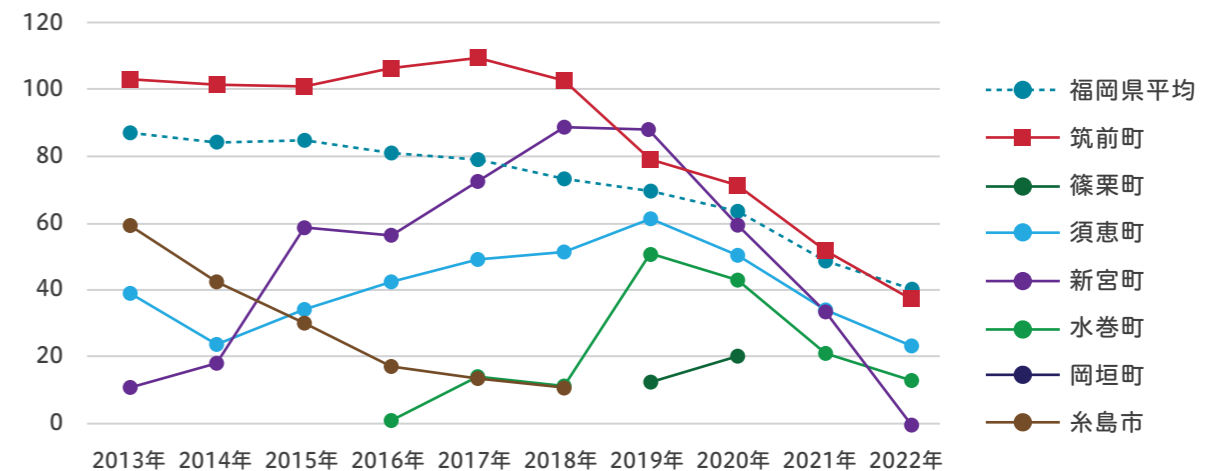


図 2-8 将来負担率(公表年度のみを掲載)

出典 財政状況資料集

2.3 町民アンケート

(1) 町民アンケートの概要

第2次筑前町総合計画後期基本計画を策定するにあたり、本計画はまちづくりの方向を示す総合的な指針であることから、住民の皆様の意見を反映すべく、町の現状に対してどのように感じているか、またこれからのまちづくりに関してどう考えているのかを把握するため、町民アンケートを実施しました。

表 2-1 調査の概要

調査地域	筑前町全域
調査対象者	筑前町在住の18歳以上1,500名を対象
調査期間	2024年2～3月
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネットによる回答
配布数(A)	1,500
回収票数(B)	627件(郵送:511件 インターネット:116件)
回収率(B)/(A)	41.8%

(2) 調査結果

1) 町への愛着(住みよいか)

● 現在の筑前町を住みよい所だと思うか

全体の83.4%が「筑前町を住みよい」もしくは「どちらかといえば住みよい」と回答しており、町への愛着度が高いことが分かります。

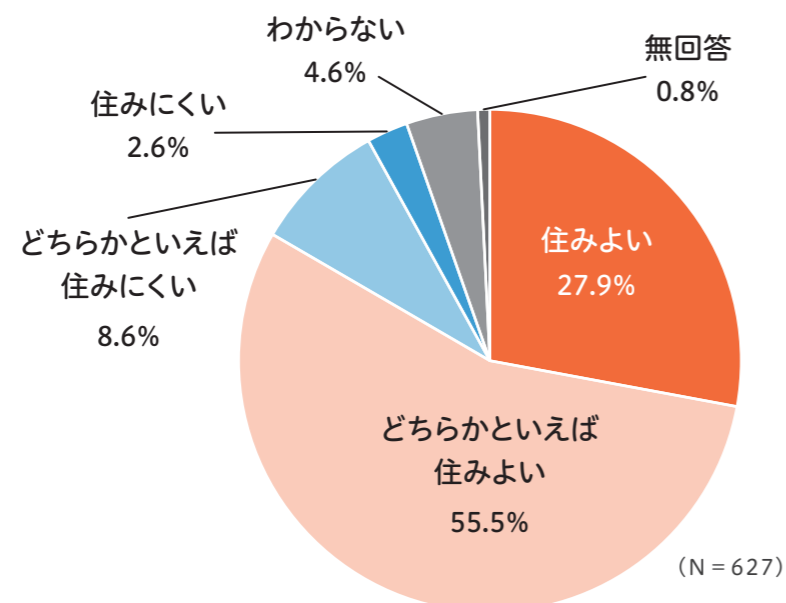


図 2-9 筑前町を住みよい所だと思うか

2) 町への定住意向

● 筑前町に住み続けたいと思うか

全体の86.2%が、「筑前町に住み続けたい」もしくは「どちらかといえば住み続けたい」と回答しており、筑前町への定住意向が高いことが分かります。定住の理由として、恵まれた自然環境のほか、日常の買い物のしやすさ、交通アクセスの良さ等があげられます。

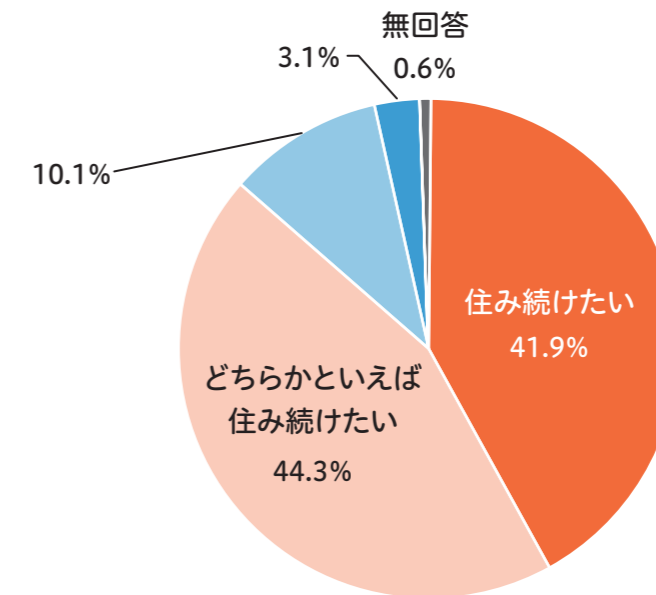


図 2-10 筑前町に住み続けたいと思うか

<住み続けたい理由>

表 2-2 筑前町に住み続けたい理由(上位5項目)

順位	理由(n=541 ※複数回答)	割合(%)
1	自然環境に恵まれているから	57.3
2	家族や知人が住んでいるから	56.7
3	日常の買い物が便利だから	30.1
4	道路事情や交通の便がいいから	23.3
5	地域の行事や近所付き合いが面倒ではないから	18.7

<住み続けたくない理由>

表 2-3 筑前町に住み続けたくない理由(上位5項目)

順位	理由(n=82 ※複数回答)	割合(%)
1	日常の買い物が不便だから	51.2
2	地域の行事や近所付き合いが面倒だから	46.3
3	道路事情や交通の便が悪いから	43.9
4	町内に適当な職場が少ないから	30.5
5	保健・医療分野のサービスや施設が不十分だから	29.3

3) 散布図

この図は、町民アンケートにおける重要度・満足度調査の結果を、縦軸を重要度、横軸を満足度として示したもので、重要度(縦軸)は上に行くほど高く、満足度(横軸)は右に行くほど高い、ということになります。重要度は高いものの満足度が低い項目、散布図におけるAゾーンに位置する項目については、重点的に取り組む必要がある課題ととらえることができます。

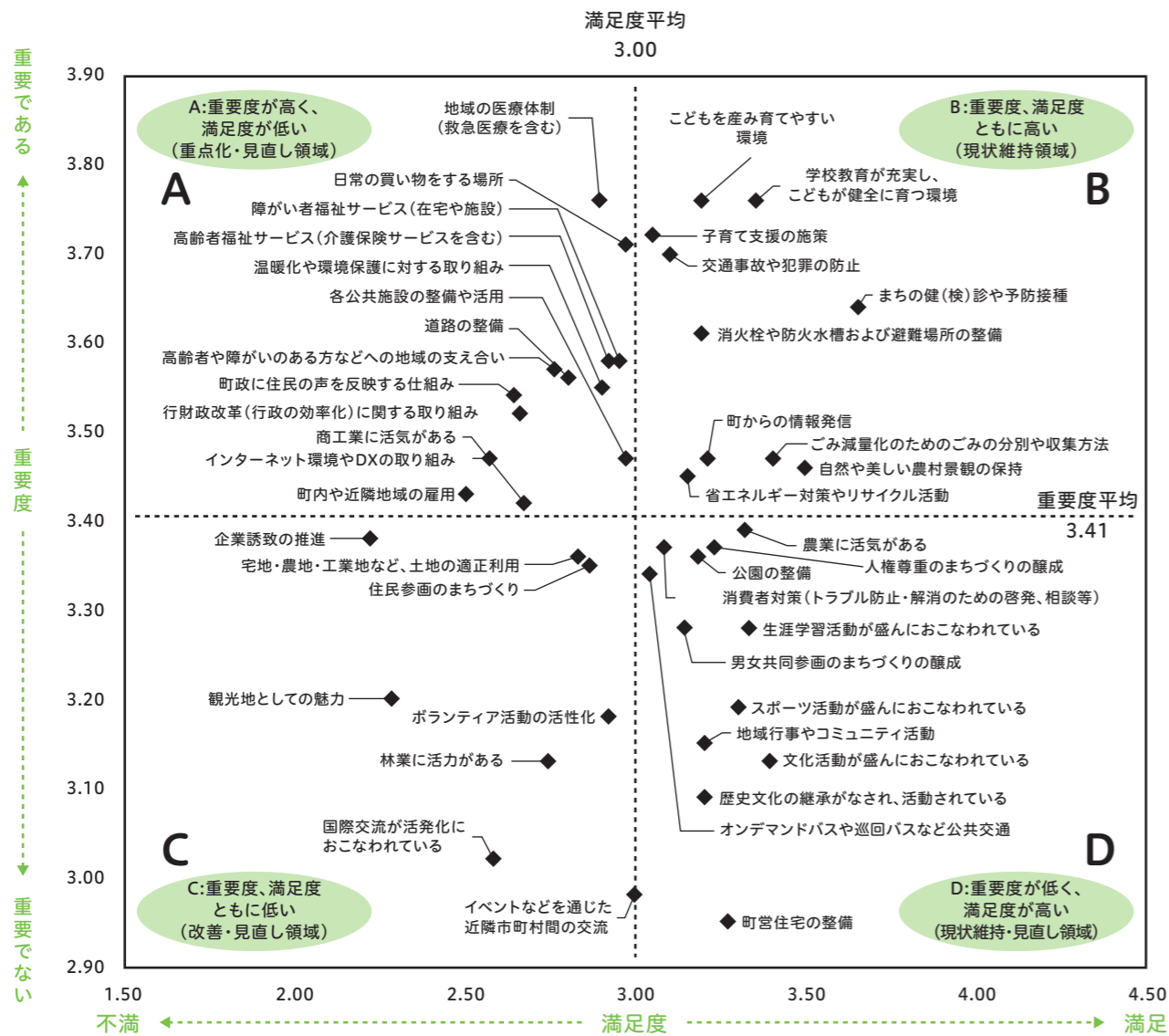


図 2-11 町の政策に関する重要度と満足度の散布図

※満足度・重要度は平均評定値(加重平均値)を算出する方法で点数化しています

● 重要度(高い順)

重要度が最も高い取り組みは「学校教育が充実し、子どもが健全に育つ環境」「子どもを産み育てやすい環境」「地域の医療体制(救急医療を含む)」(平均評定値3.76)、次いで「子育て支援の施策」(3.72)、「日常の買い物をする場所」(3.71)の順となっており、子育て環境や医療・福祉サービス、買い物施設等の取り組みについて関心が高い傾向にあります。

表 2-4 重要度(上位 10 項目)

順位	施策	重要度得点
1	学校教育が充実し、子どもが健全に育つ環境	3.76
2	子どもを産み育てやすい環境	3.76
3	地域の医療体制(救急医療を含む)	3.76
4	子育て支援の施策	3.72
5	日常の買い物をする場所	3.71
6	交通事故や犯罪の防止	3.70
7	まちの健(検)診や予防接種	3.64
8	消火栓や防火水槽及び避難場所の整備	3.61
9	障がい者福祉サービス(在宅や施設)	3.58
10	高齢者福祉サービス(介護保険サービスを含む)	3.58

● 満足度(低い順)

最も満足度が低い取り組みは「企業誘致の推進」(2.22)、次いで「観光地としての魅力」(2.28)、「町内や近隣地域の雇用」(2.50)、「インターネット環境やDXの取り組み」(2.57)、「国際交流が活発におこなわれている」(2.58)などがあげられ、観光や企業誘致、雇用に対する満足度が低いという結果が出ています。

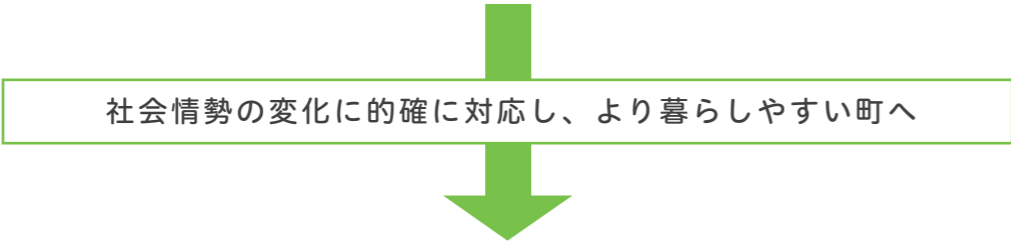
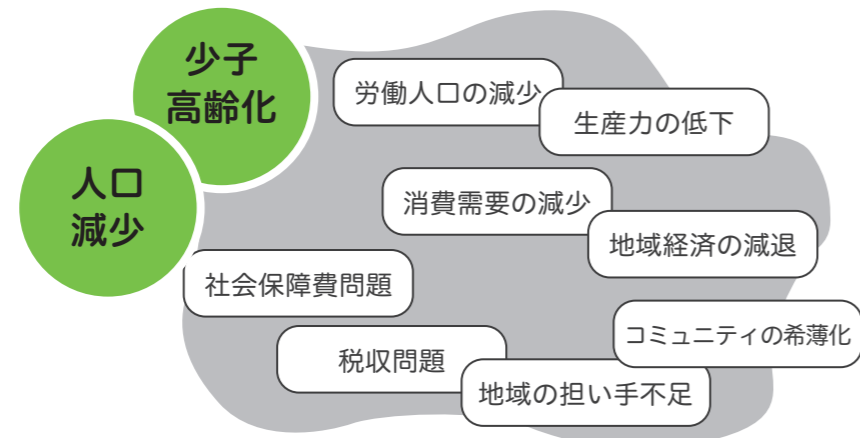
表 2-5 満足度(下位 10 項目)

順位	施策	満足度得点
1	企業誘致の推進	2.22
2	観光地としての魅力	2.28
3	町内や近隣地域の雇用	2.50
4	インターネット環境やDXの取り組み	2.57
5	国際交流が活発におこなわれている	2.58
6	町政に住民の声を反映する仕組み	2.64
7	行財政改革(行政の効率化)に関する取り組み	2.66
8	商工業に活気がある	2.67
9	林業に活気がある	2.74
10	高齢者や障がいのある方などへの地域の支え合い	2.76

3 本町の将来像

3.1 目標人口

人口の減少は、労働人口の減少による生産力の低下や消費需要の減少などによる地域経済の減退、社会保障費や税収への影響、地域の担い手不足など、地域社会へさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。



第2次筑前町総合計画では、福祉・教育・文化の充実、安心安全で快適な住環境づくり、活力ある産業の基盤整備など、さまざまな取り組みによって人口を増加・維持していくことに努め、「10年後の町の人口 30,000人」という目標を設定しました。

2022年時点で、本町の人口は30,000人を超え、目標人口に到達しています。しかし、全国的な人口減少下においては、中長期的には本町の人口も減少していくことが避けられない見通しです。第2次筑前町総合計画の計画期間においては、30,000人という目標人口を維持していくことを目指します。

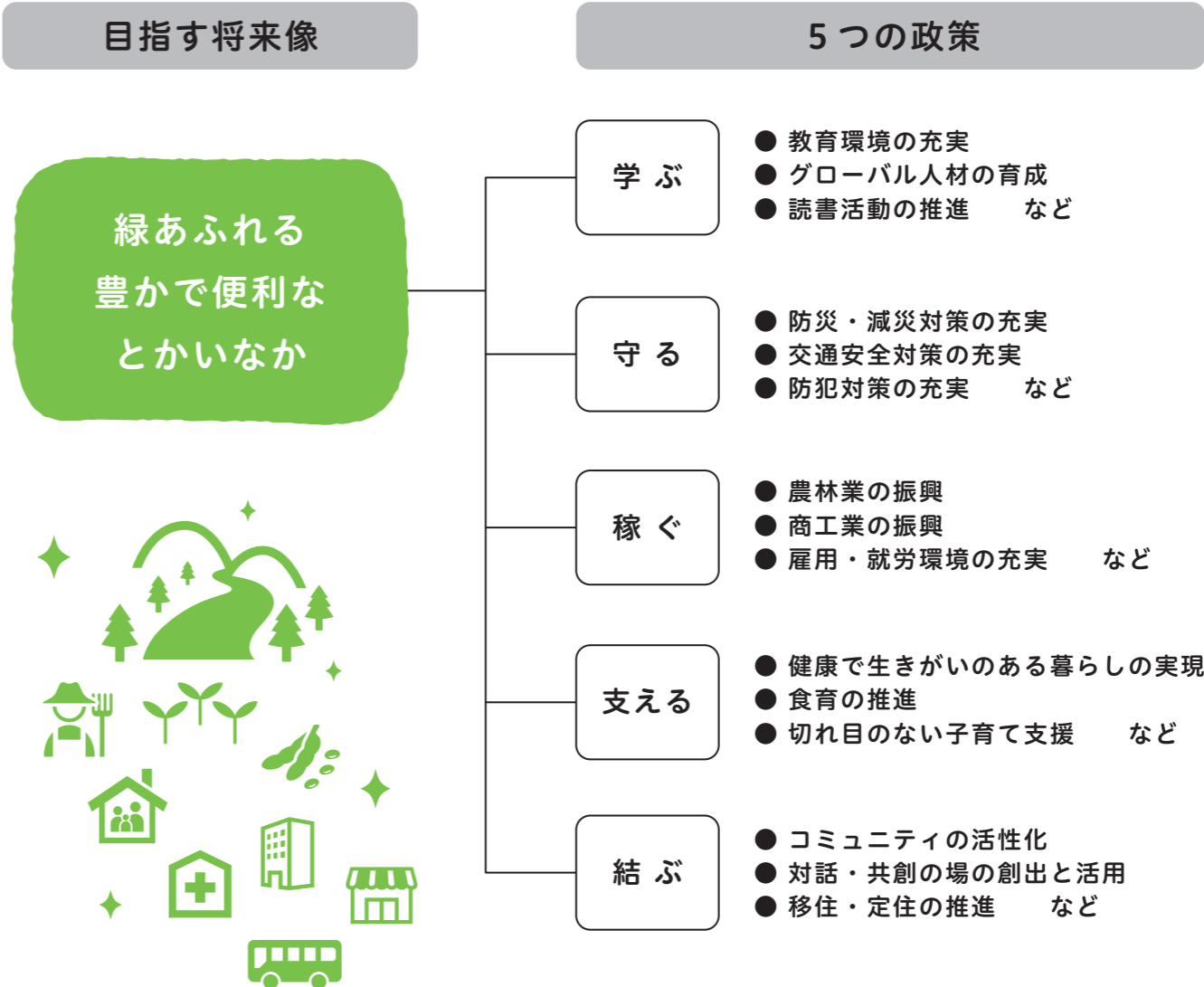


3.2 第2次筑前町総合計画策定の意義

2024年に実施した町民アンケートでは、「筑前町は住みよい所だと思う」と回答した人の割合が83.4%、「これからも筑前町に住み続けたい」と回答した人の割合が86.2%と、いずれも高い満足度を得ています。また、多くの自治体で人口が減少傾向にある中、本町の人口が増えているというのも、第1次筑前町総合計画の取り組みの成果であると考えられます。

第2次筑前町総合計画は、先人が築き上げた歴史や文化を次世代に継承し、持続可能な社会の形成に向けて成長し続けていくための長期的・戦略的なビジョンとして策定しました。

第2次筑前町総合計画 2020（令和2）年度～2029（令和11）年度



4 後期基本計画

4.1 後期基本計画における政策別の取り組み方針

前期基本計画策定からの5年間で社会情勢は目まぐるしく変化しているため、求められる社会的ニーズを把握し、より効果的な施策を実施していく必要があります。そこで、後期基本計画では、こうした社会情勢に的確に対応すべく、本町のおかれる現況を多角的に分析したうえで、これから重点的に取り組む必要があるものを「取り組むべき方向性」として次のように決めました。

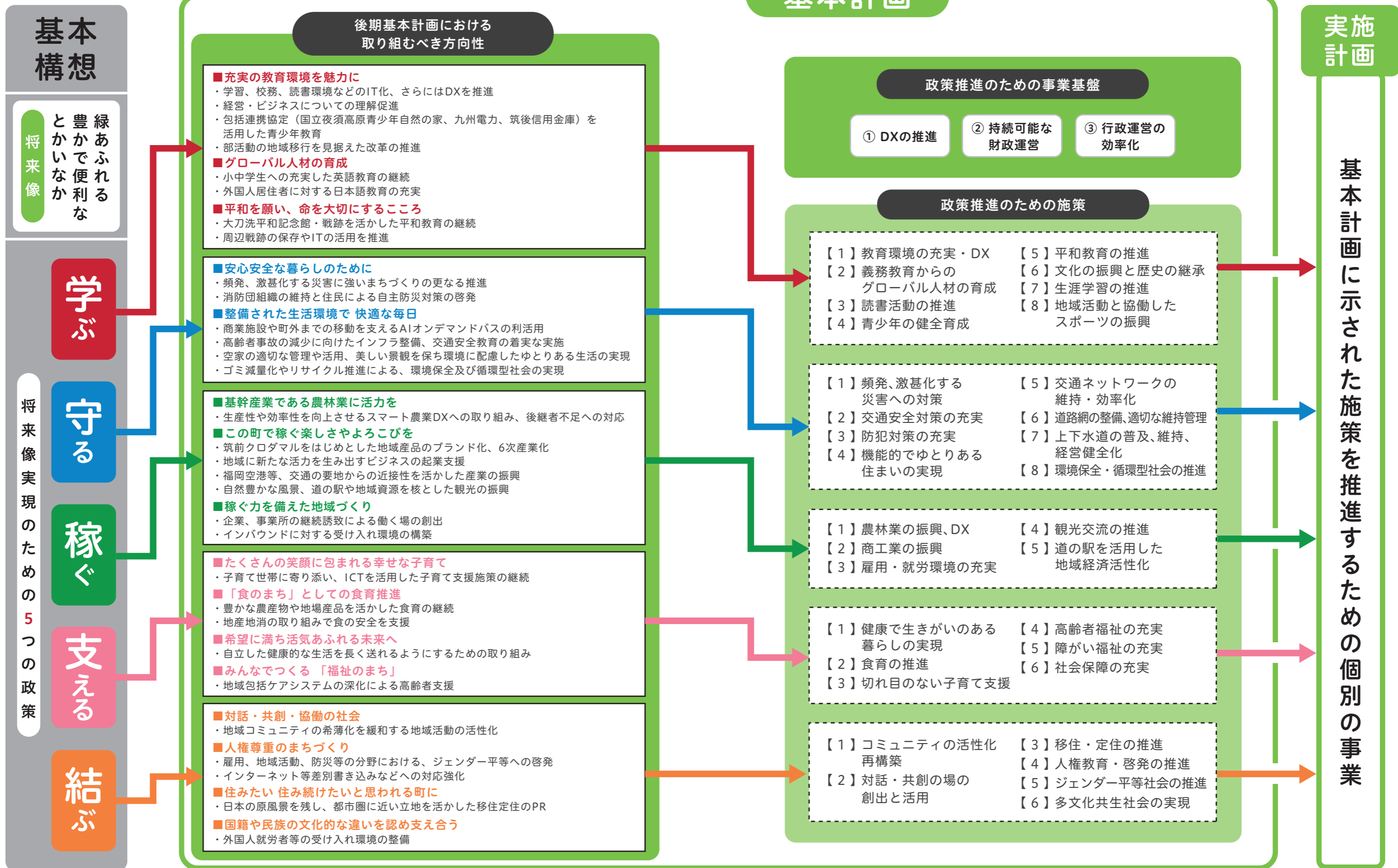
政策	取り組むべき方向性
学ぶ	<p>■ 充実の教育環境を魅力に</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習、校務、読書環境などのIT化、さらにはDXを推進 経営・ビジネスについての理解促進 包括連携協定（国立夜須高原青少年自然の家、九州電力、筑後信用金庫）を活用した青少年教育 部活動の地域移行を見据えた改革の推進 <p>■ グローバル人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学生への充実した英語教育の継続 外国人居住者に対する日本語教育の充実 <p>■ 平和を願い、命を大切にすところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 大刀洗平和記念館・戦跡を活かした平和教育の継続 周辺戦跡の保存やITの活用を推進
	<p>■ 安心安全な暮らしのために</p> <ul style="list-style-type: none"> 頻発、激甚化する災害に強いまちづくりの更なる推進 消防団組織の維持と住民による自主防災対策の啓発 <p>■ 整備された生活環境で快適な毎日</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業施設や町外までの移動を支えるAIオンデマンドバスの利活用 高齢者事故の減少に向けたインフラ整備、交通安全教育の着実な実施 空家の適切な管理や活用、美しい景観を保ち環境に配慮したゆとりある生活の実現 ゴミ減量化やリサイクル推進による、環境保全および循環型社会の実現

政策	取り組むべき方向性
稼ぐ	<p>■ 基幹産業である農林業に活力を</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性や効率性を向上させるスマート農業DXへの取り組み、後継者不足への対応 <p>■ この町で稼ぐ楽しさやよろこびを</p> <ul style="list-style-type: none"> 筑前クロダマルをはじめとした地域製品のブランド化、6次産業化 地域に新たな活力を生み出すビジネスの起業支援 福岡空港等、交通の要地からの近接性を活かした産業の振興 自然豊かな風景、道の駅や地域資源を核とした観光の振興 <p>■ 稼ぐ力を備えた地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、事業所の継続誘致による働く場の創出 インバウンドに対する受け入れ環境の構築
	<p>■ たくさんの笑顔に包まれる幸せな子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯に寄り添い、ICTを活用した子育て支援施策の継続 <p>■ 「食のまち」としての食育推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな農産物や地場産品を活かした食育の継続 地産地消の取り組みで食の安全を支援 <p>■ 希望に満ち活気あふれる未来へ</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立した健康的な生活を長く送れるようにするための取り組み <p>■ みんなでつくる「福祉のまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの深化による高齢者支援
結ぶ	<p>■ 対話・共創・協働の社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの希薄化を緩和する地域活動の活性化 <p>■ 人権尊重のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用、地域活動、防災等の分野における、ジェンダー平等への啓発 インターネット等差別書き込みなどへの対応強化 <p>■ 住みたい 住み続けたいと思われる町に</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の原風景を残し、都市圏に近い立地を活かした移住定住のPR <p>■ 国籍や民族の文化的な違いを認め支え合う</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人就労者等の受け入れ環境の整備

4.2 政策別の施策体系

基本構想における5つの政策それぞれに対して、後期基本計画の「取り組むべき方向性」を定めています。

各実施計画の中で、この方向性に合致するものは特に注力して取り組んでいきます。





(1) 教育環境の充実・DX



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 体験型英語学習事業の実施や英検受験支援、外国語指導助手(ALT)の各学校への配置等、小中学生の英語教育に手厚く取り組んでいる。
- 学校運営協議会の実施や教育振興基本計画の策定等、町内のこどもたちが適正な学校教育を受けられるように取り組んでいる。
- タブレットの導入により教育現場のIT化が進行している。
- 中学生職場体験や高校生インターンシップ等の社会教育に取り組んでいる。
- アウトリーチ専門のスクールソーシャルワーカーの配置や校内支援センターの設立により、不登校児童に対する支援を強化している。
- いじめ問題の複雑化が進んでいる。
- 特別支援学校教諭免許状の保有率は減少傾向である。

成果と現状

- 学校・家族・地域のさらなる連携
- 進展するICT教育や特別支援教育、児童・生徒の増加等に対応する人員の充実
- まちを担う人材を育てる経営・ビジネス教育
- 多様化する教育現場の問題を解決するための行政の柔軟な対応

課題

2) 施策の基本方針

- 地域が一体となって、こどもの学力向上に取り組めます
- IT化、DXなどにも挑み、時代の変化に対応した教育環境の構築を図ります
- 将来の起業を見据えた経営・ビジネス教育に取り組めます
- 意欲的に学び、自律心と思いやりの心を育てながら、誰もが通いたくなる楽しい学校を目指します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
「将来の夢や目標を持っていますか」の項目において肯定的な回答をした児童生徒の割合	(中3) 64.0% (小6) 77.9%	(中3) 75.0% (小6) 80.0%
相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	44.4%	33.0%
「学校に行くのは楽しい」の項目で肯定的な回答をした児童生徒の割合	(中3) 79.5% (小6) 83.7%	(中3) 85.0% (小6) 85.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の充実 ● 学校評価の充実と教育情報の積極的な発信 ● 学校・地域・行政が連携した地域ぐるみの教育の推進
② 教育環境のDX	<ul style="list-style-type: none"> ● 校務や学びの場でのICT化、DXの推進
③ 確かな学力を育み個性や能力を伸ばす学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の資質及び指導力向上のための研修の充実 ● 読書活動や環境教育、ICT教育など多様な学びの場の充実 ● 起業など、ビジネスを学ぶ場の創出
④ 心づくり・体づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 心の教育の推進 ● キャリア教育の推進 ● 体力向上の取り組みの推進
⑤ いじめ・不登校などに対する生徒指導体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめの未然防止と早期発見・早期対応 ● 不登校の予防・早期対応 ● 教育支援、相談支援体制の充実
⑥ 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
⑦ 安心安全で快適な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な学校施設の維持管理と老朽化対策の推進 ● ICT教育の基盤となるWi-Fi環境などの整備

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(2) 義務教育からのグローバル人材の育成



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 近年のグローバル化により、人、モノ、情報が国境を越えて行き交い、産業や観光などさまざまな分野で交流が活発になっている。
- ALT(外国人指導助手)の充足した配置による英語授業や英語検定の受験により児童・生徒の英語能力の向上を図るとともに、大学などとの英語の体験学習を行っている。
- コロナ禍の影響もあり、国際交流イベントは実施できていない。

課題

- 児童生徒の全体的な英語力の強化
- 国際交流を目的としたイベントの企画

2) 施策の基本方針

- こどもたちのコミュニケーション能力を育てます
- 町民が外国語や外国文化、日本文化に親しむ機会を提供します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
中学校3年生の卒業時までの英検3級取得者の割合	39.1%	50.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ALT(外国人指導助手)を活用した外国語授業の充実 ● 筑前町英語スピーチコンテストの実施 ● 外国人への日本語教育の実施
② イベントを通じた交流機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 留学生との交流活動の実施

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(3) 読書活動の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする目的で、読書活動を推進している。
- コスモス図書館とめくばーる図書館の2つの施設を有し、コロナ禍後、利用者も増加傾向にある。
- 筑紫野市・小郡市・朝倉市・東峰村・大刀洗町・うきは市・久留米市の7つの近隣市町村と広域利用協定を結び、相互に利用できるようになっている。
- 赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントするブックスタート事業やボランティア等による絵本の読み聞かせ会(定例おはなし会)が継続して行われ、WEB予約サービスの機能拡大、YouTube配信を行うなど、ICTの活用を推進した。

成果と現状

- 学校・家庭・地域の連携によるこどもの読書習慣化
- 学校・家庭・地域・民間が一体となった読書活動の推進
- あらゆる年代における読書の啓発と町立図書館の積極的利用の促進
- 図書におけるIT化とその運用

課題

2) 施策の基本方針

- 読書が好きなこどもを増やします
- 様々な世代に対し、読書の良さを周知し、読書活動を推進します
- IT化、DXに挑み、図書館サービスのさらなる向上を目指します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
町立図書館における貸出冊数(年間)	261,327冊	270,000冊

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 読書の習慣化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ブックスタート事業による乳幼児期からの読書習慣の定着化 ● 家庭・地域・学校の連携によるこどもの読書習慣化の取り組み ● 小中学校における読書活動の普及・啓発 ● イベントを通じた読書活動の普及・啓発
② 多様な技術を取り入れた読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館サービスの充実 ● 図書館へのICTの導入、DXの推進

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(4) 青少年の健全育成



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 国立夜須高原青少年自然の家と包括連携協定を締結し、青少年の体験活動を積極的に実施している。
- 通学合宿について、以前は4校区で実施していたが、現在は1か所のみで実施している。
- コロナ禍において、オンラインなどの取り組みが進展した。
- 青少年に対するデジタル体験の機会を構築するとともに、アフタースクール事業を実施している。

課題

- 青少年健全育成や小学校交流活動ボランティアの確保ならびに新たな人材確保
- ソーシャルメディアの正しい利用の周知徹底
- 家庭における生活習慣の改善や情報モラルの育成

2) 施策の基本方針

- 規範意識や自尊感情が高いこどもを育てます
- 豊かな人間性と高い社会性を持ったたくましいこどもを育てます
- 関係機関や地域・学校の連携協働により地域全体でこどもを見守り育てます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
こどもの社会力育成推進事業における参加者アンケートの満足度	92.0%	95.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 体験・交流活動の実施と参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学合宿をはじめとする青少年のさまざまな体験・交流活動の実施 ● 包括連携協定を活かした国立夜須高原青少年自然の家などとの連携による体験活動の実施 ● 青少年ボランティアバンクの充実と活用
② 青少年健全育成体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年育成町民会議のさらなる充実と支援 ● 関係機関・団体・家庭・学校・地域・行政の連携による健全育成体制の確立 ● 関係機関・団体を中心とした非行防止や補導、パトロール、有害環境浄化などの各種活動の実施と支援
③ 家庭・地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・啓発活動の推進 ● 家庭教育に関する講座・教室の開催 ● 筑前町こどもの約束の普及・啓発 ● ネット4（し）ない宣言の普及・啓発

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(5) 平和教育の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 筑前町立大刀洗平和記念館は「平和の情報発信基地」として、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世へ伝える役割を担っている。
- 映画「ゴジラ-1.0」で使用された「震電」が展示品に加わり、多くの来館者が訪れている。
- 大刀洗飛行場跡地周辺には戦跡が点在し、戦跡フィールドワークなどの平和学習に活用されており、戦跡保存のために掩体壕（えんたいごう）の保存事業を実施している。
- 町内の小中学校では、学校や大刀洗平和記念館において平和に関する学習を行っている。

成果と現状

- 大刀洗平和記念館の施設の老朽化
- 大刀洗平和記念館のガイドボランティアが不足
- 町内に点在する大刀洗飛行場戦跡などの整備、活用、保存

課題

2) 施策の基本方針

- 大刀洗飛行場の歴史や戦跡を通して戦争の悲惨さや平和の大切さを後世に語り継ぎます
- 命の尊さ、平和の大切さを感じる平和事業や平和に関する学習を推進します
- ITを活用し大刀洗飛行場戦跡の保存と活用に努め平和関連施設との連携を深めます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
大刀洗平和記念館の来場者数（年間）	97,646人	100,000人
町内小中学校における 大刀洗平和記念館の来館数（年間）	6回	6回

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 平和に関する学習への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 命の尊さ、平和の大切さを学ぶ機会の提供 ● 町内外の小中学校への大刀洗平和記念館の活用促進
② 筑前町立大刀洗平和記念館の「平和の拠点機能」の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 大刀洗平和記念館の展示内容の充実と運営体制の確立 ● 入館者の増加に向けたPR活動の充実 ● 平和に関する学習を目的とした修学旅行の誘致強化 ● 全国の平和関連施設との連携協定による平和事業・平和教育の推進
③ 周辺戦跡などの保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 掩体壕（えんたいごう）の整備・活用 ● 大刀洗飛行場跡地周辺戦跡の活用

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(6) 文化の振興と歴史の継承



成果と現状

1) 前期基本計画の取り組み結果

- 文化協会が組織され、町の文化振興に寄与している。
- 文化協会の所属団体数の減少・高齢化が進行している。
- 古墳群の調査や各種遺跡調査の報告書刊行、企画展等により、文化財の保護・周知を実施している。
- 土地開発の増加により試掘確認調査が増加している。
- 老朽化する文化財収蔵庫の整備方針を定めている。
- 指定文化財の一般公開などにより本町の史跡を町内外にアピールしている。

課題

- メディアミックスによる文化振興の場の提供や発信
- 文化振興の担い手の確保
- レーザー測量による効率的な古墳群調査やデジタル化を含めた膨大な文化財管理の検討
- 着実な文化財の記録・整理や文化財調査報告書の刊行
- 文化財や歴史資源の効果的なPRと活用

2) 施策の基本方針

- 地域の活動と協働しながら芸術文化に触れる機会を提供し交流の場を増やします
- ITを活用し、人材も育成しながら、貴重な文化財の継承や適正保存に努めます
- 文化財の価値を把握しさまざまな面で活用します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
歴史民俗資料室の常設・企画展の来場者数(累計)	250人	300人
「文化活動が盛んにおこなわれている」の項目において肯定的な回答をした町民の割合	36.2%	38.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 文化振興の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 筑前町マンスリーコンサートの継続実施と充実化 ● 自主的な芸術・文化活動の活性化や支援
② 文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の適正な保存、デジタル保存 ● 文化財や歴史資源などの調査・研究と活用 ● 文化財関連施設の整備検討

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(7) 生涯学習の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 町民の幅広いニーズに応えるため、めくばーるやコスモスプラザ、公民館、図書館などを拠点に、世代に応じたさまざまな講座や教室を開催している。
- 国立夜須高原青少年自然の家と包括連携協定を締結し事業等で活用している。
- コロナ禍の影響を受け、公民館講座や出前講座等の学習プログラムの参加者数は低迷したものの、コロナ禍が落ち着いた後は増加に転じている。
- 我が国では、学校教育を終えた後も必要なタイミングで学び直し、就労と学習を繰り返すリカレント教育により高度人材育成を推進している。

課題

- 申込者数が増加する学習プログラムの実施体制の充実
- コロナ禍の影響もあり活動が停滞している地域の公民館を活かした取り組み
- 町民のニーズに沿った特色ある学習プログラムの整備と提供、デジタル化を見据えた総合的な学習環境づくり
- 学習スペースの拡大の検討

2) 施策の基本方針

- 国立夜須高原青少年自然の家などと連携し生涯学習活動を推進します
- 公民館で魅力的な講座を開催し多くの人に楽しんでもらえるように工夫します
- 生涯学習の大切さを知ってもらい、自発的に活動できる場を提供します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
生涯学習施設の利用者数(年間)	135,285人	140,000人

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 充実した学習プログラムの整備と提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 各世代の学習ニーズや地域特性・地域資源を踏まえた特色あるプログラムの整備と提供 ● 各分野における指導者の育成と確保、多様な知識や技能をもった人材の活用
② 生涯学習関連施設の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習施設(めくばーる学習館・町民ホール・第2学習館・コスモスプラザ・公民館支館・図書館など)や国立夜須高原青少年自然の家など各施設の有効活用
③ 公民館の機能を活かした人づくり・地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治公民館活動の活性化 ● こども会活動の活性化

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(8) 地域活動と協働した スポーツの振興



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- スポーツ施設が充実していることから、スポーツ少年団の活動に多くのこどもたちが参加しており、九州大会や全国大会にも出場している。
- 町民の憩いの場として長年親しまれている町民プールがあり、利用者はコロナ禍前に比べ増加傾向にある。
- 筑前町体育協会により各種スポーツが振興されている。

課題

- スポーツ少年団や体育協会の会員が減少傾向である中、日々の練習や県民体育大会への参加等の活動の維持
- 体育館や施設の老朽化対策
- 民間活力の活用を視野に入れた、PFI事業の調査と、部活動の地域移行等の国の動きに合わせた取り組み

2) 施策の基本方針

- スポーツ少年団の活動を支援し、青少年のスポーツ活動を活性化させます
- スポーツをとおして健康や地域のつながりを考える機会を提供します
- 豊富な体育施設を活かし、民間活力の活用も検討しながら多様な世代や町民にスポーツを楽しむ機会を提供します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
「スポーツ活動が盛んに行われている」の項目において肯定的な回答をした町民の割合	33.8%	35.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 体育施設の整備と利用促進、民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育施設の整備 ● 筑前町多目的運動公園（筑前ぼぼろ）でのスポーツイベント開催 ● 体育施設の利用案内の充実 ● PFI事業の研究、検討
② 筑前町体育協会や筑前町スポーツ少年団の活動支援と活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 筑前町体育協会の活動支援 ● 安全に配慮した活動の支援や指導 ● 筑前町スポーツ少年団への加入促進

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.3.2



守る

(1) 頻発、激甚化する災害への対策



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 近年各地で大規模災害が発生し、災害が激甚化しており、住民や地域による「自助」「共助」、国・県・町による「公助」の一体的な取り組みがより重要となってきている。
- 複合災害や、パンデミック（感染爆発）下で発生する災害が起きている。
- 地域への協力を行政から促したこともあり、防災士の資格取得は着実に数を伸ばしている。
- 浚渫事業による冠水防止や防災倉庫の整備により、ハード面からの防災・減災への取り組みを推進している。
- 県内の同規模自治体と比較して、自然災害に対するハード対策（河川の浚渫や備蓄倉庫の整備等）や要配慮者支援対策が進んでいる。

成果と現状

- 消防団員の減少や、転入者の自治会加入率が低下する中での地域防災力の強化
- 防災倉庫への備蓄品に関し、ローリングストックを継続的に実施する体制の構築
- 防災無線の施設老朽化に伴う更新や維持修繕とスマートフォン等のICTの活用
- 有事の際の職員参集に係るDX導入の検討

課題

2) 施策の基本方針

- 防災に関する情報提供や教育機会から一人ひとりの防災意識を高め災害に強い町を目指します
- 防災士との連携や消防団への加入促進、自主防災組織の維持により、地域防災力の向上に取り組みます
- 道路、溜池、河川、山林などのハード整備による防災対策を推進します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
防災行政無線戸別受信機の設置率	70.3%	71.0%
消防団への加入促進（定数充足率）	71%	70%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 防災・減災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災出前講座の開催 ● ハザードマップの周知徹底 ● 防災行政無線戸別受信機の設置推進 ● 防災訓練の実施、参加促進
② 地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続した防災士の資格取得支援、防災士との連携 ● 自主防災組織の再構築、リーダー育成 ● 消防団の人員確保、体制の強化 ● 避難行動要支援者個別計画の策定
③ 避難所の良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所運営マニュアルの適宜見直し ● 災害備蓄品の充実 ● 避難所運営訓練の実施 ● 妊婦・高齢者・障がい者などの要支援者の対応
④ 危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な災害に迅速かつ的確に対応するための関係機関との連携 ● 防災計画の適宜見直し ● 職員の災害対応能力の向上 ● 災害時応援協定の締結推進
⑤ 継続した防災事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● ため池などの保全活用 ● 河川、山林などの防災対策の実施 ● 「道の駅 筑前みなみの里」の防災施設としての活用

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(2) 交通安全対策の充実



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 交通安全施設（カーブミラー等）の整備など交通事故防止策を実施している。
- 高齢者への出前講座や小中学校における交通安全教室を実施している。
- 高齢者の事故件数は減少傾向にあるものの、全体の事故に占める高齢者事故の割合は増加傾向にある。
- 小中学校PTAや関係機関が連携し、交通危険個所の点検や対策に取り組んでいる。

課題

- 一人ひとりの交通ルールの順守と交通安全意識の向上
- 交通指導員を中心とした地域の積極的な交通安全啓発活動、関係機関との連携
- 自転車乗用中のヘルメットの着用、安全な利用の促進
- 小中学生への交通安全教室の実施と啓発、登下校の安全見守り体制の強化
- 交通事故多発地点や危険箇所への危険防止看板などの設置、情報提供

2) 施策の基本方針

- 交通事故ゼロを目指します
- こどもから高齢者まであらゆる世代に対して交通ルールやマナーの啓発に努めます
- 交通安全のための環境整備に取り組みます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
町内における交通事故発生件数（年間）	103件	100件
町内における65歳以上の高齢者が関連する交通事故発生件数（年間）	49件	45件

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 交通安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・団体との連携による情報提供 ● 交通指導員などによる街頭啓発活動 ● シートベルトやチャイルドシートの着用徹底の啓発 ● 飲酒運転撲滅に向けた啓発 ● 自転車利用者への交通ルール徹底の啓発
② 高齢者の交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者向けの交通安全講座の実施 ● 運転免許証自主返納者への支援
③ こどもの交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・保育所・小中学校における交通安全教室の実施 ● 小中学校PTAや関係機関の連携による危険箇所の点検
④ 交通安全施設などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 見通しの悪い場所へのカーブミラーの設置・更新 ● 道路の路面標示の設置・更新 ● 危険防止看板の設置

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(3) 防犯対策の充実



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 本町の犯罪発生件数は県内でも比較的少なく、治安が維持されている。
- 地域で防犯パトロールやこどもの見守り活動などの防犯活動を行う自主防犯活動団体が少ない。
- 夜道の安全対策として、より明るく防犯に有効である防犯灯のLED化を進めている。

課題

- 地域や警察と連携した、犯罪に巻き込まれやすい子どもや高齢者を守る防犯活動の強化
- 消費生活相談員の確保といった人材不足への対応
- 特殊詐欺、インターネットなどを悪用した詐欺、キャッシュレス決済を悪用した詐欺など、多様化・巧妙化する犯罪への対策

2) 施策の基本方針

- 町民の防犯意識の向上に努めます
- 犯罪防止に配慮した環境づくりに努めます
- 消費者被害の防止に取り組みます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
交通事故・防犯対策の町民満足度	33.0%	35.0%
町内における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）（年間）	96件	90件

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 防犯意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察と連携した防犯講座の開催 ● 犯罪の発生情報の提供と注意喚起 ● 地域による防犯対策の支援 ● 犯罪情報アプリの周知
② 犯罪が起こりにくい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯灯の設置 ● 住民組織による巡回パトロールや青色防犯パトロールの徹底 ● ニセ電話詐欺被害防止機能付き電話機の設置推進
③ 消費者被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人暮らしの高齢者など消費者被害にあう可能性の高い人に対する、介護従事者などとの連携による見守り強化 ● 多様化・巧妙化する特殊詐欺などの情報提供と注意喚起 ● 消費者被害相談窓口の整備、拡充

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(4) 機能的でゆとりある 住まいの実現



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 本町は、幹線道路沿線を中心に市街地が点在する「多心型（たしんがた）市街地」で構成されている。
- 「筑前町都市計画マスタープラン」における都市整備方針に基づき、計画的かつ有効な土地利用の推進を図っている。
- 都市計画の変更に対して、都市計画審議会を実施している。
- 庁舎や都市公園等の公共施設を適正に管理している。
- 空家バンクの運用や実態調査に取り組んでいる。

成果と現状

- 市街地のコンパクト・プラス・ネットワークの実現
- 良好な居住地環境の整備
- 公共施設の老朽化への対応
- 空家の増加への対応

課題

2) 施策の基本方針

- 美しい景観を残しながら住みやすい環境を推進します
- 公園の維持管理に努め安心安全な憩いの空間を提供します
- 空家の流通を促し新たな居住者を増やします

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
この町に住み続けたいと思う人の割合	86.2%	88.0%
空家バンク登録物件の成約件数（累計）	4件	8件
自然や美しい農村景観の保持に関する住民満足度	50.1%	50.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 市街地のコンパクト化及び交通ネットワークとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域の見直しの検討及び指定 ● 立地適正化計画の策定 ● 適正な土地利用の誘導 ● 良好な居住環境の整備 ● 市街地における都市緑化の推進
② 誰もが利用しやすい公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 物理的バリアフリー施設の整備点検の確認と対応 ● 案内看板などのユニバーサルデザイン対応 ● 公園の整備指導及び適正な維持管理 ● 公園遊具の点検及び改築更新
③ 町営住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅長寿命化計画に基づく予防保全、維持管理
④ 空家対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家を利活用した移住・定住促進地域の設定 ● 住宅所有者に対する適正管理の啓発 ● 空家バンクの積極的な活用と推進

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(5) 交通ネットワークの維持・効率化



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 公共交通として路線バス、鉄道、タクシーがあり、通勤・通学をはじめ、身近な移動手段として重要な役割を果たしている。
- 公共交通の適正な運用が図られるように、地域公共交通計画の策定やバス待合所、駐輪場の管理、甘木鉄道の経営支援等を実施している。
- 地域巡回バスをAIオンデマンドバスへ転換し、町内の補完的公共交通手段の適正化・効率化を図っている。

成果と現状

- 既存の公共交通の利用促進による路線維持と利便性の向上
- 既存の公共交通の補完的公共交通手段であるAIオンデマンドバスの利用促進
- 地域公共交通計画に基づく施策の着実な実施

課題

2) 施策の基本方針

- 町外などへの移動も考慮した交通ネットワークを検討します
- 生活に寄り沿ったAIオンデマンドバスの利便性を向上させます
- 路線バス事業者や鉄道事業者と協議し、路線の維持に必要な施策に取り組みます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
オンデマンドバスの収支率	—	15%
住民一人当たりの公的資金投入額	1,450 (円/年)	1,400 (円/年)

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 既存公共交通の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通の積極的な利用の促進 ● バス停や駅の駐輪場などの周辺整備 ● モビリティマネジメントなど利用促進策の実施
② 補完的な交通手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元交通事業者（タクシー会社など）との連携による高齢者等の移動弱者への対応
③ まちづくりとAIオンデマンドバスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントや商業施設との連携、児童の通学との連携など、地域公共交通とまちづくりとの取り組みの推進

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(6) 道路網の整備、適切な維持管理



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 交通量の多い道路や要望のある道路の整備を実施している。
- 整備されていない農道や歩道がない道路、舗装されていない町道が一部残っている。
- ちくぜんマップによる道路網図のWeb公開など、ITを活用した手続き等の効率化を進めている。
- 橋梁の点検を計画的に行い、緊急性の高い橋梁から補修を行っている。
- 国県道の幹線道路は整備されているが、歩道や路側帯が狭いため歩行者が安心して通行できない箇所がある。
- 国県道の地元要望は、町から県に対して進達を行っている。

成果と現状

- 限られた財源で地域バランスの取れた道路整備の実施
- 橋梁や道路の老朽化と計画的な維持管理
- 道路の機能性と安全性の向上

課題

2) 施策の基本方針

- 住環境向上のため、より機能的で安全な道路整備を進めます
- 道路施設の効率的で計画的な維持管理に努めます
- 国県道の機能性・安全性の向上のため関係機関への働きかけを行います

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
道路整備に関する町民満足度	34.0%	40.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 道路整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実状に即した道路整備の推進 ● 道路や歩道空間のバリアフリー化
② 既存道路施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 長寿命化計画に基づく橋梁の維持管理 ● 町民との協働による道路の維持管理 ● ITを活用した効率的な維持管理
③ 幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 狭あい道路や歩道の整備促進 ● 関係機関へ道路整備の働きかけ

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(7) 上下水道の普及、維持、経営健全化



成果と現状

- 下水道施設の適正な維持管理により、安定的な下水処理ができています。
- 上下水道料金のコンビニ・電子決済による支払い方法の拡充を行っている。
- 上水道施設の適正な維持管理により、安心、安全な水道水の安定供給ができています。
- 新築住宅への上下水道整備や既存住宅の上下水道接続促進等により住環境の改善を図っている。

課題

- 上下水道施設の適正な維持管理
- 農業集落排水施設の流域公共下水道への編入を見据えた維持管理や編入後の跡地の活用
- 安心安全な水道水の安定的な供給
- 上下水道の普及
- 雨水対策の実施

1) 前期基本計画の取り組み結果

2) 施策の基本方針

- 上下水道施設の適正な維持管理に努めます
- 安心安全な水道水を安定的に供給します
- 既存住宅の他、新築住宅、企業誘致に対しても上下水道の普及を推進します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
水洗化率	87.3%	92.6%
水質確保のため法令に定められた水質検査実施率	100%	100%
雨水幹線の清掃必要箇所実施率	100%	100%
給水普及率	68.3%	71.7%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 上下水道の安定経営と施設の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営戦略などの定期的な見直し ● 計画的な施設の更新・修繕などによる維持管理経費の圧縮
② 水質の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 福岡県南広域水道企業団との連携による事業実施 ● 定期的で確実な水質検査実施と公表
③ 上下水道の新規加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道給水人口の増加及び水洗化率向上のための周知や啓発
④ 雨水対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水渠の整備及び維持管理

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(8) 環境保全・循環型社会の推進



成果と現状

課題

1) 前期基本計画の取り組み結果

- 環境美化活動の実施や住民参加の取り組みにより、環境保全の意識は向上、悪質な不法投棄も減少しており一定の効果が出ている。
- 草刈等購入費補助を行い、河川維持管理活動等の負担軽減につながっている。
- 使用済み紙おむつリサイクル事業に関する実証実験に取り組む等、新たな事業に着手している。
- 県内の同規模自治体と比較して、太陽光発電の導入ポテンシャル、つまり発電可能なエネルギー量の理論値が高い(2023年時点)。
- 甘木・朝倉・三井環境施設組合「サン・ポート」(ゴミ処理)をはじめ、両筑衛生施設組合(し尿処理)や筑慈苑施設組合(火葬)など、一部事務組合との連携を行っている。
- 郵便局との包括連携協定により不法投棄の監視を行っている。

- 県内の同規模自治体と比較して、人口当たりのエネルギー消費量(電気、ガス、ガソリンなど)が大きく(2019年時点)、対策が必要
- 環境美化活動参加者も含めた作業員等の人材確保
- 人口増加に伴うゴミの増加への対応
- 地域で行っている河川管理について民間委託を検討
- 財源確保のため、町の指定ゴミ袋への広告掲載を検討

2) 施策の基本方針

- 人と動物の健康と環境の健全性は1つというワンヘルスの理念のもと、生物多様性の保護と環境保全・地域美化活動に努めながら、普及啓発活動を推進します
- 人口が増加する中、ゴミの減量やリサイクルを推進します
- 脱炭素に向け、地域の省エネ、創エネを推奨します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
1世帯当たりの平均可燃ゴミ排出量	538kg	500kg
二酸化炭素排出量(町内全域)	167千トン-CO2	110千トン-CO2
ゴミのリサイクル率	22.5%	27.5%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 自然環境保全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 二酸化炭素排出抑制の啓発 ● 環境基準の高い製品の購入・使用の推進 ● 健全で豊かな自然環境を次代に受け継いでいくための環境学習の実施
② 環境モラルの意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ポイ捨て、不法投棄防止などの環境モラル向上の啓発 ● 人と動物の共生社会づくりのためのペットの適正飼育の啓発
③ 家庭・事業所のゴミ減量の啓発とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴミの分別、排出方法の周知と啓発 ● 行政区(環境美化推進員やステーションリーダー)との情報共有と連携 ● ゴミ処理施設の研究・検討 ● ゴミ袋への民間広告の掲載など、行政負担軽減に向けた検討

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(1) 農林業の振興、DX



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 県内の同規模自治体と比較して、人口当たりの農業産出額が際立って高い（2022年）。
- 県及び県内の同規模自治体と比較して、人口あたりの1次産業の生産額が高い（イチゴやトマトなど付加価値の高い農産物を生産している）（2020年）。
- 認定農業者の認定など、農業振興を支える担い手を確保する取り組みを推進している。
- 農業の後継者不足が深刻であり、特に土地利用型の農業については参入者が少ない。
- 主要な農業の担い手である認定農業者が高齢化している。
- 漬物加工所の支援など6次産業化を推進している。
- 農業機械の導入支援により収量、品質ともに向上している。
- 用水施設や未舗装農道の整備、ため池施設の耐震調査等、インフラ整備を推進している。

成果と現状

- スマート農業への取り組みの推進
- 農地の有効活用と効率的な利活用の推進
- 経営感覚に優れた担い手の育成・確保の推進
- 筑前クロダマル及びその他特産品のブランディング

課題

2) 施策の基本方針

- スマート農業等を取り入れ、基幹産業である農業の維持、活性化を推進します
- 地域産品の6次産業化やブランド化を支援します
- 農村環境を保全するための取り組みを実施します

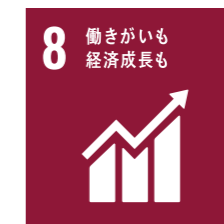
3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
農業産出額（年間）	590千万円	590千万円
認定農業者数（累計）	143人	150人
スマート農業で耕作している面積	534ha	645ha

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① スマート農業の導入支援	● ICT活用によるスマート農業・スマート林業の研究や検討
② 農林業経営の支援	● 経営規模拡大、農林地集約による作業効率化の推進 ● 女性の就業・起業推進と働きやすい環境の整備
③ 意欲ある担い手の確保と育成	● 後継者や新規就業者の支援体制の確立 ● 高収益化や技術継承の簡易化の取り組みの支援
④ 6次産業化の支援	● 6次産業化の推進と地域ビジネスの基盤構築 ● 6次産業化による雇用の創出、所得向上
⑤ 農村環境の保全	● ICTを活用した効果的・効率的な有害鳥獣被害対策 ● 農業施設の適切な維持管理 ● 荒廃森林の整備

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(2) 商工業の振興



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 特産品のブランド開発支援を実施している。
- 食の仕送り便事業により町外へ本町の特産品の宣伝や購買につながっている。
- 町内商工会との連携により振興を図っている。

課題

- 創業・起業の支援体制の整備と事業継承の促進
- 農商工連携事業の強化による販売拡大
- 食の仕送り便事業の継続や地域特産品の開発
- 商工会と連携したイベントの実施

2) 施策の基本方針

- SNSなどのPRツールを活用しながら、特産品の情報発信と販路を拡大します
- 事業者や関係機関との連携を強化し町の商工業を盛り上げます
- 都市圏との近接性を活かし、町内で創業・起業する人を育成します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
創業・起業のための講座受講生のうち 創業・起業した人数(累計)	26人	35人

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 特産品のブランド開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外への特産品の販売支援 ● 地域経済循環の基盤構築の支援 ● ふるさと納税返礼品の充実 ● 食の仕送り便事業の継続検討
② 経営安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者の支援
③ 創業・起業・事業継承の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 創業・起業・事業継承の相談窓口の開設 ● 創業・起業者を育成する講座の開催 ● 商工団体などとの連絡調整

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(3) 雇用・就労環境の充実



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 企業誘致を行い、工業用造成地の整備が進められている。
- 町内における就労機会が不足している。
- 若い世代は福岡都市圏や県外での就職率が高く、それを機に都市圏に転出するケースが多い。
- 働き方が多様化している。

課題

- 企業誘致推進による雇用の拡大
- 町内における就労機会の確保
- 多様な働き方を支える環境整備

2) 施策の基本方針

- 企業誘致推進により雇用機会を確保します
- 町内の企業の魅力を広く発信しUIJターンを支援します
- いきいきと働ける環境をつくります

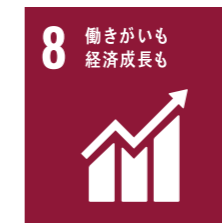
3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
企業誘致件数(累計)	3件	6件

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 企業誘致の推進	● 企業が進出しやすい環境整備と受け入れ体制の充実
② 就労機会の創出と確保	● 企業情報や雇用情報の提供 ● UIJターン就職希望者への情報発信、就労支援

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(4) 観光交流の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 筑前町立大刀洗平和記念館や花立山温泉など、多様な地域観光資源を保有している。
- 「道の駅 筑前みなみの里」は、福岡都市圏と本町周辺を結ぶ休憩の拠点・観光の拠点・防災設備を有した防災の拠点として、活用されている。
- あさくら観光協会や観光協議会等と連携し、広域的な観光事業に取り組んでいる。
- 新たなSNSの運用等、町の観光情報発信機能の整備を進めている。
- ど〜んとかがし祭など町民主体の祭やイベントが開催され町内外から多くの人を訪れている。

課題

- 観光地経営の基盤整備のための観光振興組織の検討
- 地域観光資源の活用と情報発信の強化
- 観光を視野に入れた地域製品の開発
- 観光客が気軽に参加できる祭り・イベントの充実

2) 施策の基本方針

- 観光に取り組む人材を育成し、町の魅力発信に取り組みます
- 観光施設を活かす取り組みやPRを強化します
- 町全体でおもてなし体制の整備に取り組みます

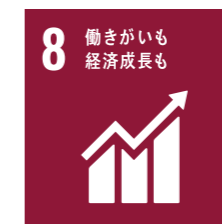
3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
観光入込客数(年間)	90.0万人	110.0万人

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 官民連携による観光振興を目的とした組織の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光に精通した専門的人材の育成と配置 ● 観光戦略を着実に実施するための調整機能を備えた人材の育成 ● 着地型観光の充実
② 観光PR活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● SNSなどを活用した効果的な情報発信 ● メディアへの情報発信 ● 「道の駅 筑前みなみの里」の活用
③ 観光資源の確保と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 「食」をキーワードにした観光の推進と強化 ● 観光農園の支援・推進 ● 商工会と連携した観光客の消費喚起 ● 観光施設の適切な維持管理 ● 祭・イベントの充実、継続 ● 中学生ワークショップによる提案事業の実施

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(5) 道の駅を活用した地域経済活性化



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 来場者数は減ったが、一人当たりの消費額が増加したことにより、売上げは横ばいであった。ラジオやテレビ放映されたことで知名度も上昇した。
- 町全体に出荷者がいるため、地域経済の核として機能。
- 道の駅を中心に周辺市町村と連携した観光周遊マップの取り組みを推進中。
- 防災フェアの実施や防災備蓄を実施するなど、地域の防災拠点としての機能も強化。

課題

- 施設の老朽化や適正な管理が課題

2) 施策の基本方針

- 町内、町外から人を呼び込む地域の経済の核となる道の駅を目指します
- 地域防災、賑わいの拠点としての道の駅とする取り組みを継続します
- 道の駅を核とした観光への取り組みを実施します

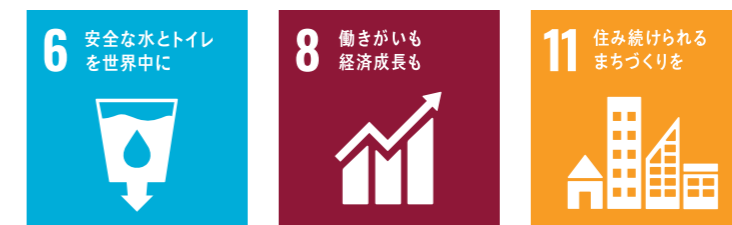
3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
道の駅及び関連施設に訪れた人の満足度	57.1%	60.0%
道の駅の来訪者数(年間)	45.5万人	50.0万人


4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 休憩施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場やトイレなどの施設整備や衛生管理の実施 ● 良好な景観の維持
② 多様な来訪者に 対応した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 路面状況や渋滞状況などの道路情報の発信 ● 観光・福祉・防災情報など地元情報の発信 ● 外国人旅行者に対応した情報発信と受け入れ体制の整備
③ 関連施設と連携した観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の施設を周遊する観光ルートの検討 ● 周辺施設との連携
④ 防災拠点としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災備品などの適正管理 ● 防災訓練の検討

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.3.4  支える

(1) 健康で生きがいのある暮らしの実現 

1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- ラジオ体操・ウォーキング活動を継続して実施している。
- 後期高齢者医療保険加入者の一人あたりの医療費が県平均を上回っている。
- 平均寿命は男女ともに約80歳に達し、日常生活に支援や介護が必要となる人が増加している。
- がん検診の実施により、住民の健康づくり・疾病予防を図っている。
- 臨床心理士による心の相談室を実施し、心の健康対策の充実を図っている。

課題

- 健康づくりや生きがいづくり、心身の健康増進の啓発
- 早期からの健康意識・食生活改善意識の醸成
- 高齢期までの口腔ケアの啓発
- 健康を長く保ち続けるためのフレイル予防
- 健（検）診受診の啓発や受診率向上対策と体制整備
- 自ら健康づくりに取り組む意識の醸成

2) 施策の基本方針

- 町民が主体的に健康づくりに取り組む意識を高めると共に、筑前町ワンヘルス推進宣言に基づいた健康づくりに取り組みます
- がん検診の受診率を向上させ早期発見・早期治療を推進します
- こころの健康や自殺予防の取り組みを推進します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
国保特定健診受診率（年間）	40.5%	60.0%
特定保健指導実施率	67.5%	70.0%
町内における自殺による死亡者数	2人	3.8人以下

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 健康づくりの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康や疾病予防に関する啓発 ● 予防接種の実施 ● 地元農産物を積極的に取り入れたバランスの良い食生活の推進 ● 乳幼児期からの健康を意識した食生活の推進 ● 健康講座や運動教室の実施 ● ウォーキング・ラジオ体操の推進
② ライフステージに応じた疾病予防・重症化予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフステージに応じた特定健診・がん検診の受診勧奨 ● 関係機関との連携や保健指導による重症化予防の実施 ● 口腔ケアの啓発 ● 生涯を通じたフレイル予防対策
③ こころの健康対策	<ul style="list-style-type: none"> ● こころの健康に関する相談体制の強化 ● 自殺予防に関する普及・啓発

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.3.4 支える

(2) 食育の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 保育所事業により、こどもの安心安全な食の提供を守ることができている。
- 家庭における食育は「早寝、早起き、朝ごはん」を実施するとともに、中学校において、お弁当の日を設ける等で実施している。
- 学校給食の取り組みとして食育の日や和食の日を設けている。
- 核家族化やライフスタイルの多様化により、こどもがひとりで食事をする「孤食」や家族がバラバラにそれぞれ違うメニューの食事をする「個食」が増え、家族のコミュニケーションの場でもある食卓を家族揃って囲む機会が少なくなっている。
- 特産の筑前クロダマルや地元の農産物を使って地産地消に取り組んでいる。
- 町内全ての小中学校で、校内で自校分の給食を調理する「自校式給食」を取り入れている。

成果と現状

課題

- 各ライフステージの特徴や課題に応じた食育の推進
- 筑前クロダマルに限らない地域特産品の授業や広報
- 民間委託等の体制の研究による地産地消や安全安心な学校給食の維持
- 基幹産業である農業に関する学習の継続的な実施

2) 施策の基本方針

- 健全な食生活を推進し健康で豊かな人間性を育てます
- 地産地消を行いながらおいしくて楽しい学校給食を提供します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
小中学生における毎日朝食をとるこどもの割合	(中3) 91.7% (小6) 92.8%	(中3) 95.0% (小6) 95.0%
朝食を毎日必ず食べる幼児(就学前健診受診児童)の割合	88.9%	95.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 世代に応じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診や保育所・幼稚園における幼少期からの食育推進 ● 妊婦向け食育指導の充実 ● 成人向けの食育の啓発と推進 ● 高齢者向けの食育の啓発と推進
② 学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校内の食育コーナー設置の推進 ● 「和食の日」、「食育の日」の充実 ● 学校給食における食物アレルギーへの対応 ● 学校給食をとおした地産地消の推進
③ 家庭における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭保育・教育における家族揃っての食事の推進 ● 「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発
④ 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 筑前町産の農産物のPR ● 筑前町産の農産物などを積極的に取り入れたバランスの良い食生活の推進 ● 伝統的な食文化の継承

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.3.4  支える

(3) 切れ目のない
子育て支援 

1) 前期基本計画の取り組み結果

- 子育て相談件数が増加し、相談支援体制を充実してきた成果が現れてきている。
- 子育て支援として、医療費の助成対象を小学生から高校生世代まで拡大している。
- 子育て支援アプリの導入や各教室や講座のインターネット予約など、ICTを活用した取り組みを推進している。
- 健診や保育所、学童保育所等で発達障がい児や気になる子に関する相談が増えているが、支援体制が整っていない。
- 保育環境において、「保育士不足」や「保育施設の老朽化」が問題となっている。

成果と現状

課題

- 国の動向（「こども誰でも通園制度」「保育DX、こども家庭ソーシャルワーカー」等）にも注視した子育て支援事業の推進
- 子育てしながら働くことができる環境の整備や多様な働き方の推進
- 保育所・学童保育所の施設整備と保育士・支援員の人材確保
- 発達障がい児や気になる子の支援体制の整備
- 次代の親となる中学生や、まもなく親になる人を対象とした「親になるための教育」の推進
- 地域によるこどもの見守り活動や虐待防止の啓発と、関係機関との連携強化によるこどもの安全確保

2) 施策の基本方針

- 子育て世帯に寄り添い妊娠・出産・子育てに関する支援を充実し、「こどもまんなか」社会の創出を目指します
- ジェンダーフリーを推進し、仕事と子育てが両立できる環境を整備します
- ICTを活用し、子育てを支援する体制づくりに努めます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
合計特殊出生率における県平均とのポイント差	0.37	0.30
町の幼少人口（0～14歳）の割合	14.3%	14.5%
待機児童数	22人	0人
子育て支援の施策に関する満足度	29.7%	40.0%
こどもを産み育てやすい環境に関する満足度	36.3%	40.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
② 子育て支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「子育て支援センター」、「こども未来センター」による支援体制の充実 ● 妊娠・出産・子育ての各ステージに応じた支援情報の提供 ● 母子保健事業の充実
② 子育て支援策の推進、ICTの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査費用助成制度の推進 ● 子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の助成 ● 児童手当・（特別）児童扶養手当制度の周知 ● 幼児教育・保育の無償化の対応 ● 家庭保育への支援制度（町単独）の検討 ● アプリケーションなどICTを活用した施策の検討
③ 子育て世代の就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業や企業主導型保育事業の推進などによる待機児童対策の強化 ● 学童支援員の確保や施設整備などによる学童保育所の待機児童対策の推進 ● アクティブシニアによる保育所などでの業務補助の推進
④ 発達障がい児や気になる子の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診での早期発見と専門機関との連携 ● 気になる子とその保護者の支援体制の充実 ● 関係機関との連携強化 ● 発達相談センター設立の検討
⑤ 「親になるための教育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 性に関する保健教育の実施 ● 中学生の保育体験 ● 妊婦やその家族を対象とした講座の開催 ● 子育てに関する講座の充実
⑥ こどもの安全と人権の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における見守り体制の充実 ● 児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化 ● 虐待・いじめの被害にあったこどもの保護と支援

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.3.4



支える

(4) 高齢者福祉の充実



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 住民参加型有償生活支援サービス事業「かせし隊」を立ち上げ、簡単な日常生活の支援を行い、地域の支え合い活動が行われている。
- 区を越えたシニアクラブの創設・活動等、高齢者の生きがいを創出している。
- 軽度の要介護者における介護予防事業の総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行が難しい。
- 後期高齢者の医療費、透析患者数が全国でも上位である。
- シルバー人材センターにおいて、県内でも上位の人材確保ができています。

成果と現状

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 介護予防ボランティア事業への参画を検討
- 高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、地域における高齢者を支え合う体制づくりの支援
- 高齢者の社会参加、就労機会の創出と拡充
- 老朽化しているめくばり館の施設更新
- 在宅福祉サービスの充実

課題

2) 施策の基本方針

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます
- シニアクラブなど地域の活動を支援し、健康寿命の延伸や生きがいづくりを推進します
- 在宅福祉サービスの充実により高齢者やその家族の生活を支援します

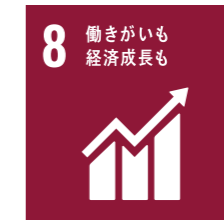
3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
シルバー人材センターで活躍している高齢者の数	274人	270人
健康寿命(平均自立期間)	男 80 歳 女 85 歳	男 80 歳 女 85 歳

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 地域包括ケアシステムの深化・推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターの安定した運営 ● 包括的支援事業の推進 ● 認知症施策の推進 ● 在宅医療・介護連携の推進
② 高齢者の生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の地域活動や生きがい就労を行う各種団体への支援 ● シニアクラブの活動支援
③ 在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者見守り事業の実施 ● 在宅介護者への支援事業の実施

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.3.4 支える

(5) 障がい福祉の充実



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 障がい者支援について制度改正を踏まえつつ適宜業務を遂行している。
- 障がい者の自立支援や障がい児支援も着実に実施している。
- 居宅介護・就労支援・児童通所支援・共同生活援助・計画相談等の自立支援給付事業の需要が増加している。
- 相談支援・意思疎通支援・日常生活給付・移動支援・日中一時支援などの地域生活支援事業の需要が増加している。

課題

- 自立が困難な障がい者が安心して暮らすための支援
- 障がい者の経済的な自立支援
- 障がいの特性に応じた就労支援及び就労定着支援
- 障がい福祉サービス事業所の確保
- 障がいなどにより支援が必要な人と町民の相互理解の促進
- 障がい児サービスの利用希望が増加している中で、人材不足や支援体制の再構築

2) 施策の基本方針

- 障がい者とその家族の生活を支援します
- 障がい者の就労を支援します
- 支援が必要な人が増加している中、障がいの早期発見や発達支援教室の充実など早期療育に努めます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
就労継続支援決定者数	120人	120人

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 障がい者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者自立支援給付・自立支援医療・補装具の給付 ● 相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援などの地域生活支援事業の継続と ● 充実・重度障がい者医療費の助成
② 障がい者の自立支援と地域による支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保 ● 一般就労した障がい者のサポート体制の維持 ● 障がい者とその家族、地域住民における相互理解の促進 ● 災害時における地域での支援体制整備
③ 障がい児支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターをはじめとする障がい児支援の連携体制の整備 ● 保育所等訪問支援 ● 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ● 医療的ケア児に対する関係機関の協議の場の設置

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.3.4



支える

(6) 社会保障の充実



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 老年人口、特に75歳以上（後期高齢者）の増加に伴い、後期高齢者医療や介護保険などへの公費負担（繰出金）が今後も増加するとみられる。
- 検診の予約センター、WEB予約システム導入による手続きの効率化・利便性向上を図っている。
- 後期高齢者特定検診の集団検診による受診率向上を図っている。
- 民生委員・児童委員と連携し、地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを行っている。

課題

- 国民健康保険事業を安定運営するための財政健全化
- 後期高齢者医療制度の円滑な運営
- 国民年金制度の啓発
- 介護保険制度の円滑な運営
- 生活困窮者の自立支援

2) 施策の基本方針

- 社会保障に関する制度の周知に努めます
- 国保特定健診の受診率向上と健診後フォロー体制を強化し重症化を予防します
- 生活困窮者の自立に向け適切な支援に努めます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
後期高齢者医療一人当たりの医療費（年間）	1,174,270円	1,170,394円
介護保険料の普通徴収収納率	92.3%	92.3%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 国民健康保険事業の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診受診率の向上と保健指導の強化 ● 重複受診の抑制やジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ● レセプト点検の実施 ● 国民健康保険税の収納率の向上
② 後期高齢者医療制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 福岡県後期高齢者医療広域連合との連携による制度の健全運営
③ 国民年金制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金制度の広報・啓発活動 ● 年金相談の充実
④ 介護保険制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の適切な利用の啓発 ● 介護保険料の効率的な徴収の推進 ● 介護保険広域連合との連携による制度の健全運営
⑤ 生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関や民生委員・児童委員との連携による適切な支援 ● 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の適切な案内と関係機関との連携

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(1) コミュニティの
活性化、再構築



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 核家族化や少子高齢化に伴って、地域活動を敬遠する世帯が増えており、近所や地域のつながりが希薄化している。
- コロナ禍の影響から地域活動の縮小や停滞が見られる。
- 各行政区において、区民の高齢化により、地域で行う美化活動などのさまざまな活動の実施が困難になっている。
- 地域づくり支援事業や、コミュニティセンターの運営により、地域コミュニティの醸成を図っている。

課題

- こどもから高齢者まであらゆる世代が交流する地域づくりの支援
- 地域の課題解決のための活動を行う自治組織への支援

2) 施策の基本方針

- 希薄化しつつある地域コミュニティの再構築に取り組みます
- 地域課題解決のための自治組織を支援します
- 地域活動を支援し、「おかげさま」の気持ちを育てます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
地域行事やコミュニティ活動に関する満足度	35.6%	37.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 地域のつながりの強化推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の親睦を深める行事の支援 ● こどもや若い世代の地域参画の促進 ● 希薄化するコミュニティの再構築に向けた検討
② 地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の強いつながりを素地とした地域課題解決のための自治組織への支援

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(2) 対話・共創の場の創出と活用



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 町民のニーズや地域の抱える課題が多様化・複雑化し、行政だけでは対応が困難になっている。
- 町民が必要な情報を入手できるよう、町のホームページにさまざまな案内を掲載している。
- 広報紙（広報ちくぜん）の発行や、町公式SNSを開設・運用による情報発信がされている。
- 人口が増加する一方で自治会へ未加入の住民が増加。
- ボランティアセンターの運営により活発なボランティア活動が行われている。

課題

- 町民のまちづくりへの意欲促進、意識の啓発
- 対話をとおして目標を共有し、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限活用して、町の新たな価値を共に創っていく場の創出
- 地域で解決できる地域課題と行政で解決すべき地域課題の切り分けとスムーズな連携

2) 施策の基本方針

- 町民と行政が情報を共有し町の課題解決に取り組みます
- 地域と行政が役割分担をしながら地域課題の解決に取り組みます
- 地域課題解決のため、新たに官民連携に取り組みます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
町からの円滑な情報伝達に対する町民満足度	42.0%	50.0%
SNSのフォロワー数	8,399人	11,000人
インターネット環境やDXの取り組みに関する満足度	18.8%	20.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 対話の場の創出による 住民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町政報告会・住民懇談会の実施 ● 企業・NPO法人・大学・各種活動団体・町民など、あらゆる団体を巻き込んで行う対話の場の創出 ● 公募による審議会などの設置 ● パブリックコメントの活用 ● インターネットを活用した住民参画のDX化
② 町民と行政の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページなどの媒体による行政情報の発信 ● アンケートや町長へのたよりなどによる町民の声の把握
③ まちづくりに関わる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアに関わる人材の育成 ● 住民参加型イベントの検討

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(3) 移住・定住の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 県の移住相談センター（東京・大阪）等でのパンフレットの配架や移住相談対応により、移住促進支援を実施している。
- 合併20周年記念事業を行うなど、本町の歩みやまちづくりの取り組みについて対外的なアピールを行っている。
- 町公式LINEを開設し、行政情報のデジタル発信を実施している。
- 町公認Instagram（インスタグラム）や動画制作により、町の魅力及び観光情報の発信を行っている。
- 移住相談件数は多くないが、転入者数は増加している。

成果と現状

- 居住の優遇策や補助金など、将来を見据えた本格的な移住施策の検討
- 移住者を受け入れる混住地域における相互理解の推進
- 移住検討者に向けた暮らし方の提案や町の魅力の情報発信

課題

2) 施策の基本方針

- 町の魅力をPRし移住・定住を促進します
- 来る人を温かく迎える地域づくりに努めます
- 筑前町を選び移住した人が“この町でよかった”と思える町にします

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
転入超過数（年間）	827人	22人

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 移住・定住促進施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住・定住希望者の相談体制の充実 ● 移住・定住促進につながる補助事業の検討 ● 移住者を受け入れる混住地域における相互理解の推進
② 戦略的なシティプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ● SNSなどによる暮らし方の提案や町の情報発信 ● 各種イベントにおける移住・定住のPR ● 町の魅力を効果的に伝えるイメージ動画などの制作検討

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(4) 人権教育・啓発の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

- 人権教育啓発基本指針に基づき人権施策実施計画を毎年策定し、人権尊重の視点を持って具体的事業を推進している。
- 人権啓発キャラクター「はっぴっぴ」の制作と活用、講演会の開催、啓発冊子の全戸配布等、多様な媒体で人権啓発を行っている。
- 社会生活のさまざまな場面で部落差別をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者などに対する偏見や差別が今もなお存在している。
- 近年はインターネットを利用した人権侵害など、新たな人権問題への対応が求められている。
- 人権侵害の相談窓口となる隣保館の運営や朝倉地区人権啓発情報センターとの連携を行っている。

成果と現状

- 家庭・学校・事業所などあらゆる場での人権教育と啓発の推進
- 児童生徒への人権教育（インターネットやSNSに潜む人権侵害など）
- 隣保館を拠点とした人権教育と啓発の推進

課題

2) 施策の基本方針

- 人権尊重のまちづくりを推進します
- 人権についてあらゆる媒体を通じて学び考える機会を多く提供します
- 人権侵害に悩む人の相談窓口を充実させます

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
「人権尊重のまちづくりの醸成」に肯定的な回答をした町民の割合	26.9%	30.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・学校・事業所などにおける人権教育の推進 ● 人権問題講演会などの実施と参加促進 ● 隣保館事業の充実
② 人権教育・啓発推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権・同和教育推進協議会の充実 ● 人権指導者養成講座への職員派遣 ● 関係機関、団体との連携強化
③ 人権に関わる問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権侵害、人権問題の相談体制の充実 ● 関係機関、団体との連携による迅速かつ的確な対応

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(5) ジェンダー平等 社会の推進



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 男女共同参画センターで、男女共同参画推進の拠点として女性の抱えるあらゆる相談対応、講座やコンサートの実施、啓発を行っている。
- 女性人材登録リストの作成やスキルアップ研修の実施により女性が社会で活躍できるように支援を行っている。
- DV等の電話相談対応、暴力防止を啓発する講演会の開催や広報誌の発行等を実施し、男女共同参画を推進している。

課題

- ジェンダー平等についての理解促進と、互いを認め尊重し合う社会的意識の醸成
- 男女が共に多様な生き方を選択できるための固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消
- 女性の政策・方針決定の場への参画
- DV（ドメスティックバイオレンス）などあらゆる暴力の防止と被害者支援
- 困難を抱える女性の支援体制の整備

2) 施策の基本方針

- 男女共同参画センターを拠点に男女が互いに尊重し合い共に支え合う協働の町を目指します
- 男女が共に多様な生き方を選べる環境をつくります
- 女性が多様な分野でいきいきと活躍できるまちづくりを進めます

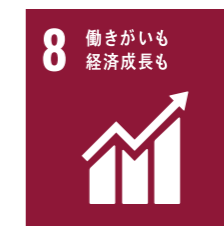
3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
公務員の管理職に占める女性割合	26%	20%以上を維持
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない人の割合	77.8%	85.0%
各種審議会などの女性登用率	41.4%	45.0%
男女共同参画（ジェンダー平等）のまちづくりの醸成に関する満足度	24.9%	30.0%

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① ジェンダー社会の実現に向けた意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報や啓発活動によるジェンダー平等社会の推進 ● 家庭、地域、職場における男女共同参画意識の浸透 ● 学校などにおける男女平等教育の推進
② 地域での男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動団体（自治会など）への女性登用の働きかけ ● 地域活動への女性の参画支援 ● 地域における女性リーダーなどの人材育成支援
③ 女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の就業及び起業支援 ● 仕事と家庭の両立ができ、女性が活躍できる職場づくりの推進 ● 政策決定の場などへの女性の参画推進
④ あらゆる暴力の排除と被害者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● DV被害者などの支援体制の整備 ● あらゆる暴力防止に向けた啓発 ● 学校・職場・地域でのハラスメント防止

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)





(6) 多文化共生社会の実現



1) 前期基本計画の取り組み結果

成果と現状

- 町内の各施設や飲食店・商店における多言語表記が十分ではない。
- 外国人住民が困りごとを相談する窓口がない。
- 外国人住民の情報交換の場や、地域住民との交流の場が少ない。

課題

- 町内の各施設や飲食店・商店などにおける多言語表記の推進
- 外国人住民の受け入れ体制の整備
- 外国人住民の学習や生活上の支援
- 外国人住民同士や、外国人住民と地域住民との交流の場の提供

2) 施策の基本方針

- 日本語学習を含め、外国人住民が暮らしやすい地域社会づくりを推進します
- 外国人住民が抱える多様な問題に寄り添う支援の体制を整備します
- 行政情報の「やさしい日本語」化を推進します

3) 成果指標

成果指標	現状値	5年後(2029年)目標値
行政情報の「やさしい日本語」化に向けた取り組み件数	0件	10件

4) 施策の内容

施策の内容	主な取り組み
① 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人住民の受け入れ体制の整備 ● 地域社会や生活ルールに対する意識の啓発 ● 地域における多文化理解の推進
② 外国人住民の生活上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人住民の相談窓口の整備 ● 保育や教育現場での円滑なやり取りの支援 ● 防災に関する支援
③ 外国人住民のコミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における情報の「やさしい日本語」化 ● 日本語及び日本社会に関する学習支援

5) 関連付けられるSDGsの17のゴール(目標)



4.4 政策推進のための事業基盤

基本計画は、基本構想で示した将来像や、将来像実現のための5つの政策(学ぶ・守る・稼ぐ・支える・結ぶ)の推進に必要な施策を示したものです。これに、社会情勢や行政運営の課題などを「政策推進のための事業基盤」として含めます。



4.4.1 DXの推進

近年、インターネットやスマートフォン、SNSなどの普及、ロボット技術の進展、IoT、AIをはじめとしたICTの進展等、デジタル技術が発展する中で、こうしたデジタル技術の徹底活用により、医療や福祉、教育、防災、雇用など、あらゆる分野に対して、従来の在り方を変え、より効率的・効果的な取り組みとする「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」の推進が求められています。

我が国では2020年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定され、マイナンバーカードの普及促進・利用推進、自治体情報システムの標準化・共通化等が重点取り組み事項として位置づけられるなど、DXの推進に向け多様な取り組みがなされています。

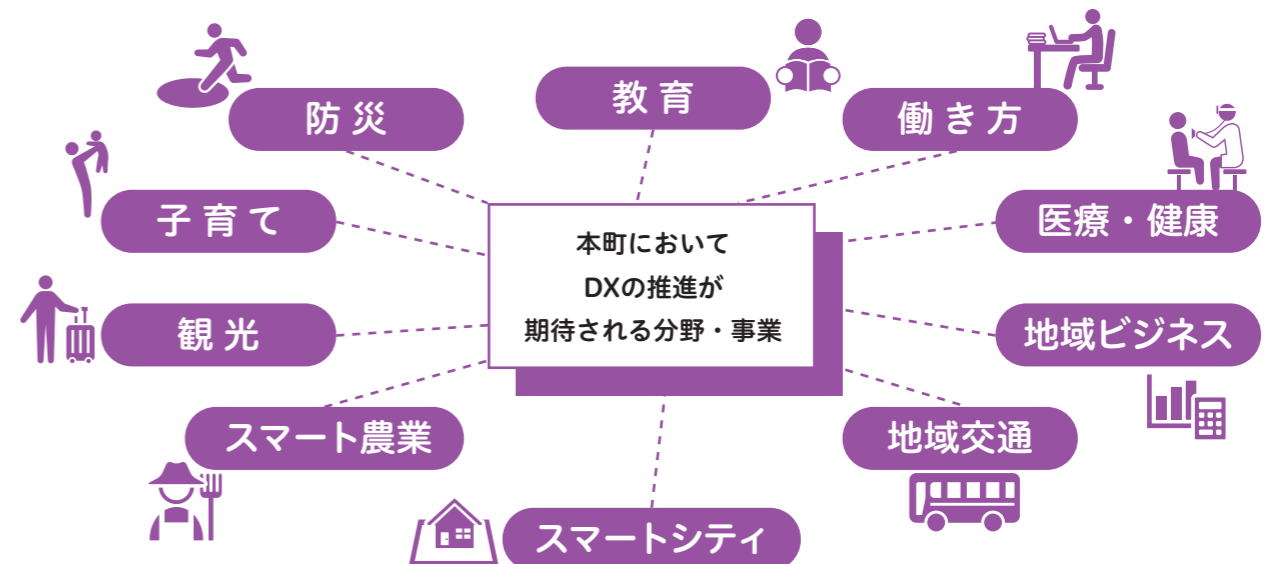
本町においてもDXを推進していくことで、行政サービスについて、住民の利便性向上や、業務効率化による人的資源を更なる行政サービス向上へ繋げる等、持続可能な地域社会の実現に向け、町の課題解決やより豊かで安心安全な暮らしを維持していきたいと考えています。

ICT (Information and Communication Technology)
情報や通信に関連する科学技術の総称。

IoT (Internet of Things)
さまざまなものに通信機能をもたせ、インターネットに接続したり相互に通信することで、自動認識や自動制御、遠隔計測、遠隔操作などを行うこと。

DX (Digital Transformation)

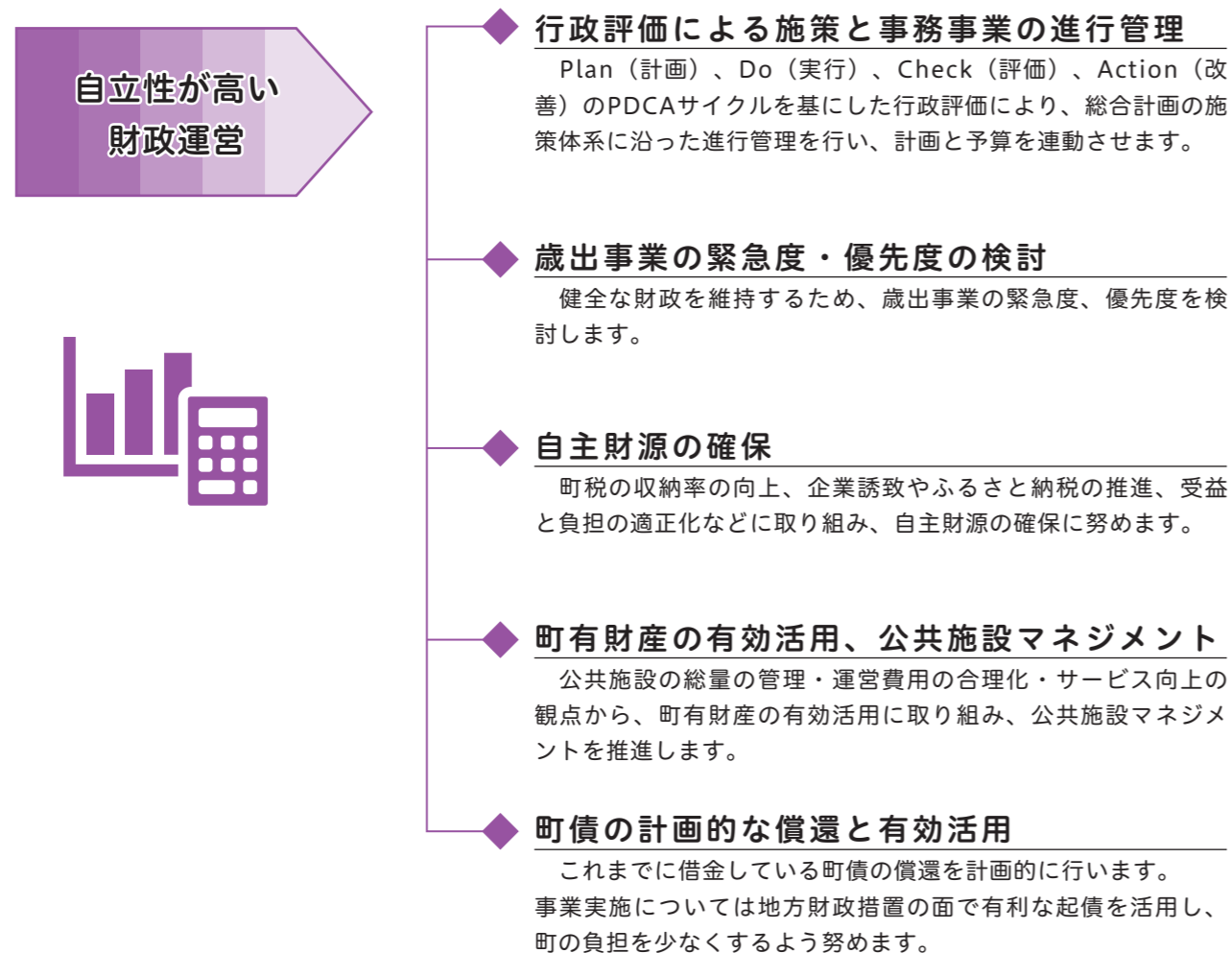
ICTやIoTといったデジタル技術を単に導入することに留まらず、更なる活用により、従来の在り方の変革をもたらし、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。



4.4.2 持続可能な財政運営

基本構想の実現に向けて、行政評価と連動した進行管理を行うことで計画と予算が連動する財政運営を行います。

実施計画の定期的な見直しや財政分析、評価とその結果の公表などにより、受益と負担の適正化や事業の取捨選択などを行い、自立性が高い財政運営を目指した強い基盤を築きます。



4.4.3 行政運営の効率化

厳しい財政状況の中で、社会経済情勢の変化や町民のニーズを的確にとらえ、柔軟に対応できる効率的な行政運営を行うために、人、モノ、財源、情報などの限られた行政資源を有効に活用する必要があります。

行政サービスを提供する職員の能力を最大限に発揮し、意欲とやりがいを持って働くことができるよう、職員の人材育成に力を入れるとともに、民間活力の導入や、定年退職後も趣味やさまざまな活動に意欲的に取り組む「アクティブシニア」の活躍の場の提供など、適切な人材採用と確保に努めます。

また、住民サービスの向上、適切な事務処理、環境の改善、個人情報の適正管理などにより、町民から信頼される行政サービスの提供に努めます。

より円滑で効果的な事業実施のため、横断的なプロジェクト体制の整備や組織機構改革などを行うとともに、近隣または県内外の自治体との共同事業化や連携強化などに取り組み、より効率的な行政運営を目指します。



(2) 充実した行政サービスの提供



◆ 行政サービスの向上と適正処理

職員一人ひとりが相手の立場に立ち、制度改革に迅速に対応するとともに、個人情報適切に管理します。また、町民のニーズに的確に対応できるよう、専門性の向上や業務改善に努めます。

◆ 庁舎環境の改善

親切で分かりやすい案内表示や、快適な待合スペースの確保、個人情報への配慮など、来庁者が気持ちよく利用できる庁舎環境の維持・改善に努めます。

◆ 横断的なプロジェクト体制の整備と組織機構改革

さまざまな事業において、ICT・IoTの実装、マイナンバーカードの利活用などが課題とされる中、効果的・効率的な事業推進のため横断的なプロジェクト体制を整備します。また、町民を多面的に支援するという観点から、効率のよい業務連携のもと関連事業が円滑に遂行できる体制を確立し、必要に応じて組織機構改革の検討などを行います。

(3) 事務事業の広域連携による効率化



◆ 近隣自治体との共同事業化・連携強化

広域的な事務事業の実施で効率的な行政サービスを展開します。

◆ 県内外の自治体との連携強化

周辺市町村やその他県外の自治体と、各種業務、都市機能などの連携を図り、公共施設の相互利用など、効率的で高度な行政サービスを展開します。

第3期筑前町 総合戦略



目次

INDEX

1. 計画策定の概要 092

1.1 総合戦略の策定趣旨 092

1.2 策定期間 094

1.3 第2次筑前町総合計画後期基本計画との関係 094

1.4 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み 095

2. 筑前町の将来人口について 096

3. 筑前町の概況 097

3.1 筑前町の得意とする産業 097

3.2 筑前町の所得と消費 098

3.3 筑前町の産業別人口と事業者数 099

4. 第2期筑前町総合戦略の成果と課題 100

4.1 基本目標① 100
活力ある筑前町を維持するための人材の育成と雇用を創出する

4.2 基本目標② 103
地域魅力の情報発信により、筑前町への新しいひとの流れを創出する

4.3 基本目標③ 104
こどもと子育て世代から選ばれるまちを創出する

4.4 基本目標④ 107
時代に合った地域をつくり、安心して住み続けたいまちを創出する

5. 第3期筑前町総合戦略の目標・基本的方向 110

5.1 第3期筑前町総合戦略の策定方針 110

5.2 目標・基本的方向 110

6. 具体的施策 119

6.1 基本目標1 119

6.2 基本目標2 123

6.3 基本目標3 127

6.4 基本目標4 133

7. 付属資料 140

1 計画策定の概要

1.1 総合戦略の策定趣旨

我が国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化することとしています。

本構想の実現を図るため、国では、2022年12月23日に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。

そして、デジタル行財政改革の動きや「当面の重点検討課題」（2023年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定）に掲げた施策の進捗状況、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」などを踏まえ、デジタル田園都市国家構想総合戦略は改訂され、2023年12月26日に閣議決定されています。地方では、各地域の社会課題解決や魅力向上を図るため、デジタルの力を活用しつつ、

- ① 地方に仕事をつくる ② 人の流れをつくる ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる

という4つの取り組みを特に進めていくことが求められます。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）の全体像

令和5年12月26日
閣議決定



総合戦略（2027年度までの5か年計画）の基本的考え方

- ▶ 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ▶ デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ▶ これまでの地方創生の取り組みについても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX等
- ② 人の流れをつくる 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等
- ④ 魅力的な地域をつくる 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX等

国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
 - デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大等
- ② デジタル人材の育成・確保
 - デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成等
- ③ 誰一人取り残されないための取り組み
 - デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現等

政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

政策間連携

デジタル行財政改革会議における議論の進展や、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進等

施策間連携

各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援等

地域間連携

自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取り組みを促進等

図 1-1 デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）概要

出典 内閣官房

また、「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるために、2024年10月11日に「新しい地方経済・生活環境創生本部」が閣議決定され、2024年12月24日には基本的な考え方(案)が示されています。

基本的な考え方(案)では、「地方創生2.0」という考え方のもと、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用、⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上の5つの柱を立て、2025年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとなっています。

地方創生2.0の「基本的な考え方」(案)概要

◎ 地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- ▶ 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)」をつくる
- ▶ 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- ▶ 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

② 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- ▶ 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- ▶ 地方への移住や企業移転、交流人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③ 付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- ▶ 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- ▶ 内外から地方への投資促進
- ▶ 地方拠点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④ デジタル・新技術の徹底活用

- ▶ ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- ▶ デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤ 「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- ▶ 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取り組みを進める
- ▶ 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◎ 基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- ▶ 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- ▶ 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

図 1-2 地方創生 2.0 の「基本的な考え方」(案) 概要

出典 内閣官房

「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、本町が発展を遂げ、人口減少や高齢化が急速に進む社会や多様性を求められている時代において、高い持続性を確保し、目指していくまち・ひと・しごとを明確にするため、第3期筑前町総合戦略を策定します。

第3期筑前町総合戦略では、第2期筑前町総合戦略の進捗状況を考慮するとともに、デジタル田園都市構想の他、今後進められる「地方創生2.0」の動向も注視しながら、戦略を推進することが求められています。

1.2 策定期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間
社会情勢や国の指針に基づき、計画的に見直しを行います。

1.3 第2次筑前町総合計画後期基本計画との関係

2020年度を始期とする第2次筑前町総合計画は、将来どのようなまちにしていきたいか、その実現のためにどう取り組んでいくかを総合的にまとめた本町の全ての計画の基本となるものです。第2次筑前町総合計画の基本構想は、本町の目指す将来像と実現のための5つの政策を明らかにしたもので、基本計画は基本構想で示した将来像やまちづくりの方向性を実現するために必要な施策を示したものです。基本構想の実現に向けて、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のPDCAサイクルによる行政評価と連動した進行管理を行い、計画と予算を連動させています。

第2次筑前町総合計画後期基本計画に掲げる施策と第3期筑前町総合戦略に掲げる施策の趣旨や目的の多くが重なっており、両計画は整合性を図った上で一元的に推進することが可能です。

そこで、第3期筑前町総合戦略は、第2次筑前町総合計画後期基本計画に掲げる施策や取り組みのうち、まち・ひと・しごと創生に資すると見込まれるものを、第3期筑前町総合戦略の重要業績評価(KPI:Key Performance Indicator)として活用することで、2つの計画を一元的に進捗管理します。



1.4 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み

本町では、SDGsの理念を踏まえ、総合計画の各施策にSDGsの17のゴール(目標)を関連付けます。

施策や実施計画に定めた事業を実施し、目標達成のための取り組みを進めることで、SDGsが目指す「未来にわたって持続可能なまちづくり」を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典 国際連合広報センター

<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

図 1-3 SDGs の 17 のゴール(目標)

2 筑前町の将来人口について

第2次筑前町総合計画では、福祉・教育・文化の充実、安心安全で快適な住環境づくり、活力ある産業の基盤整備など、さまざまな取り組みによって人口を増加・維持していくことに努め、「10年後の町の人口30,000人」という目標を設定しておりました。

本町の人口は、二町合併後の2005年から緩やかに減少し、2011年には29,202人まで減少しましたが、2012年以降は増加に転じ、2022年に30,000人を突破しました。

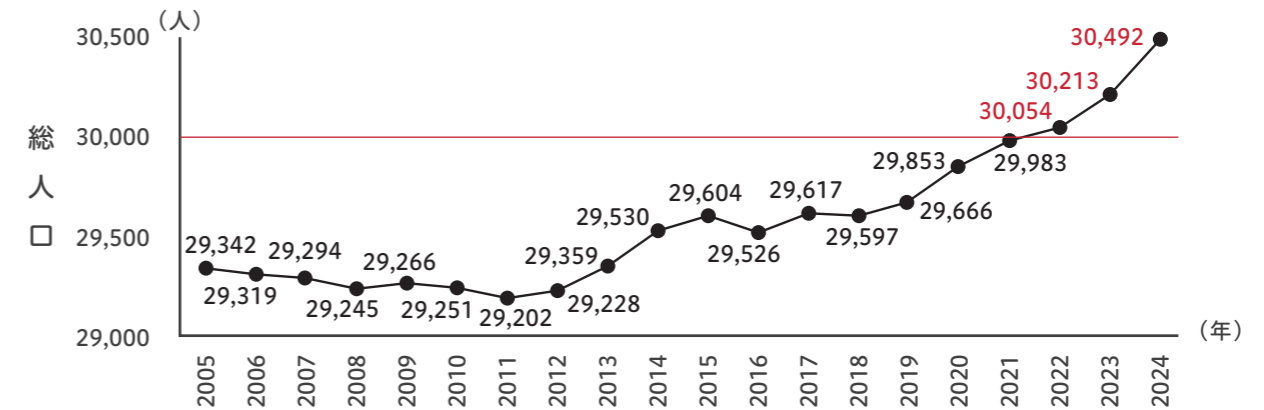


図 2-1 筑前町人口推移

出典 住民基本台帳

今後においては、人口30,000人を維持することを目標とします。しかしながら、全国的な人口減少の影響を受け、いずれの推計でも、中長期的には人口減少は避けられない結果となっています。

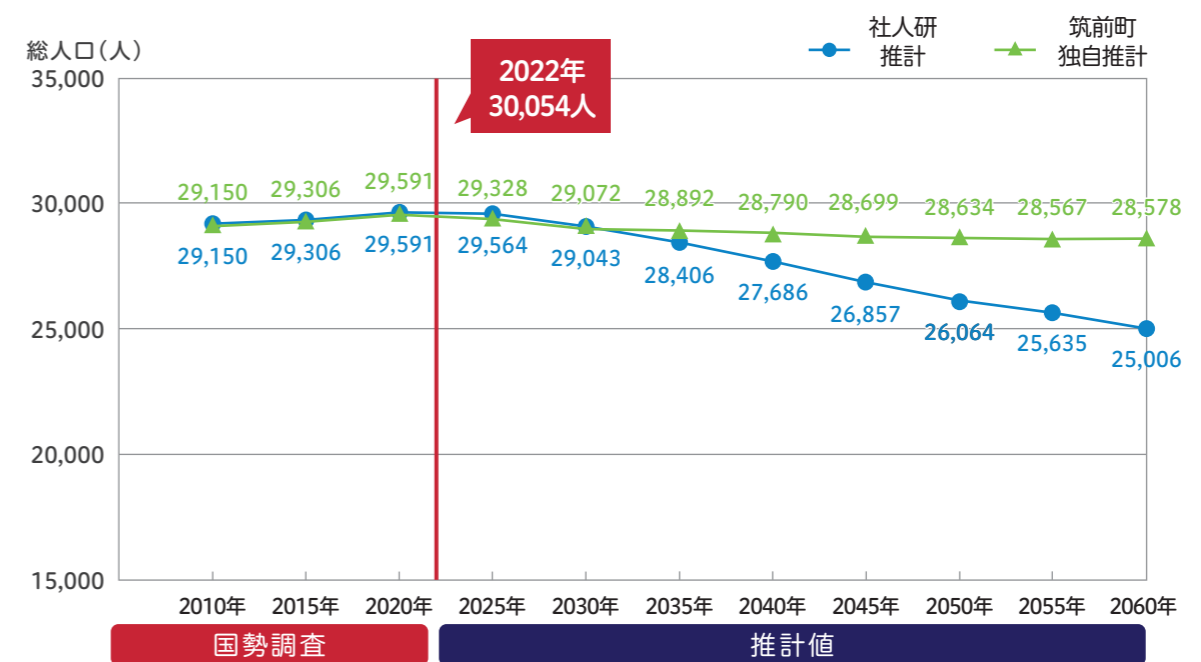


図 2-2 筑前町の人口推計結果

3 筑前町の概況

3.1 筑前町の得意とする産業

本町が得意とする産業は、農業、林業、繊維製品等である一方で、小売業や宿泊・飲食サービス業は全国平均と比較して数値が低い状況にあります。

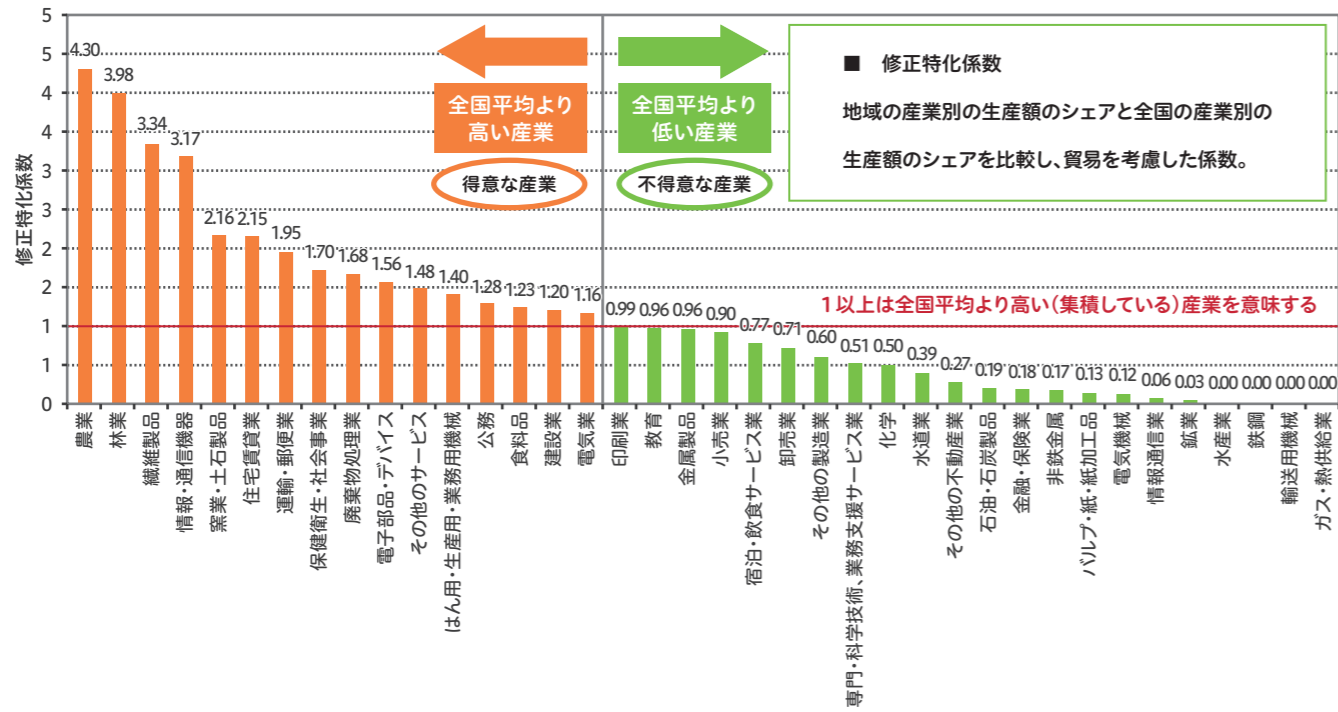


図 3-1 筑前町の得意とする産業

出典 地域経済循環分析（環境省）

中でも農業生産額では、福岡県内における同規模の人口を有する自治体と比較して、顕著に高い値を推移しています。

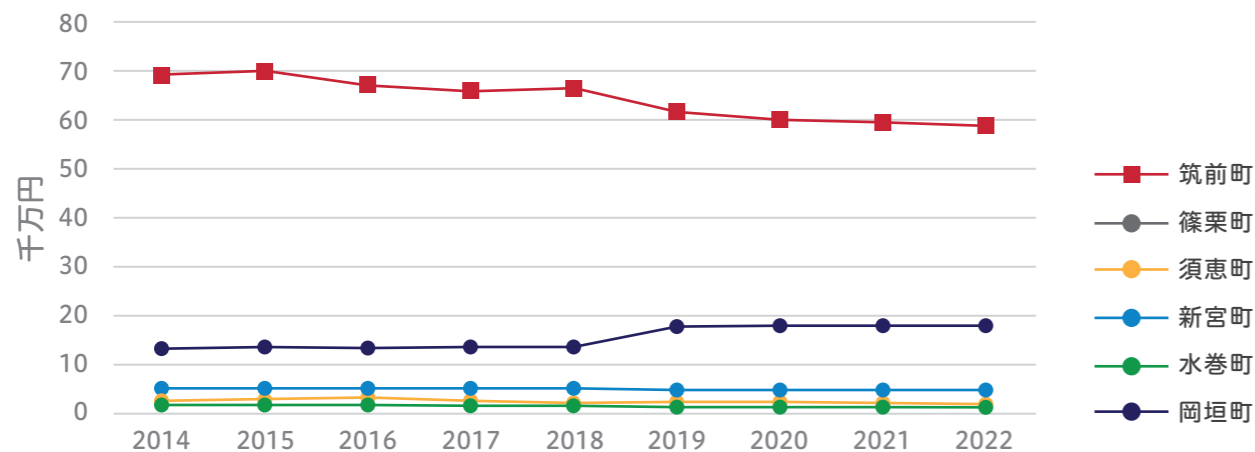


図 3-2 農業生産額の推移(筑前町類似都市との比較)

出典 市町村別農業生産額（農林水産省）

3.2 筑前町の所得と消費

従業者1人当たりの雇用者所得は、従業地ベース(筑前町内{※域外からの通勤者含む}の雇用者所得)で、全国や県、人口同規模地域と比較して低い水準となっています。一方、居住地ベース(筑前町住民{※域外への通勤者含む}の雇用所得)では、人口同規模地域と比較して高い水準となっています。

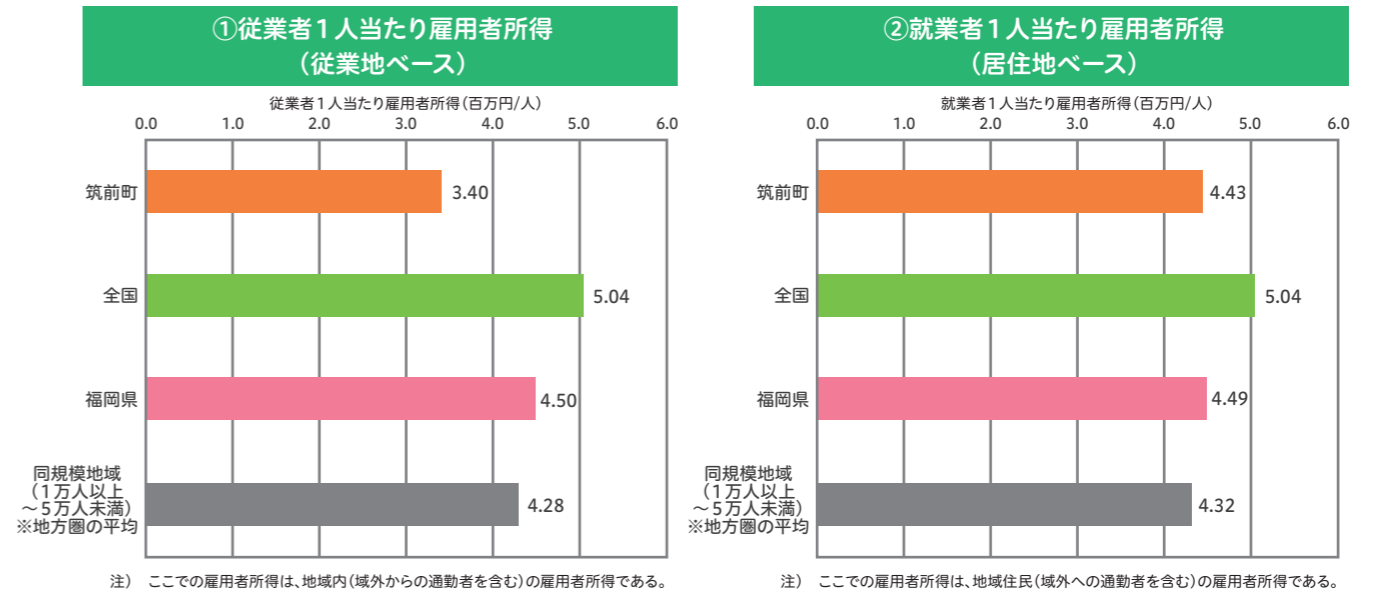


図 3-3 1人当たりの雇用者所得(従業地・居住地ベース)

出典 地域経済循環分析（環境省）

本町の消費動向について、地域内消費額が、地域住民消費額よりも、129億円程度少なく、消費が流出していることが見受けられます。

消費の流出率においても、福岡県や人口同規模地域と比較すると高い水準にあり、他地域への消費流出が顕著なことがわかります。

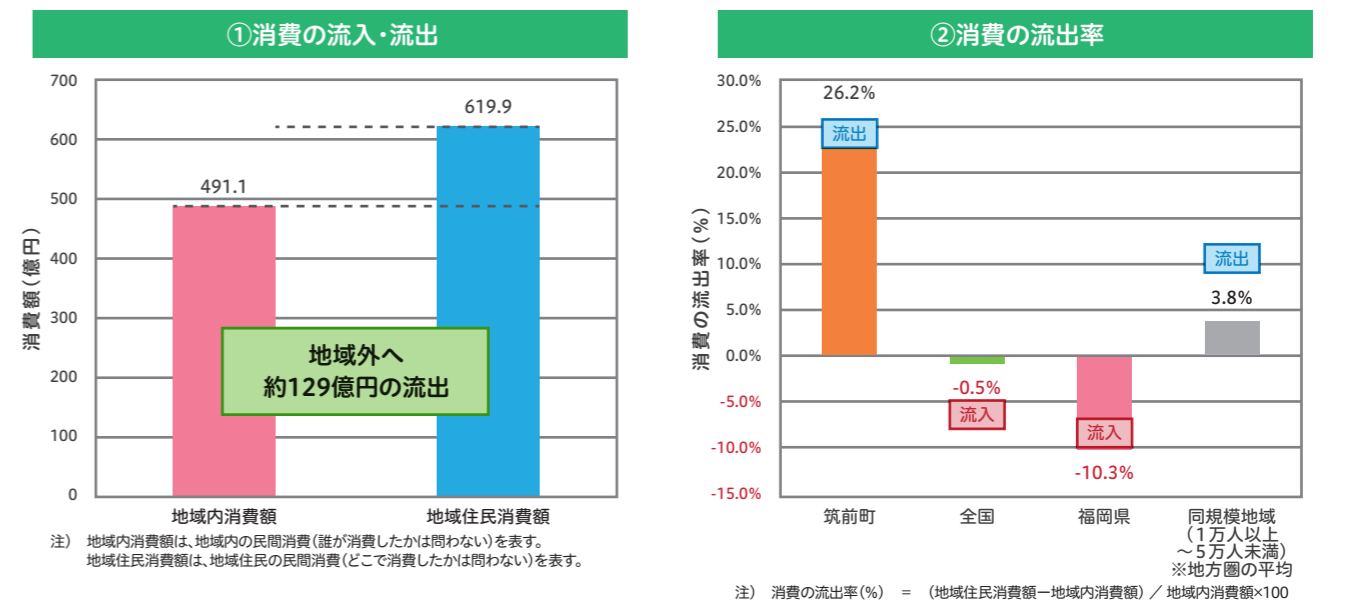


図 3-4 筑前町の消費動向

参照出典 地域経済循環分析（環境省）

3.3 筑前町の産業別人口と事業者数

産業別の就業人口の割合をみると、6割以上が第3次産業に従事しています。一方、第1次産業や第2次産業については福岡県全体の割合よりも大きくなっていることが特徴です。

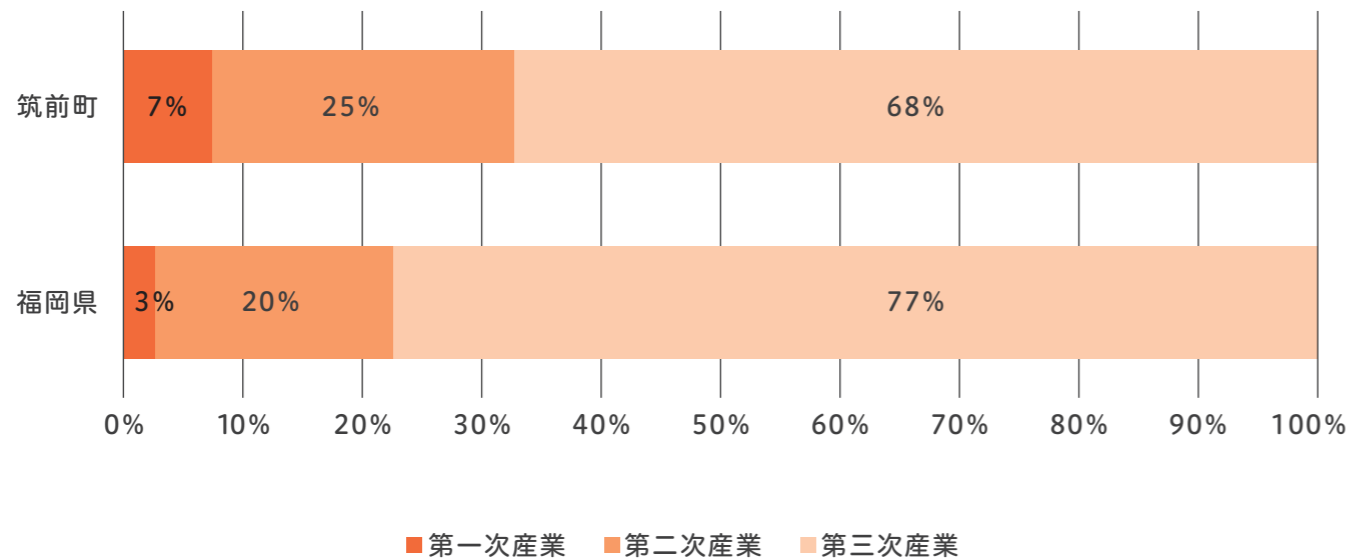


図 3-5 筑前町の産業別人口

出典 国勢調査（2020）より作成

本町の事業者数は、福岡県内にある人口が同規模の市町村と同程度となっています。2012年から2016年までは事業者数が減少傾向であったものの、2021年に増加に転じています。

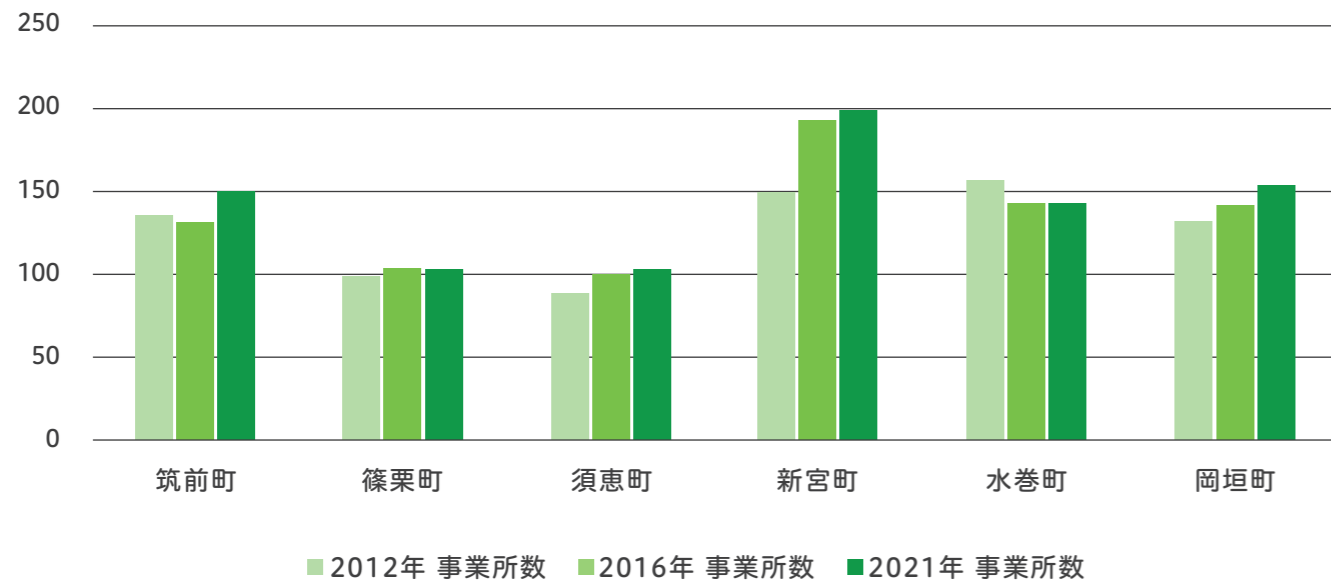


図 3-6 筑前町の事業者数

出典 経済センサス活動調査（METI/経済産業省）

4 第2期筑前町総合戦略の成果と課題

第2期筑前町総合戦略では、4つの基本目標の達成に向け、10の基本的方向に基づき、実施計画を実行してきました。

第2次筑前町総合計画前期基本計画の達成度評価とあわせ、各課に対するヒアリングやKPIの計測結果に基づき、達成度評価を評価し、成果と課題を分析しました。

4.1 基本目標①

活力ある筑前町を維持するための
人材の育成と雇用を創出する

(1) KPIの評価

2022年時点では目標達成には至らなかったが、コロナ禍で一時減少した事業者数は回復傾向である。

基本目標① : KPI	基本値	方向性※	目標値	2022年値
事業者数	901	↗	965	962

※KPIが目指す
方向性の凡例

↗ 値を大きく
していく

→ 値を維持
していく

↘ 値を小さく
していく

- 企業誘致件数（累計）は、目標に近づいたが2023年時点では達成には至らなかった。
- 労働に関する情報提供数（年間）は、着実に目標を達成している。
- 認定農業者数（累計）や新規就農者数（年間）は、2023年時点では目標達成には至らなかった。
- 6次産業化による製品化事業者数（累計）、創業・起業のための講座受講者のうち創業・起業した人数（累計）は、2023年時点では目標達成には至らなかった。

基本計画の内容						評価
方向	施策の内容	KPI	基準値	方向性	目標値	2023年値
① すべての雇用者が働きやすい環境づくり	① 「住みやすい・働きやすい」まちづくりの実現	企業誘致件数（累計）	2件	↗	4件	3件
		労働に関する情報提供数（年間）	7回	→	7回	7回
② 農林業を基盤とした産業育成	① 新規就農者・担い手の確保及び育成	認定農業者数（累計）	140人	↗	150人	143人
		新規就農者数（年間）	14人	↗	15人	12人
③ 商工業の振興	① 既存企業の活性化と新規企業の取り込み	6次産業化による製品化事業者数（累計）	—	↗	20人	12人
		創業・起業のための講座受講者のうち創業・起業した人数（累計）	—	↗	35人	16人

(2) 成果と課題

成果

- 全ての雇用者が働きやすい環境づくりに向け、工場用地の造成による環境整備とともに、就労イベント等を開催した。
- 農林業を基盤とした産業育成に向けては、目標には至っていないが、認定農業者数の増加があるとともに、ハード整備として、農地・農業施設の維持管理、用水施設等の整備やため池の耐震調査等について実施した。
- 商工業の振興にむけて、漬物等の6次産業化や仕送り便事業を推進した。

課題

- 物価高に起因するコスト増や補助額が減少している。
- 認定農業者の高齢化が継続的に課題となっている。

次期への展望

- 若手担い手の育成を実施していく。
- スマート農業などを引き続き推進していく。
- 6次産業化を推進するとともに、仕送り便事業の継続を検討していく。

4.2 基本目標②

地域魅力の情報発信により、
筑前町への新しいひとの流れを創出する

(1) KPIの評価

- 社会動態による人口増加数（平均）は、2023年時点で目標を大幅に達成しており、経年でみても増加傾向にある。
- 観光入込客数（年間）は2023年時点で目標達成には至っていないが、コロナ禍以降の客数は増加傾向である。

基本目標② : KPI	基本値	方向性	目標値	2023年値
社会動態による人口増加数（平均）	92.6人/年	→	43.2人/年	282人/年 （※2020年～2023年の平均）
観光入込客数（年間）	191.5万人	↗	240万人	90万人

- 町の公式SNSのフォロワー数は2023時点で大幅に目標を達成している。
- 道の駅筑前みなみの里および関連施設に訪れた人の満足度は、2023年時点では目標達成には至らなかった。
- 大刀洗平和記念館の来場者数（年間）はコロナ禍前にもどりつつあるものの2023年時点では目標達成には至らなかった。
- 町内の観光農園における入込客数（年間）は、コロナ禍の影響もあり2023年時点で目標達成には至らなかった。
- 移住についての相談件数（累計）は、2023年時点で目標達成には至らなかった。

基本計画の内容						評価
方向	施策の内容	KPI	基準値	方向性	目標値	2023年値
① 「食」と「平和」の発信による交流人口の増加	① 観光・交流資源の充実・活用及び創出	町の公式SNSのフォロワー数	—	↗	1,500	7,500
		道の駅および関連施設に訪れた人の満足度	—	↗	70%	57.1%
		大刀洗平和記念館の来場者数（年間）	94,000人	↗	100,000人	97,646人
		町内の観光農園における入込客数（年間）	28,491人	↗	49,000人	28,000人
② 町の魅力の発信による移住人口の増加	① 移住・UIターン促進	移住についての相談件数（累計）	23件	↗	50件	33件

(2) 成果と課題

成果

- 「食」と「平和」の発信による交流人口の増加にむけて、道の駅筑前みなみの里を活用した地域振興を実施した。また、大刀洗平和記念館に「震電」の展示や戦跡フィールドワーク等も継続的に実施している。コロナの影響で観光入込客数は落ち込んだものの、2023年には以前の活気が戻りつつあり、登山道案内や大型観光案内版等を整備した。
- 移住については、SNSを通じたプロモーション事業を実施予定である。

課題

- 筑前町ファーマーズマーケットみなみの里、大刀洗平和記念館ともに施設の老朽化が課題である。
- 大刀洗平和記念館においては、戦跡フィールドワークのガイドボランティア不足が課題である。

次期への展望

- 施設の維持管理や改修を見据えた検討が必要となる。
- SNSを利用した観光情報発信に取り組む予定である。

4.3 基本目標③

こどもと子育て世代から選ばれるまちを創出する

(1) KPIの評価

- 町の幼少人口（0～14歳）の割合は、2023年時点で目標達成しており、幼少人口割合（14%以上）を維持している。

基本目標③ : KPI	基本値	方向性	目標値	2023年値
町の幼少人口（0～14歳）の割合	13.8%	↗	14.0%	14.3%

- 地域学校協働活動をサポートする地域ボランティアの人数は2023年時点で目標達成には至らなかった。
- 「夢や希望を持っている」と答えた児童生徒の割合は、2023年時点で目標達成には至らなかった。
- 各学校におけるタブレット配置数は国のGIGAスクール構想もあり、2023年時点で目標を達成している。
- 子育て支援センターにおける相談・支援対応件数（年間）は2023年時点では目標達成している。
- 町内保育所・学童保育所における待機児童数（年度当初）は、2023年時点で目標を達成している。
- 交通事故・防犯対策の町民満足度は基準値を下回る結果となり、2023年時点で大幅に目標達成には至らなかった。
- パパママ教室参加者数（年間）は、2023年時点で目標達成には至らなかった。

基本計画の内容						評価
方向	施策の内容	KPI	基準値	方向性	目標値	2023年値
① こどもが輝くまちづくり	① 生きる力を育む教育の推進と教育・保育環境の充実	地域学校協働活動をサポートする地域ボランティアの人数	65人	↗	85人	65人
		「夢や希望を持っている」と答えた児童生徒の割合	75%	↗	80%	78.8%
		各学校におけるタブレット配置数	7人に1台	↗	1人に1台	1人に1台
② 健やかに産み育てる環境づくりの推進	① 出産・子育てをしやすい環境の実現	子育て支援センターにおける相談・支援対応件数（年間）	966件	↗	1,170件	1,420件
③ きめ細かな子育て支援の実現	① 子育てを支援する生活環境の整備	交通事故・防犯対策の町民満足度	65%	↗	70%	33%
		町内保育所・学童保育所における待機児童数（年度当初）	47人	↘	25人	22人
	② 職業生活と子育てとの両立の推進	パパママ教室参加者数（年間）	70人	↗	100人	66人

(2) 成果と課題

成果

- こどもが輝くまちづくりに向け、AIオンデマンド交通のスクール便活用やタブレットの導入による教育のICT化を進めた。年に2回の学校運営協議会で研修や議論を継続的に実施している。
- 健やかに産み育てる環境づくりの推進に向けて、子育て支援アプリ等の導入を進めた。また待機児童の改善にも務めた。
- きめ細かな子育て支援の実現に向け、通学路点検による交通安全施設の整備を行うとともに、保育業務支援システムや「進路を考えようの会」などから総合的な支援を実施した。

課題

- タブレット更新費による行政負担が増加している。
- 保育士等の人材不足が継続的に課題であり、一時預かりができない園も発生した。
- 通常の校務とGIGAスクール、その他の情報機器の運用など多くの課題を抱えており、従来のやり方にとらわれない課題解決方法を検討することが必要である。

次期への展望

- AIオンデマンド運行の継続実施や子育て支援アプリなどのICT活用を継続する。
- 保育園の増設等を認可しながら、引き続き支援を実施。入所のオンライン化（AI選定システム）を国の動向に合わせて検討する。

4.4 基本目標④

時代に合った地域をつくり、
安心して住み続けたいまちを創出する

(1) KPIの評価

- 転入者数（年間）は2023年時点で目標達成している。コロナ禍の影響で一時減少したものの、その後回復し直近は増加傾向である。

基本目標④：KPI	基本値	方向性	目標値	2023年値
転入者数（年間）	1,353人	↗	1,468人	1,691人

- 住民参画のまちづくりの重要性を理解している町民の割合は、2023年時点で目標達成には至らなかった。
- ボランティア登録者数は、2023年時点で目標を達成している。
- 町立図書館における貸出冊数（年間）は2023年時点では目標達成には至らなかった。
- シルバー人材センターやボランティアなどで活躍している高齢者の数（累計）、ラジオ体操・ウォーキング事業参加者数（年間）は、2023年時点では目標達成には至らなかった。
- 防災行政無線戸別受信機の設置率は、2023年時点では目標達成には至らなかった。
- 防災士の資格を持った人の数は、資格取得を支援していることもあり、2023年時点で大幅に目標を達成している。
- 災害時応援協定の締結数（累計）は2023年時点で大幅に目標を達成している。
- 立地適正化計画は策定しておらず、立地適正化計画に基づいた、機能性、利便性の高い都市づくりを推進することはできなかった。
- 公共交通運行便数（1日あたり）は、目標達成には至らなかった。

基本計画の内容						評価
方向	施策の内容	KPI	基準値	方向性	目標値	2023年値
① 「おかげさま」の まちづくり	① 自助・共助・公助 の連携と協働	住民参画のまちづくりの重要性を理解している町民の割合	73%	↗	80%	74.3%
		ボランティア登録者数	215人	↗	250人	289人
	② 長寿社会への 対応	町立図書館における貸出冊数（年間）	298,534冊	↗	299,000冊	261,327冊
		シルバー人材センターやボランティアなどで活躍している高齢者の数（累計）	415人	↗	490人	415人
		ラジオ体操・ウォーキング事業参加者数（年間）	911人	↗	1,000人	728人
		防災行政無線戸別受信機の設置率	76%	↗	78%	70.3%
② 豊かな自然と 都会的な機能を あわせ持つ 田園都市の 創造	① 危機対応力の強化と災害に強い まちづくり	防災士の資格を持った人の数（累計）	31人	↗	35人	68人
		災害時応援協定の締結数（累計）	22件	↗	25件	44件
		立地適正化計画策定の進捗率	—	↗	100%	—
	② 自然と ひとの共生	公共交通運行便数（1日あたり）	327便	→	327便	278便

(2) 成果と課題

成果

- 「おかげさま」のまちづくりに向け、コミュニティセンターを継続活用するとともに、コロナ禍で停滞していた活動が再開されるなど、ボランティア活動の活発化や区を越えたシニアクラブの創設を行っている。シルバー人材センターも県内上位の確保ができています。
- 豊かな自然と都会的な機能をあわせ持つ田園都市の創造にむけて、災害等への対応では、自主防災組織や防災士数は増加、冠水防止事業などのハード整備を実施。

課題

- 積極的な地域活動者数が低迷している。シニアクラブも高齢化が進んでいる中で会員数は減少している。
- 災害対応としては、消防団員のうち居住地団員の減少傾向で全体の団員数も減少している。自治会への未加入などもあり、自主防災組織に関して運営に課題がある。防災行政無線の更新や防災施設などの施設老朽化への対応が必要。

次期への展望

- ラジオ、ウォーキングについては、新規参加者の獲得、継続参加者へのインセンティブの工夫や周知を実施する。
- 自助・共助に関して、若い世代の育成を継続的に実施する。
- 様々な機関と連携、県補助を活用しながら、消防団員の確保、勧誘を実施する。
- 防災行政無線のスマートフォンでの遠隔操作など、利便性向上に向けた取り組みを推進する。ハザードマップの活用方法を検討する。

5 第3期筑前町総合戦略の目標・基本的方向

5.1 第3期筑前町総合戦略の策定方針

第3期筑前町総合戦略では、デジタルの力を活用しながら、①仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくることを軸に戦略を策定します。

なお、国の総合戦略において、地方における取り組みに対し、デジタル実装の前提となる3つの取り組み(ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取り組み)を国が強力で推進し、地方のデジタル実装を下支えすることとしています。

これら、デジタル化、DXの推進の社会的潮流を踏まえながら、本町のおかれる状況を分析したうえで、取り組むべき具体的施策と目標を設定します。

5.2 目標・基本的方向

第3期筑前町総合戦略策定に向け、SWOT分析を実施しました。

その結果を踏まえ、本町が地方創生やまち・ひと・しごとの観点から目指すべき目標と、重点的に実施すべき施策の基本的方向を定めました。

(1) 基本目標 1

まちの地域資源を活かし、
やりがいのある仕事を創出する

● 基本的方向 1：地域資源を活かした魅力ある産業の創出・強化

本町の基幹産業である農業者の所得向上による生活の安定を図るため、引き続き6次産業化を推進するほか、スマート農業等の導入促進による生産性向上を目指します。加えて、地場産品の販売体制の強化やPR施策の実施により、ブランド力を高め販路拡大を目指します。

また、本町の恵まれた地理的条件等を活かした、戦略的な企業誘致や進出企業への支援を行い、新たなビジネスや、多様な雇用の創出を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
農業産出額（年間）	「稼ぐ」 【1】農林業の振興、DX	590 千万円	590 千万円
企業誘致件数（累計）	「稼ぐ」 【3】雇用・就労環境の充実	3 件	6 件
創業・起業のための講座受講生のうち創業・起業した人数（累計）	「稼ぐ」 【2】商工業の振興	農商把握数） 10人 リブラ把握数） 16人	農商目標値） 15人 リブラ目標値） 20人

● 基本的方向 2：産業人材の確保及び育成

農林業等を始めとする、担い手育成のためのサポート体制を充実させるほか、新たな起業をめざす人の支援を積極的に実施すると共に、若い世代への起業家教育等の取り組みを商工会や農業協同組合等の関係機関と連携しながら推進していき、まちの未来を見据えた、力強い産業の育成を図ります。

また、すべての人が働きがいを感じ活躍できるまちの実現にむけ、地域企業の情報発信や受入環境の整備を進めます。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
町からの円滑な情報伝達に対する町民満足度（%）	「結ぶ」 【2】対話・共創の場の創出と活用	42.0%	50.0%
行政情報の「やさしい日本語化」に向けた取り組み件数	「結ぶ」 【6】多文化共生社会の実現	0 件	10 件
各種審議会などの女性登用率（%）	「結ぶ」 【5】ジェンダー平等社会の推進	41.4%	45.0%

(2) 基本目標 2

筑前町に住み続け、新たな人の流れをつくり、
“選ばれるまち”を目指す

● 基本的方向1：住み続けられるまちの形成

本町の雄大な自然環境を大切にしつつ、ひとの営みや利便性といった都会的機能との調和を図り、機能的で安心して住み続けられるまちの形成を図ります。

また、誰もが働きやすい魅力的な就労環境を目指し、テレワークやワーケーション等を始めとする、多様で柔軟な働き方の普及促進を行い、様々なライフスタイルの実現が可能なまちを目指します。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
この町に住み続けたいと思う人の割合 (%)	「守る」 【4】機能的でゆとりある住まいの実現	86.2%	88.0%

● 基本的方向2：選ばれるまちに向けた魅力発信

全国各地で移住促進策が講じられているなかで、本町の強みや魅力を町外に戦略的に発信することで、本町で「暮らしたい」「働きたい」と思う人を増やすと共に、移住に伴う生活環境の支援や相談体制を拡充し、多くの世代から“選ばれるまち”を目指します。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
転入超過数 (年間)	「結ぶ」 【3】移住・定住の推進	827人	22人

● 基本的方向3：観光振興と関係人口の拡大

本町の食の拠点である「筑前町ファーマーズマーケットみなみの里」、平和の拠点である「大刀洗平和記念館」を中心とした、「食」と「平和」の情報発信拠点の充実を図るほか、福岡都市圏・久留米都市圏から1時間圏内という立地条件を活かした情報発信や広域観光等を推進し本町の知名度アップを目指します。

また、インバウンド客の取り込みやリピーター獲得のための取り組みを展開し、関係人口の拡大を目指すと共に、「稼げる地域」の実現にむけ、本町に根ざした観光人材育成の取り組みを推進します。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
観光入込客数 (年間)	「稼ぐ」 【4】観光交流の推進	90万人	110万人

(3) 基本目標 3

結婚・出産・子育てを応援し、未来を育むまち

● 基本的方向 1：きめ細かな子育て支援の実現

急速な少子高齢化に伴う子育て世代の核家族化や保護者の就労環境の変化により、子育てに係るニーズは多様化し、よりきめ細かなサービスが求められています。そういった中で、次世代を担う子どもたちの安心安全を確保するとともに、子育て世代への支援を拡充し、安心して子育てができる環境を整えます。

また、行政をはじめ、民間事業者や地域住民等のそれぞれの立場で、子育ての各段階に対する正しい理解を深めながら、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進め、「こどもまんなか社会」の意識醸成を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
子育て支援の施策に関する満足度 (%)	「支える」 【3】切れ目のない子育て支援	29.7%	40.0%
子どもを産み育てやすい環境に関する満足度 (%)	「支える」 【3】切れ目のない子育て支援	36.3%	40.0%

● 基本的方向 2：健やかに産み育てる環境づくりの推進

次世代を担う子どもたちが、心豊かでたくましく生まれ育つよう、まち全体で支援する取り組みを充実させます。

重要業績評価指標 (KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
「将来の夢や目標を持っていますか」の項目において肯定的な回答をした児童生徒の割合 (%)	「学ぶ」 【1】教育環境の充実・DX	(中3) 64.0% (小6) 77.9%	(中3) 75.0% (小6) 80.0%

● 基本的方向 3：仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立の実現のため、安心して子どもを預けられる保育環境の整備・拡充を進めるほか、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など、全ての人々が個性や能力を発揮できる「ジェンダー平等社会」への意識醸成を図り、魅力ある働き方づくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
男女共同参画（ジェンダー平等）のまちづくりの醸成に関する満足度 (%)	「結ぶ」 【5】ジェンダー平等社会の推進	24.9%	30.0%
待機児童数 (人)	「支える」 【3】切れ目のない子育て支援	22人	0人

(4) 基本目標 4

田園風景を残しながら、
生活しやすい魅力あふれるまちをつくる

● 基本的方向1：互いに思いあう“おかげさま”のまちづくり

本町では人口が増加している一方で、地域コミュニティの希薄化や人とのつながりの縮小が課題となっています。地域で養われ、受け継がれてきた「おかげさま」の文化を今一度振り返り、再建すると同時に、社会の変化に対応した新たなコミュニティの在り方を検討し、全ての住民が地域への誇りや愛着がもてるような取り組みを進めます。

また、超高齢化社会の本格化に向け、保健や医療だけでなく、生涯学習やスポーツといった分野横断的なアプローチを推進し、町民が生涯にわたり健康に生活し活躍できるまちを目指します。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
地域行事やコミュニティ活動に関する満足度 (%)	「結ぶ」 【1】コミュニティの活性化、再構築	35.6%	40.0%

● 基本的方向2：豊かな自然の保全

本町が持つ豊かな自然や今ある景観資源の保全に努め、田園風景を生み出す地域の営みを支えるとともに、土地の適正な管理を行い魅力ある住環境の整備を進めます。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
自然や美しい農村景観の保持に関する住民の満足度 (%)	「守る」 【4】機能的でゆとりある住まいの実現	50.1%	50.0%

● 基本的方向3：まちの住みやすさの向上

豊かな自然環境を持ちながら、福岡都市圏や久留米広域圏に近接しているという恵まれた立地条件を活かし、都会と田舎のバランスを大事にした地域活性化に取り組みます。

また、近隣都市への公共交通網を維持するとともに、広域幹線軸や地域内の生活拠点への移動を担うオンデマンドバスを運行し、誰もが利用しやすい公共交通網の形成を目指します。

人口構造の変化により、地域活力の低下が懸念される中で、様々なデジタルの力を有効に活用し、地域の個性を活かしつつ効率的な地域づくりの実現が求められています。また、まちの住みやすさの向上には、町民との対話・共創の場を創出することも重要であり、デジタル技術等も活用しながら、取り組みを進めていきます。このように、各分野でのDX化を総合的に推進し、多様な住民の目線に立って、その暮らしが本当に向上しているかどうか、Well-beingの視点を大切にした取り組みを推進します。

重要業績評価指標(KPI)

設定 KPI	総合計画の記載	現状値	目標値 (2029年)
オンデマンドバスの収支率 (%)	「守る」 【5】交通ネットワークの維持・効率化	—	15.0%
インターネット環境やDXの取り組みに関する満足度 (%)	「結ぶ」 【2】対話・共創の場の創出と活用	18.8%	20.0%
「文化活動が盛んにおこなわれている」に関する満足度 (%)	「学ぶ」 【6】文化の振興と歴史の継承	36.2%	38.0%

6 具体的施策

6.1 基本目標 1

(1) 基本的方向 1 地域資源を活かした魅力ある産業の創出・強化

● 具体的施策 1：基幹産業である農業の戦略的維持

本町の基幹産業である農業について、従業者に対する経営基盤確立のための支援をはじめ、継続して6次産業化の推進やスマート農業等の導入促進による生産性向上を戦略的に実施し、持続可能な農業の仕組みづくりを目指します。

関連付けられる SDGsのゴール（目標）

● 具体的施策 2：まちの地場産物や特産品のブランド化

商工会や農業協同組合等の関係機関と連携し、まちの地場産物や特産品のブランド化などに取り組み、地域資源を活かした農商工の連携や新たな市場の創出を目指します。

関連付けられる SDGsのゴール（目標）

● 具体的施策 3：企業誘致、新規起業の支援

地域の継続的な活力維持のため、ベンチャーを含む多様な企業の移転を促すとともに、次代を担う産業の創出に必要な、高い付加価値を生み出す革新的な企業の誘致を目指します。

あわせて、本町の恵まれた地理的条件等を活かしながら、企業が進出しやすい環境の整備体制を確立し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

関連付けられる SDGsのゴール（目標）

想定される事業

● 取り組み内容

- ①経営基盤の強化
 - ・設備投資に対する支援
 - ・雇用の安定化
- ②商工会の育成・売上増
 - ・プレミアム付商品券の発行
 - ・販路開拓に関する支援
- ③関係各所との連携
 - ・ワンストップ相談窓口としての企業創業支援センターの設置
 - ・地場金融機関との連携
 - ・農商工連携
 - ・386号線を主体とした「筑前町ビストロ街道」の充実
- ④6次産業化の支援
- ⑤企業誘致の推進
- ⑥農業生産基盤の整備
 - ・環境保全型農業の推進
- ⑦農林業者への支援
 - ・地場金融機関の農業法人成長支援ファンドの活用
 - ・多様な担い手育成の推進
 - ・効率的な農業経営の確保
 - ・農業担い手海外研修事業の検討
 - ・農林業研修生制度の検討
 - ・林業活性化の研究
 - ・スマート農業の推進
- ⑧地産地消の推進
 - ・町内直売所の活性化
 - ・交流・体験型農業の推進
 - ・有害鳥獣の地域資源化
 - ・ファーマーズマーケットみなみの里の拡充
- ⑨農業の高付加価値化
 - ・新たな特産品の開発
 - ・米、麦、大豆等の土地利用型農業特産品ブランド化
 - ・筑前クロダマル、木酢のブランド化
- ⑩商工業の振興
 - ・特産品のブランド開発支援
 - ・経営安定に向けた支援
 - ・創業・起業・事業継承の支援

● 想定される事業等

- ・商工業振興事務事業
- ・商工会育成事業
- ・労働行政（雇用事務）
- ・6次産業化の推進と地域ビジネスの基盤構築
- ・6次産業化による雇用の創出、所得向上
- ・インターネット通信販売による国内外への特産品の販売支援
- ・ICT活用による地域経済循環の基盤構築の支援
- ・ふるさと納税返礼品の充実
- ・仕送り便事業の継続検討
- ・中小企業者の支援
- ・創業・起業・事業継承の相談窓口の開設
- ・創業・起業者を育成する講座の開催
- ・筑前町ファーマーズマーケット支援業務
- ・中山間地域等直接支払交付金制度事業事務
- ・農業次世代人材投資事業
- ・園芸の生産振興事務
- ・畜産の振興事業事務
- ・農業機械の導入事業事務
- ・水田農業推進協議会運営事務
- ・認定農業者育成事務
- ・農業後継者育成事業事務
- ・女性農業者育成事業事務
- ・集落営農組織の育成事務
- ・特産品の開発・振興事業事務
- ・大学連携事業
- ・経営規模拡大、農林地集約による作業効率化の推進
- ・ICT活用によるスマート農業・スマート林業の研究や検討
- ・後継者や新規就業者の支援体制の確立
- ・高収益化や技術継承の簡易化の取り組みの支援
- ・ICTを活用した効果的・効率的な有害鳥獣被害対策
- ・農業施設の適切な維持管理
- ・荒廃森林の整備

6.1 基本目標 1

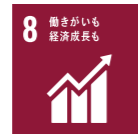
(2) 基本的方向 2

産業人材の確保及び育成

● 具体的施策 1：起業支援の充実

新たな起業を目指す人の夢を応援し、挑戦することができるような環境整備を進めます。具体的には、起業家支援体制の構築や、若い世代への起業家教育等の取り組みを行い、起業の促進を図ると共に、持続可能な「活力あるまち」を目指します。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 2：地域企業の情報発信及び雇用の促進

町内の企業に関心を持ち、住み慣れたこの町で働くことを選択できるよう、町内の企業の魅力を広く発信すると共に、既存企業の雇用拡大支援やハローワークや県などの関係機関と連携し雇用の促進を図ります。

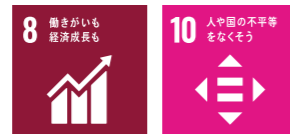
関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 3：外国人就労者等に対する受入環境の整備

外国人就労者等に対し、就業地として本町を選択し長期にわたって活躍できる環境を整備するため、雇用、住まい、子育て、行政手続き等、受入環境の総合的な整備を実施します。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 4：ジェンダー平等の推進

労働者が性別や年齢により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保に努めると共に、職場における様々なハラスメントに対する防止対策を推進します。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

● 取り組み内容

- ①既存企業の雇用拡大支援
 - ・雇用に関する助成支援
- ②雇用機会の確保
 - ・地元就職の奨励
 - ・ハローワークや県との関係機関との連携
 - ・男女共同参画センター運営
 - ・隣保館運営
 - ・求職者への職業訓練などへの支援
 - ・就業相談や職業支援情報提供
- ③女性や高齢者、障がい者等の雇用促進
 - ・シルバー人材センターへの支援
 - ・女性の労働力の推進
- ④起業支援や起業しやすい環境づくり
 - ・起業家教育の推進
 - ・起業に関する相談支援
 - ・適切な補助などの検討
 - ・商工会等と連携した起業支援
- ⑤ジェンダー平等の推進
- ⑥外国人就労者に対する支援
 - ・雇用や多言語化等に関する助成支援

● 想定される事業等

- ・商工会育成事業【再掲】
- ・労働行政（雇用事務）【再掲】
- ・創業・起業・事業継承の相談窓口の開設【再掲】
- ・創業・起業者を育成する講座の開催【再掲】
- ・森林組合育成事業事務
- ・男女共同参画センター運営、管理業務
- ・隣保館相談事業
- ・企業への人権啓発
- ・企業が進出しやすい環境整備と受け入れ体制の充実
- ・企業情報や雇用情報の提供
- ・UIターン就職希望者への情報発信、就労支援

6.2 基本目標 2

(1) 基本的方向 1

住み続けられるまちの形成

- 具体的施策 1：空家解消、機能的なまちなみの形成
空家の有効活用による地域活性化や、空家の適正な管理を行うとともに、豊かな自然を活かしつつ、都市的機能を程よく取り組み、誰もが安心して暮らせる機能的な故郷づくりを推進します。

関連付けられる SDGsのゴール (目標)



- 具体的施策 2：誰もが働きやすい魅力的な就労環境の整備
就業形態の多様化に伴い、社会が求める労働力のあり方も変化し、テレワークやワーケーション等の場所や時間を固定しない柔軟な働き方が求められる中で、出産や介護、子育て中の人や、アクティブシニア等、様々な個人の状況に応じた働き方の実現に取り組みます。

関連付けられる SDGsのゴール (目標)



想定される事業

- 取り組み内容
 - ①居住可能空家の流通
 - ・空家実態調査の実施
 - ・空家対策
 - ・宅建協会等の民間団体との連携
 - ②働きやすさ向上への取り組み
 - ・働き方改革の推進の支援
 - ・在宅ワークの支援
 - ・相談窓口の充実
 - ・ワーク・ライフ・バランスの啓発
 - ・女性・シニア世代が活躍できる環境や働き方の整備

- 想定される事業等
 - ・空家対策事業
 - ・定住・移住推進事業
 - ・空家を利活用した移住・定住促進地域の設定
 - ・空家バンクの積極的な活用と推進
 - ・柔軟な働き方の普及・促進
 - ・働き方改革に取り組む企業の広報での紹介

(2) 基本的方向 2

選ばれるまちに向けた魅力発信

- 具体的施策 1：新たな人の流れを創出するまちの魅力発信 (SNS)
町の強みや魅力を最大限に活かしながら、SNSや各種イベント等を通じて、本町への移住・定住を希望する人が、必要とする情報を得られるよう、様々な手段による積極的な情報発信をおこない、本町で「暮らしたい」「働きたい」と思う人を増やします。

関連付けられる SDGsのゴール (目標)



- 具体的施策 2：移住促進の支援
移住に伴う生活環境等の支援体制の整備と充実を図ると共に、U/Iターンなどの相談・支援について積極的に取り組むなど、移住・定住の促進を目的とした事業を戦略的に実施します。

関連付けられる SDGsのゴール (目標)



想定される事業

- 取り組み内容
 - ①U/Iターンの促進
 - ・Uターン就職セミナー等への参画
 - ・農地付住宅の検討
 - ②まちの魅力の情報発信
 - ③移住・定住の推進
 - ・移住・定住促進施策の推進
 - ・戦略的なシティプロモーション

- 想定される事業等
 - ・ホームページ更新事務
 - ・ケーブルTV広報番組制作事務
 - ・特産品の開発・振興事業事務【再掲】
 - ・移住・定住希望者の相談体制の充実
 - ・移住・定住促進につながる補助事業の検討
 - ・地域における移住者受け入れニーズの把握
 - ・SNSなどによる移住・定住等に関する情報発信
 - ・町の魅力を効果的に伝えるイメージ動画などの制作検討
 - ・筑前町定住促進事業

6.2 基本目標 2

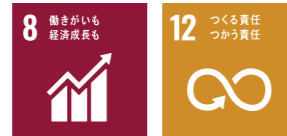
(3) 基本的方向 3

観光振興と関係人口の拡大

- 具体的施策 1：地域資源や立地を活かした観光の推進（道の駅筑前みなみの里、大刀洗平和記念館、広域観光）

「食」と「平和」を軸とした多様な地域観光資源や、福岡都市圏等から1時間圏内という立地を活かして、町内外に向けたPRを積極的に実施すると共に、各観光地の強化による町全体でのおもてなし体制の整備に取り組み、本町の観光人口の拡大や知名度アップを目指します。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



- 具体的施策 2：観光産業を支える人材の育成

「稼げる地域」の実現にむけ、本町の観光に精通した専門的人材の発掘・育成に取り組み、観光振興の土台づくりを目指します。

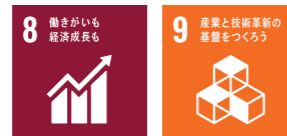
関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



- 具体的施策 3：インバウンドに対する受入環境の整備

本町に訪れた外国人旅行者がストレスなく、快適に観光を満喫できるよう、様々なコンテンツにおける多言語対応や観光情報の提供、無料Wi-Fiの設置等、外国人旅行者の受入環境の整備を行い、誘客の加速化を図ります。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

● 取り組み内容

①筑前町の知名度アップへの取り組み

- ・「食」と「平和」の情報発信拠点のPR
- ・ICTを活用した町のPR

②観光ルートの開発

- ・町内周遊の環境づくり
- ・官民連携による観光振興を目的とした組織の検討
- ・観光PR活動の強化
- ・観光資源の確保と有効活用
- ・外国人旅行者の誘致
- ・観光人材の発掘・育成

③大刀洗平和記念館を核とした平和の発信

- ・大刀洗平和記念館展示・運営等の拡充
- ・戦時資料の調査・収集・保存・展示
- ・PR活動等の平和発信事業の拡充
- ・周辺戦跡などの保存と活用

④食の情報発信

- ・収穫体験による都市農村交流
- ・都市部でのイベント・商談会への参加によるPR

⑤道の駅筑前みなみの里の活用法

- ・休憩施設の維持管理
- ・多様な来訪者に対応した情報発信
- ・関連施設と連携した観光振興
- ・防災拠点としての活用

⑥外国人観光客の受入環境の整備

- ・多言語対応などインバウンド対策の促進
- ・Wi-Fi環境の整備

● 想定される事業等

- ・観光振興計画の策定
- ・観光に精通した専門的人材の育成と配置
- ・観光戦略を着実に実施するための調整機能を備えた人材の育成
- ・着地型観光の充実
- ・SNSなどを活用した効果的な情報発信、メディアへの情報発信
- ・「道の駅 筑前みなみの里」の活用
- ・「食」をキーワードにした観光の推進と強化
- ・商工会と連携した観光客の消費喚起
- ・観光施設の適切な維持管理
- ・外国人に分かりやすい情報発信
- ・命の尊さ、平和の大切さを学ぶ機会の提供
- ・町内外の小中学校への大刀洗平和記念館の活用促進
- ・大刀洗平和記念館の展示内容の充実と運営体制の確立
- ・入館者の増加に向けたPR活動の充実
- ・平和に関する学習を目的とした修学旅行の誘致強化
- ・全国の平和関連施設との連携協定による平和事業・平和教育の推進
- ・掩体壕（えんたいごう）の活用
- ・大刀洗飛行場跡地周辺戦跡の活用
- ・おもてなし体制の整備

6.3 基本目標 3

(1) 基本的方向 1

きめ細かな子育て支援の実現

● 具体的施策 1：子育てしやすい環境づくり

子育て世代の負担軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることが出来るよう支援を行っていきます。また、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への相談環境の充実を進めます。

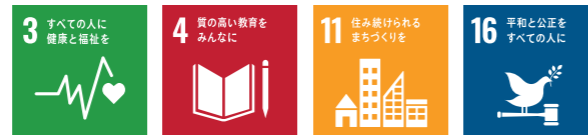
関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 2：「こどもまんなか」の社会の創出

次世代を担う心豊かな子どもを育成するため、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を取り入れながら、総合的に政策を推進するとともに、こうした「こどもまんなか社会」の意識醸成を図ります。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 3：外国人居住者のこどもに対する日本語教育の充実

外国人居住者のこどもの増加や多様化が進む中で、「言語の壁」を取り払う支援体制の整備を進めます。具体的には、就学促進を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒に対しての指導・支援体制を充実させます。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

● 取り組み内容

- ①教育・保育環境の整備
 - ・小中学校のLED導入
 - ・ICT活用教育の推進
 - ・教育環境のDXの推進
- ②生きる力の育成を重視した教育活動及び支援・相談事業の推進
 - ・こども未来センター、子育て支援センターの機能充実
 - ・次世代の親の育成
 - ・子どもたちのさまざまな体験活動等の推進
 - ・人権教育の推進
- ③教育環境の充実
 - ・確かな学力を育み個性や能力を伸ばす学校教育の充実
 - ・心づくり・体づくりの推進
 - ・いじめ・不登校などに対する生徒指導体制の確立
 - ・特別支援教育の充実
 - ・安心安全で快適な教育環境の整備
 - ・外国人への日本語教育の実施
- ④グローバル人材の育成
- ⑤切れ目のない子育て支援
 - ・子育て支援ネットワークの充実
 - ・子育て支援策の推進
 - ・子育て世代の就業環境の整備
 - ・発達障がい児や気になる子の支援
 - ・「親になるための教育」の推進
 - ・子どもの安全と人権の確保
- ⑥「こどもまんなか社会」の実現に向けた意識の醸成
 - ・こどもまんなかアクションの推進
- ⑦安心して外出できる環境の整備
 - ・赤ちゃんの駅設置箇所の充実
 - ・イベント開催時の授乳スペースや託児スペースの設置
 - ・歩道の幅や整備、道路の段差解消
- ⑧安全、安心なまちづくりの推進
 - ・防犯灯の設置推進
 - ・小中学校の通学路の把握・点検
- ⑨交通安全対策の充実
 - ・交通安全意識の向上
 - ・高齢者の交通安全対策
 - ・子どもの交通安全対策
 - ・交通安全施設などの整備
- ⑩道路網の整備
 - ・道路整備の推進
 - ・既存道路施設の維持管理
 - ・幹線道路の整備促進

● 想定される事業等

- ・教育情報化推進事業
- ・スクールソーシャルワーカー事業
- ・英語教育推進事業
- ・外国語指導助手事業
- ・中1ギャップ対策事業
- ・いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業
- ・コミュニティスクール事業
- ・筑前町子ども読書活動推進計画及び進捗管理業務
- ・家庭教育学級・PTA補助事業
- ・小学生体験活動事業
- ・こども未来センター運営事業
- ・読書活動や環境教育、ICT教育など多様な学びの場の充実
- ・心の教育の推進
- ・ICT教育の基盤となるWi-Fi環境などの整備
- ・教育支援、相談支援体制の充実
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- ・適切な学校施設の維持管理と老朽化対策の推進
- ・多言語での情報提供
- ・妊娠・出産・子育て相談センターによる支援体制の充実
- ・乳幼児健診での発達障がいの早期発見と専門機関との連携
- ・地域における見守り体制の充実
- ・児童虐待予防啓発事業
- ・赤ちゃんの駅事業
- ・防犯灯整備管理業務
- ・自転車利用者への交通ルール徹底の啓発
- ・高齢者向けの交通安全講座の実施
- ・運転免許証自主返納支援事業
- ・幼稚園・保育所・小中学校における交通安全教室の実施
- ・小中学校PTAや関係機関との連携による危険箇所の点検
- ・地域の実状に応じた生活道路整備の推進
- ・交通安全施設整備事業
- ・ITを活用した効率化の検討

6.3 基本目標 3

(2) 基本的方向 2

健やかに産み育てる環境づくりの推進

● 具体的施策 1：医療体制の充実

子育て世帯の経済的負担を軽減させ、安心した生活が送れるように、医療費の助成（助成対象の拡大）をはじめとする医療体制の充実を図ります。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 2：地域学校協働活動の実施

児童生徒の生きる力を育むため、地域全体でこどもたちの学びと成長を支えるとともに、創意工夫を活かした特色ある教育・保育環境の整備を進めます。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

● 取り組み内容

- ①地域における子育て支援
 - ・地域子育て支援拠点の充実
 - ・保育サービスの充実
 - ・子育て支援ネットワークづくり
 - ・幼児版「ことばの教室」の充実
- ②妊産婦、乳幼児に対する切れ目のない支援
 - ・乳幼児健診の受診勧奨
 - ・妊婦健診の受診勧奨
 - ・乳児家庭全戸訪問の実施
 - ・相談体制の充実
- ③小児医療の充実
 - ・広域的連携の対応
 - ・小児科医療機関の情報提供
- ④食育の推進
 - ・世代に応じた食育の推進
 - ・学校給食の充実
 - ・家庭における食育の推進
 - ・地産地消の推進
- ⑤特色ある学校経営の確立
 - ・常勤講師の加配継続
 - ・食育の推進
 - ・学校運営協議会制度の推進
- ⑥地域と連携した教育環境の整備
 - ・地域に開かれた学校づくり

● 想定される事業等

- ・朝倉地域救急医療体制整備事業
- ・妊婦健康診査業務
- ・乳幼児健康診査業務
- ・乳児家庭全戸訪問業務
- ・若年者インフルエンザ予防接種事業
- ・母子保健事業（相談・教室）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・筑前町幼児版「ことばの教室」
- ・乳幼児健診や保育所・幼稚園における幼少期からの食育推進
- ・成人向けの食育の啓発と推進
- ・学校給食をととした地産地消の推進
- ・筑前町産の農産物などを取り入れたバランスの良い食生活の推進
- ・学校・地域・行政が連携した地域ぐるみの教育の推進
- ・地域学校協働活動（アフタースクール）事業

6.3 基本目標 3

(3) 基本的方向 3

仕事と子育ての両立支援

● 具体的施策 1：ジェンダー平等の推進・意識醸成

女性が家庭と仕事を両立させるための支援や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消などに取り組み、全ての人々が個性や能力を発揮できる「ジェンダー平等社会」への意識醸成を図ります。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 2：保育事業の充実（待機児童ゼロ、保育環境整備）

仕事と子育ての両立の実現のため、結婚・出産・育児の切れ目のない支援を推進し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

● 取り組み内容

- ①多様な保育ニーズへの対応
 - ・一時預かり事業の実施
 - ・病児・病後児保育事業の拡充
 - ・子育て短期支援事業の実施
 - ・ファミリー・サポート・センター事業の充実
 - ・放課後児童健全育成事業の拡充
- ②結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
 - ・情報提供や相談窓口の充実
 - ・婚活等スポットの掘り起こし
 - ・民間主催の婚活事業への支援
- ③多子世帯支援
 - ・多子世帯に対する総合的支援
- ④仕事と子育て両立へのサポート強化
 - ・ワーク・ライフ・バランスの促進
- ⑤ジェンダー平等の推進【再掲】
 - ・ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革
 - ・地域での男女共同参画の促進
 - ・女性の活躍推進
 - ・あらゆる暴力の排除と被害者の保護
- ⑥就学前教育と学校教育の系統的・発展的な充実
 - ・小中9年間を見通した一貫教育の推進
 - ・幼保小連携及び小中連携体制の推進

● 想定される事業等

- ・病児・病後児保育事業の紹介等
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て講座の充実
- ・子育て相談体制の構築
- ・放課後児童健全育成事業
- ・認可保育所施設や小規模保育事業・企業主導型保育事業の推進などによる待機児童対策の強化
- ・学童保育所の待機児童対策の推進
- ・アクティブシニアによる保育所などでの業務補助の推進
- ・男女共同参画センター主催講座等【再掲】
- ・広報や啓発活動による男女共同参画社会の推進
- ・地域活動団体（自治会など）への女性登用の働きかけ
- ・地域活動への女性の参画支援
- ・地域における女性リーダーなどの人材育成支援
- ・政策決定の場などへの女性の参画推進
- ・DV被害者などの支援体制の整備
- ・あらゆる暴力防止に向けた啓発
- ・学校・職場・地域でのハラスメント防止
- ・通学合宿事業

6.4 基本目標 4

(1) 基本的方向 1

互いに思いあう“おかげさま”のまちづくり

● 具体的施策 1：地域コミュニティの再建・新生

人間関係やつながりの希薄化が課題となっているなかで、本町で養われ、受け継がれてきた自治組織やボランティア等の地域コミュニティの再建を目指していく一方で、社会の変化に対応した新たなコミュニティの在り方を検討し、全ての住民が地域への誇りや愛着がもてるような取り組みを進めます。

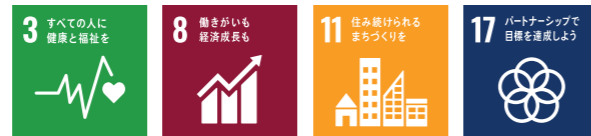
関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 2：長寿社会への対応

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、保健・医療・介護・生涯学習・スポーツ・地域住民の連携等の分野横断的なアプローチを総合的に推進し、町民が生涯にわたり健康で元気な生活を送れるまちを目指します。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

● 取り組み内容

- ①新たな地域コミュニティの促進
 - ・自主運営型コミュニティの促進
 - ・地域福祉体制づくりの推進
- ②地域における交流・ふれあいの促進
 - ・地域での交流、居場所づくりへの支援
 - ・地域全体での挨拶や声かけの奨励
 - ・公共施設や地区公民館の活用検討
- ③福祉活動団体の活動促進
 - ・ボランティアの育成と活動支援
 - ・社会福祉協議会の主体的活動推進
- ④生涯学習活動の推進
 - ・文化の振興と地域資源を学ぶ活動の充実
 - ・図書館機能の充実と読書活動の促進
 - ・図書館へのICTの導入、DXの推進
 - ・多目的運動公園を核とした生涯スポーツ事業の充実
- ⑤青少年の健全育成
 - ・体験・交流活動の実施と参加促進
 - ・青少年健全育成体制の強化
 - ・家庭・地域の教育力の向上
- ⑥障がい福祉の充実
 - ・障がい者福祉サービスの充実
 - ・障がい者の自立支援と地域による支援体制づくり
 - ・障がい児支援
- ⑦社会保障の充実
 - ・国民健康保険事業の安定運営
 - ・後期高齢者医療制度の円滑な運営
 - ・国民年金制度の啓発
 - ・介護保険制度の円滑な運営
 - ・生活困窮者の自立支援
- ⑧対話の場の創出による住民参画の推進
- ⑨多文化共生社会の実現
 - ・あらゆる人権問題に関する啓発の推進
- ⑩仲間づくりや外出機会の支援
 - ・老人クラブの加入推進
 - ・チョイソコちくちゃん（AIオンデマンドバス）の利用促進
- ⑪高齢者の意欲や能力を活用した社会参画機会の創出
 - ・シルバー人材センターの活動支援
 - ・60歳以上のボランティアの活用促進
 - ・70歳現役型社会の推進
- ⑫健康づくりと生きがいづくり
 - ・平均寿命と健康寿命の差をなくす取り組み
 - ・世代間交流の推進
 - ・全町的な健康づくり事業の推進
 - ・健康づくりの普及・啓発
 - ・こころの健康対策

● 想定される事業等

- ・みんなで創る郷づくり事業
- ・NPO・ボランティア支援業務
- ・コミュニティセンター運営業務
- ・コミュニティ推進業務
- ・図書館運営業務
- ・自治公民館等コミュニティ施設整備費助成事業
- ・自主文化事業
- ・各種スポーツ大会開催事業
- ・自治公民館活動等助成事業
- ・高齢者学級
- ・家庭・地域・学校の連携による子どもの読書習慣化の取り組み
- ・各世代の学習ニーズや地域特性・地域資源を踏まえた特色あるプログラムの整備と提供
- ・特定健診受診率の向上と保健指導の強化
- ・重複受診の抑制やジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
- ・企業・NPO法人・大学・各種活動団体・町民など、あらゆる団体を巻き込んで行う対話の場の創出
- ・ボランティアに関わる人材の育成
- ・外国人住民の受け入れ体制の整備
- ・地域社会や生活ルールに対する意識の啓発
- ・地域における多文化理解の推進
- ・外国人住民の相談窓口の整備
- ・保育や教育現場での円滑なやり取りの支援
- ・防災に関する支援
- ・地域における情報の多言語化
- ・日本語及び日本社会に関する学習支援
- ・筑前町定住促進事業【再掲】
- ・特定健康診査等事業
- ・健康増進事業
- ・がん検診事業
- ・健康管理システム運用事業
- ・いきいきサロン事業
- ・健康や疾病予防に関する啓発
- ・筑前町産の農産物等を積極的に取り入れたバランスの良い食生活の推進
- ・健康講座や運動教室の実施
- ・ウォーキング・ラジオ体操の推進
- ・ライフステージに応じた特定健診・がん検診の受診勧奨
- ・生涯を通じたフレイル予防対策
- ・こころの健康に関する相談体制の強化
- ・包括的支援事業の推進
- ・認知症施策の推進
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・高齢者の地域活動や生きがい就労を行う各種団体への支援
- ・見守り・生活支援システムの提供
- ・在宅介護者リフレッシュ事業の実施

6.4 基本目標 4

(2) 基本的方向 2

豊かな自然の保全

● 具体的施策 1：緑環境の保全

ゆとりある住まいの実現に向け、本町の保有する豊かな自然や景観の保全に努め、次世代への貴重な財産として引き継いでいきます。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



● 具体的施策 2：田園風景の適正な管理

田園風景を生み出す地域の営みを守るため、土地の適正な管理を行うとともに、開発行為などの土地利用については、各種法令に基づき周辺環境に配慮するよう指導するなど、魅力ある住環境の整備や地域の景観を守ります。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

● 取り組み内容

①安心する故郷の創造

- ・自然を活かした施設
- ・里地、里山の保全と再生
- ・人と環境に優しい道路空間づくりの推進
- ・農村景観（ほど良い田舎）と都市景観（ほど良い発展）の調和

②定住環境向上への取り組み

- ・良質な住宅地の形成
- ・民間による大規模開発の需要に対応できる準備
- ・遊休地の積極的活用
- ・筑前町に住み続けたいと思う住民の増加（定住促進事業）

③機能的な都市・ゆとりある住まいの実現

- ・市街地のコンパクト化および交通ネットワークとの連携
- ・誰もが利用しやすい公共施設の整備
- ・町営住宅の管理

④地域ブランドの創造

- ・アンテナショップの開設検討

⑤新エネルギー施策の推進

- ・再生可能エネルギーの導入調査・研究
- ・上下水道の普及推進と経営健全化

⑥環境保全・循環型社会の推進

● 想定される事業等

- ・住宅リフォーム事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・中山間地域等直接支払制度事業事務
- ・鳥獣被害対策事務
- ・有害鳥獣の駆除協議会事業事務
- ・緑化推進事業事務
- ・都市公園維持管理業務
- ・筑前町定住促進事業【再掲】
- ・市街地における都市緑化の推進
- ・町営住宅長寿命化計画に基づく予防保全、維持管理
- ・住宅所有者に対する適正管理の啓発
- ・二酸化炭素排出抑制の啓発
- ・環境基準の高い製品の購入・使用の推進
- ・環境学習の実施
- ・ごみ処理施設の研究・検討

6.4 基本目標 4

(3) 基本的方向 3

まちの住みやすさの向上

- 具体的施策 1：公共交通の維持・利用促進（AIオンデマンド、他分野との連携）
近隣都市への公共交通ネットワークを維持するとともに、AIオンデマンドバス等を活用し町内移動の利便性向上を図り、日常生活で利用しやすい交通手段の整備に努めます。
また、各事業者や団体と協働して公共交通の利用促進イベントなどを実施し、利用を広く呼びかけます。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



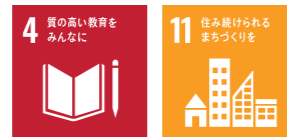
- 具体的施策 2：災害に強いまちの構築
あらゆる災害や危機に対処しうる安心・安全なまちづくりのため、総合的な危機管理体制の整備を充実させると共に、地域自主防災組織の活動を支援・維持していきます。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



- 具体的施策 3：文化活動の継続
「ちくぜん文化まつり」を始めとする各種文化活動の支援や文化交流の場の提供を継続して行うとともに、貴重な文化財の継承や適正保存に努める等、まちの文化活動の振興に努めます。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



- 具体的施策 4：DX事業の推進
社会背景や外部環境を踏まえながら、人々の暮らしや産業、行政サービスなど、分野横断的にデジタル化を推進し、本町の暮らしの質の向上を図ります。

関連付けられる
SDGsのゴール（目標）



想定される事業

- 取り組み内容
 - ①交通ネットワークの充実
 - ・既存公共交通の維持
 - ・補完的な交通手段の充実
 - ・公共交通と地域交通の連携
 - ・まちづくりとAIオンデマンドバスとの連携
 - ②総合的な防災体制の確立
 - ・防災行政無線を活用した情報伝達体制の充実
 - ・他自治体や企業等との防災応援協定の規模拡大
 - ・地域防災計画や防災関連マニュアル等の適宜見直し
 - ・消防施設の充実
 - ③防災・減災対策の充実
 - ・防災・減災意識の向上
 - ・地域防災力の強化
 - ・避難所の良好な生活環境の確保
 - ・危機管理体制の強化
 - ④消防団活動の強化充実と活性化
 - ・団員の資質向上及び人員確保
 - ・各種装備の充実
 - ⑤町民防災力の向上
 - ・自主防災組織の育成
 - ⑥防犯対策の充実
 - ・防犯意識の向上
 - ・犯罪が起こりにくい環境の整備
 - ・消費者被害対策
 - ⑦文化の振興と歴史の継承
 - ・自主的な芸術・文化活動の活性化
 - ・文化振興の支援
 - ・文化財の保存と活用
 - ⑧DXの推進
 - ・行政事務効率化の推進
 - ・円滑な行政手続きの実現
 - ・地域社会のデジタル化の推進
 - ・デジタル人材の育成
 - ・インターネットを活用した住民参画のDX化
- 想定される事業等
 - ・公共交通の積極的な利用の促進
 - ・バス停や駅の駐輪場などの周辺整備
 - ・新しい地域内移動システムの構築検討
 - ・地域公共交通網形成計画策定の検討
 - ・チョイソコちくちゃん（オンデマンドバス）などの地域交通と公共交通との接続による利用促進
 - ・イベントや商業施設との連携、児童の通学との連携など、地域公共交通とまちづくりとの取り組みの推進
 - ・防災行政無線維持管理運営業務
 - ・県防災無線管理業務
 - ・防災備蓄品管理業務
 - ・防災出前講座の開催
 - ・ハザードマップの周知徹底
 - ・防災訓練の参加促進
 - ・防災士の資格取得支援
 - ・自主防災組織のリーダー育成
 - ・避難行動要支援者個別計画の策定
 - ・ため池などの保全活用
 - ・避難所運営訓練の実施
 - ・「道の駅筑前みなみの里」の防災施設としての活用
 - ・災害時応援協定の締結推進
 - ・消防団運営業務
 - ・消防ポンプ車等整備事業
 - ・消防施設維持管理業務
 - ・消火栓標識設置事業
 - ・自主防災組織推進対策事業
 - ・警察と連携した防犯講座の開催
 - ・地域ぐるみの防犯対策の支援
 - ・犯罪情報アプリの周知
 - ・住民組織による巡回パトロールや青色防犯パトロールの徹底
 - ・ニセ電話詐欺被害防止機能付き電話機の設置推進
 - ・消費者被害相談窓口の整備、拡充
 - ・防犯灯整備管理業務【再掲】
 - ・文化財の適正な保存、文化財や歴史資源などの調査・研究と活用
 - ・文化財関連施設の整備検討
 - ・電子申請（オンラインサービス）の拡大
 - ・施設利用のオンライン化
 - ・事務の効率化

施策体系(策定期間:2025年度~2029年度)

基本目標1

まちの地域資源を活かし、
やりがいのある
仕事を創出する

基本的方向1 地域資源を生かした魅力ある産業の創出・強化

- ① 基幹産業である農業の戦略的維持
- ② まちの地場産物や特産品のブランド化
- ③ 企業誘致、新規起業の支援

基本的方向2 産業人材の確保及び育成

- ① 起業支援の充実
- ② 地域企業の情報発信及び雇用の促進
- ③ 外国人就労者等に対する受入環境の整備
- ④ ジェンダー平等の推進

基本目標2

筑前町に住み続け、
新たな人の流れ
をつくり、
“選ばれるまち”
を目指す

基本的方向1 住み続けられるまちの形成

- ① 空家解消、機能的なまちなみの形成
- ② 誰もが働きやすい魅力的な就労環境の整備

基本的方向2 選ばれるまちに向けた魅力発信

- ① 新たな人の流れを創出するまちの魅力発信(SNS)
- ② 移住促進の支援

基本的方向3 観光振興と関係人口の拡大

- ① 地域資源や立地を生かした観光の推進
(道の駅筑前みなみの里、大刀洗平和記念館、広域観光)
- ② 観光産業を支える人材の育成
- ③ インバウンドに対する受入環境の整備

基本目標3

結婚・出産・
子育てを
応援し、
未来を育むまち

基本的方向1 きめ細かな子育て支援の実現

- ① 子育てしやすい環境づくり
- ② 「こどもまんなか」の社会の創出
- ③ 外国人居住者の子どもに対する日本語教育の充実

基本的方向2 健やかに産み育てる環境づくりの推進

- ① 医療体制の充実(医療費助成対象拡大、医師の増員)
- ② 地域学校協働活動の実施

基本的方向3 仕事と子育ての両立支援

- ① ジェンダー平等の推進・意識醸成
- ② 保育事業の充実(待機児童ゼロ、保育環境整備)

基本目標4

田園風景を
残しながら、
生活しやすい
魅力あふれる
まちをつくる

基本的方向1 互いに思いあう“おかげさま”のまちづくり

- ① 地域コミュニティの再建・新生
- ② 長寿社会への対応

基本的方向2 豊かな自然の保全

- ① 緑環境の保全
- ② 田園風景の適正な管理

基本的方向3 まちの住みやすさの向上

- ① 公共交通の維持・利用促進(AIオンデマンド、他分野との連携)
- ② 災害に強いまちの構築
- ③ 文化活動の継続
- ④ DX事業の推進

7 付属資料

(1) 筑前町総合計画策定条例

平成30年3月19日条例第1号

筑前町総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 まちづくりの総合的な指針として、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に立ち、目指すべき将来の姿及びまちづくりの方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、町の最上位計画とする。

2 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとする。

(総合計画の策定)

第4条 町長は、本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)を行うときは、あらかじめ、筑前町附属機関に関する条例(平成17年筑前町条例第13号)別表に定める総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(2) 筑前町総合計画審議会規則

平成17年3月22日規則第12号

筑前町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、筑前町附属機関に関する条例（平成17年筑前町条例第13号）第3条の規定により、筑前町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、筑前町総合計画及び筑前町国土利用計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 教育委員会の委員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条第2項に掲げる委員は、その職を退職したときは、解任される。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(顧問)

第7条 審議会に顧問を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(3) 筑前町総合戦略推進会議設置要綱

平成27年5月1日告示第60号

筑前町総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 人口減少社会に対応するとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持する施策を検討するにあたり、専門的見地等から意見を聴取するため、筑前町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、町の課題やそれを解決するための方向性等を議論し、筑前町総合戦略の策定及び施策の検証等に関する意見を述べるものとする。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、町の区域内に居住する者、学識経験者及び各種団体から推薦された者によって構成する。

(組織)

第4条 推進会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 推進会議は、町長が招集する。

2 町長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(4) 筑前町総合計画審議会及び筑前町総合戦略推進会議 名簿

■総合計画審議会委員及び総合戦略推進会議委員

職務	委員氏名	所属・役職等
委員	浦山 敏弘	教育委員会委員
委員	行武 政一	農業委員会会長
副委員長	田村 静雄	区長会会長
委員	徳田 昭雄	区長会副会長
委員	藤井 勝	消防団団長
委員	藤田 和明	民生委員児童委員協議会副会長
委員	吉森 達夫	シニアクラブ連合会副会長
委員	東野 正美	社会教育委員の会副議長
委員	矢野 和子	文化協会副会長
委員	藤本 英明	体育協会会長
委員	岡部 由美子	社会福祉協議会副会長
委員	井上 良子	商工会女性部部長
委員	原野 義英	JA筑前あさくら三輪支店長
委員	焼山 純一	三並小学校PTA会長
委員	石丸 充	三輪中学校PTA会長
委員	松本 龍彦	町おこしグループ(若者会)実行委員長
委員	田中 富久美	人権擁護委員会委員
委員	吉弘 拓生	地域力創造アドバイザー
委員長(座長)	山下 永子	九州産業大学教授
委員	福田 光孝	町民代表(一般公募)
委員	金子 由香	町民代表(一般公募)

■事務局

担当	所属課	職名	氏名
総合計画	企画課	課長	亀田 美香
	企画課	課長補佐	畠中 康江
	企画課	企画調整・ふるさと納税係長	藤上 隆太郎
総合戦略	総務課(地方創生戦略室)	課長	古川 秀志
	総務課(地方創生戦略室)	課長補佐	塩田 秀樹
	総務課(地方創生戦略室)	行政政策係長	石橋 昭和

(5) 諮問書・答申書

■諮問書

6 筑企第 164 号
令和 6 年 6 月 26 日

筑前町総合計画審議会
会長 山下 永子 様

筑前町長 田頭 喜久己

第 2 次筑前町総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

このことについて、筑前町総合計画策定条例第 5 条及び筑前町総合計画審議会規則第 2 条の規程に基づき、第 2 次筑前町総合計画の策定について、次のとおり貴審議会に諮問します。

1. 諮問事項

総合計画は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位計画として策定されるものであり、基本構想及び基本計画で構成されます。現在、本町では令和 7 年度からスタートする後期基本計画の策定を進めています。

本策定にあたり、筑前町総合計画策定条例(平成 30 年筑前町条例第 1 号)第 5 条の規定により町民参加の手続きを行っておりますので、次の事項について貴審議会の意見を求めたく諮問します。

- (1) 前期基本計画の達成度
- (2) 本町が取り組むべき課題
- (3) 後期基本計画に向けたキーワード
- (4) 5 年後、目指すまちのイメージ

以上

■ 答申書

令和7年2月27日

筑前町長 田頭 喜久己 様

筑前町総合計画審議会
会長 山下 永子

第2次筑前町総合計画後期基本計画について(答申)

令和6年6月26日付6筑企第164号で諮問のあった、第2次筑前町総合計画後期基本計画の策定について、筑前町総合計画策定条例第5条及び筑前町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたのでここに答申します。

1. 第2次総合計画後期基本計画については、別添「第2次総合計画後期基本計画(案)」の内容を踏まえて策定してください。
2. 本計画の推進にあたり、当審議会付帯意見を付しますので、これらの意見を尊重されることを要望いたします。

以上

(6) 筑前町総合計画審議会付帯意見

1. 全体を通して

- ・アンケート結果で、町への愛着度、定着度が増加しているのは、前期基本計画が正しい方向性を持っていたと考えられる。この方向性を堅持する。
- ・住んでよかった、選んでよかったといってもらえるような取り組みやブランディングを行う。
- ・データを使って、町の住みやすさの「見える化」を行う。
- ・ふるさと納税の独自返礼品の開発を進めるなど、新しい取り組みにより町の収入増を目指す。
- ・DX施策推進のため、Wi-Fiなどの環境整備、現状の把握や専門チームの立ち上げなどに取り組むこと。また、これらの取り組みを住民に分かりやすく伝えるよう配慮する。
- ・こどもから高齢者までが活躍する、生涯活躍のまちづくりを進める。
- ・大人だけでなく、こどもたちの意見も取り入れたまちづくりが望ましい。

2. 政策別の意見

○学ぶ

- ・DXにより学校の先生たちの働き方改革を進める。
- ・大刀洗平和記念館は、「平和の情報発信基地」として全国にアピールできる施設なので、このまま堅持する。
- ・平和教育のため大刀洗飛行場関連戦跡の保存を進め、併せて証言者の声、証言資料についても収集に努める。
- ・社会問題化している不登校児童生徒について、農業体験や職場体験などを通じて地域の人たちとふれあい、人とのつながりを感じられる場を提供する。
- ・グローバル人材の育成の観点から、児童生徒の英語力の強化には引き続き力を入れる。
- ・外国人住民とそのこどもについて、日本語指導など生活支援体制の充実を図る。

○守る

- ・空き家が増えているので、リノベーション費用の助成や移住政策を進める。
- ・バスの自動化(無人化)までにはまだ時間がかかるため、現行のAIオンデマンドバス「チョイソコちくちゃん」の活用や運用の強化を行う。

○稼ぐ

- ・食の都づくり宣言を行っていることから、スマート農業を推進するなど基幹産業である農業の振興に努める。

(7) 筑前町総合計画策定委員会設置要綱

平成30年3月20日訓令第6号

筑前町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 筑前町総合計画策定条例(平成30年筑前町条例第6号)に規定する筑前町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、その円滑かつ効果的な推進を図るため、筑前町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、総合計画の策定に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、町長をもって充て、副委員長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、各主管課長職、企画課課長補佐、企画調整係長及び担当職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(企画調査員会)

第6条 委員会の下に、企画調査員会(以下「調査員会」という。)を置く。

2 企画調査員(以下「調査員」という。)は、町長が選考した職員で構成する。

3 調査員は、上司の命を受けて所属する課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)又は係における次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合計画に含まれるべき事務事業の計画並びに方針の企画、調査、指導及び連絡調整に関すること。

(2) 前号の事務事業の実施に関し、必要な調整及び事務事業の実施状況の報告に関すること。

(3) 総合計画策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。

(4) その他総合計画策定に関すること。

(事務局会)

第7条 委員会に事務局会を置き、企画課の職員をもって構成する。

2 事務局会は、委員長の命を受けて、委員会及び調査員会に付議すべき案件の調査及び研究をおこなうものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

- ・新規就農者は増えているが後継者不足は改善されていない。稼げる農業の取り組みに支援する。
- ・有名になった巨大わらかがしを活用して、長期的なイベントやグッズ制作などを実施。町にお金が落ちるような仕組みをつくる。
- ・滞在型観光を深化させ、地のもの、季節のものを活用した、宿泊も楽しめる仕組みをつくる。
- ・インバウンド対策として魅力的な観光資源の開発、深掘りの検討を行う。
- ・起業支援を進め、プレゼンテーション大会の実施、出資モデルや金融機関からの融資支援などに力を入れる。

○支える

- ・高齢者の一人世帯が増えているため、地域の交流や高齢者の生きがいづくりが必要。また、デジタル化対応の支援を検討する。
- ・横文字が多く使われている。平易な表現にする、又は注釈を入れるなど、誰にでもわかるような計画を作成する。
- ・地域の誰ひとり取り残さないまちづくりを進める。
- ・子どもの権利条例を中心に据え、子どもの自尊感情を育む取り組みを行う。
- ・こどもたちは、家庭、学校、地域が一体となって見守り、関わり合って成長していくもの。そのような取り組みを行う。

○結ぶ

- ・移住者に選ばれるためにも、道路や宅地などの住環境整備を進める。
- ・学校教育や子育て環境を充実させ、若い世代の定住や移住につなげていく。
- ・転入者の増加、空き家の増加、区役員の選任など、区の運営が難しくなっているほか、民生委員、文化協会の役員などもなる人が減ってきている。人と人とのつながりを大切にしながら、住民相互に思いやる“おかげさま”のまちづくりを進める。
- ・こども会などを通じて、区民のつながりができるようなまちづくりを進める。
- ・地域の行事を見直す時期にきている。必要なものとそうでないものを選択し、新しい形に見直しを行う。
- ・若い世代へ向けた情報発信の仕組みを工夫する。
- ・自治会の良さや加入することのメリットを行政からも情報発信する。

(8) 筑前町総合計画策定委員会 名簿

■筑前町総合計画策定委員会

役職	職名	氏名
委員長	町長	田頭 喜久己
副委員長	副町長	中野 高文
副委員長	教育長	宮崎 敏宏
委員	議会事務局長	山本 孝
委員	総務課長(地方創生戦略室長)	古川 秀志
委員	大刀洗平和記念館館長	稲葉 佳奈
委員	財政課長	尾畑 正行
委員	出納室長	橋本 照美
委員	税務課長	八尋 福由
委員	住民課長	吉浦 高幸
委員	人権・同和对策室長	尾籠 浩一郎
委員	健康課長	橋本 豊
委員	環境防災課長	岡部 裕行
委員	建設課長	行武 一洋
委員	都市計画課長	田中 達也
委員	農林商工課長(農業委員会事務局長)	谷口 謙司
委員	上下水道課長	徳永 正弘
委員	福祉課長	神崎 英昭
委員	こども課長	村山 弥生
委員	教育課長	宮崎 宣匡
委員	生涯学習課長	小川 真一

■事務局

所属課	職名	氏名
企画課	課長	亀田 美香
企画課	課長補佐	畠中 康江
企画課	企画調整・ふるさと納税係長	藤上 隆太郎

(9) 筑前町総合戦略推進本部設置要綱

平成27年5月1日告示第59号

筑前町総合戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定による町のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、筑前町総合戦略推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び改定に関すること。
- (2) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) 総合戦略の施策実施に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長、副本部長には副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、各課長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキングチームの設置)

第6条 本部長が必要と認めたときは、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局を総務課に置く。

- 2 事務局は、専門員を配置することができる。
- 3 推進本部の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(10) 筑前町総合戦略推進本部 名簿

■総合戦略推進本部

役職	職名	氏名
本部長	町長	田頭 喜久己
副本部長	副町長	中野 高文
副本部長	教育長	宮崎 敏宏
本部員	議会事務局長	山本 孝
本部員	企画課長	亀田 美香
本部員	大刀洗平和記念館館長	稲葉 佳奈
本部員	財政課長	尾畑 正行
本部員	出納室長	橋本 照美
本部員	税務課長	八尋 福由
本部員	住民課長	吉浦 高幸
本部員	人権・同和対策室長	尾籠 浩一郎
本部員	健康課長	橋本 豊
本部員	環境防災課長	岡部 裕行
本部員	建設課長	行武 一洋
本部員	都市計画課長	田中 達也
本部員	農林商工課長(農業委員会事務局長)	谷口 謙司
本部員	上下水道課長	徳永 正弘
本部員	福祉課長	神崎 英昭
本部員	こども課長	村山 弥生
本部員	教育課長	宮崎 宣匡
本部員	生涯学習課長	小川 真一

■事務局

所属課	職名	氏名
総務課(地方創生戦略室)	課長	古川 秀志
総務課(地方創生戦略室)	課長補佐	塩田 秀樹
総務課(地方創生戦略室)	行政政策係長	石橋 昭和

(11) 第2次筑前町総合計画策定の主な経過

■総合計画策定委員会

開催回数	開催月	内容
第1回	平成30年6月	策定方針について
第2回	令和元年9月	経過報告、基本構想・基本計画案の協議、総合計画審議会開催についての説明
第3回	令和元年9月	基本構想・基本計画(案)確認
第4回	令和7年1月	後期基本計画(案)確認
第5回	令和7年5月	後期基本計画(案)最終確認

■総合計画企画調査委員会

開催回数	開催月	内容
第1回	平成30年6月	総合計画策定について
第2回	平成30年8月	研修「SWOT分析・ビジョンづくり」
第3回	平成30年9月	第1回住民懇談会についての事前打ち合わせ
第4回	平成30年11月	第2回住民懇談会についての事前打ち合わせ
第5回	平成30年12月	町民アンケート調査結果について
第6回	平成31年1月	基本計画案検討(1)
第7回	平成31年2月	基本計画案検討(2)
第8回	令和元年6月	研修「SIMULATION ふくおか2030」(行政運営における財政シミュレーション)
第9回	令和元年8月	基本計画原案検討、主要施策、10年後の目指す姿及び成果指標についての協議
第10回	令和6年6月	総合計画・実施計画策定方針等説明会
—	令和6年7月	確認作業 ①目標に関連する統計指標の集計・分析、②前期取り組み状況の整理、③類団の好事例・キーワード確認
—	令和6年7月	各課ヒアリング(後期基本計画・第3期総合戦略)

■町民アンケート・住民懇談会

開催月	内容
平成30年9月	町民アンケート(対象者:町内在住の18歳以上1,500名、無作為抽出)
平成30年9月	第1回住民懇談会「ちくぜんしあわせ会議」(テーマ:まちづくりの目標や夢を語り合おう)
平成30年11月	第2回住民懇談会「ちくぜんしあわせ会議」(テーマ:理想のまちづくりを実現するためのアクションを考えよう)
令和6年2月	町民アンケート(対象者:町内在住の18歳以上1,500名、無作為抽出)
令和6年7月	庁内職員ワークショップ(テーマ:基本構想における5つの政策に対するこれからの筑前町)
令和6年7月	第1回中学生ワークショップ(テーマ:生活の“困りごと”“あったらいいな”や“筑前町で守りたいもの・活かしたいもの”)
令和6年9月	第2回中学生ワークショップ(テーマ:困りごとから、どのようなことをすればよいかアイデアを出し合ひましょう)
令和6年10月	第3回中学生ワークショップ(テーマ:掲げたテーマに関して、何をしたらよいか、筑前町の発展にどのように貢献すればいいのか考えましょう)

■総合計画審議会

開催回数	開催月	内容
第1回	令和元年10月	委嘱状交付及び諮問、これまでの経過説明及び基本構想(案)の内容協議
第2回	令和元年10月	基本計画(案)「学ぶ」「守る」「稼ぐ」内容協議
第3回	令和元年11月	基本計画(案)「支える」「結ぶ」内容協議
第4回	令和元年11月	答申内容(付帯意見)協議
第5回	令和6年6月	委嘱状交付、後期基本計画策定に向けた意見照会、スケジュールの確認
第6回	令和6年10月	前期基本計画の達成度評価、後期基本計画骨子(案)内容協議
第7回	令和6年12月	後期基本計画の取り組むべき方向性、基本方針、重要業績評価指標(KPI)内容協議
第8回	令和7年1月	後期基本計画(素案)内容協議

■議会

開催月	内容
平成30年9月	平成31期第1回定例協議会 第2次筑前町総合計画策定経過報告
平成30年9月	議会全員協議会 基本構想・基本計画 中間報告
平成30年11月	12月定例議会 基本構想・基本計画 上程、議決
令和7年3月	令和7期第1回定例協議会 第2次筑前町総合計画後期基本計画策定経過報告
令和7年6月	6月定例議会 後期基本計画 上程、議決



(12) 第3期筑前町総合戦略策定の主な経過

■総合戦略推進会議

開催回数	開催月	内容
第1回	令和6年6月	委嘱状交付、第3期筑前町総合戦略策定に向けた意見照会、スケジュールの確認
第2回	令和6年10月	第2期筑前町総合戦略の達成度評価、第3期筑前町総合戦略 骨子(案)内容協議
第3回	令和6年12月	第3期筑前町総合戦略の取り組むべき方向性、基本方針、重要業績評価指標(KPI)内容協議
第4回	令和7年1月	第3期筑前町総合戦略(素案)内容協議

第2次筑前町総合計画後期基本計画
第3期筑前町総合戦略

発行日 2025(令和7)年9月

発行 筑前町

編集 筑前町企画課・総務課(地方創生戦略室)

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地

電話 0946-42-3111(代)

FAX 0946-42-2011

ホームページ <https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp>